明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和五十四年五月二十三日

○第八十七回国会 参議院会議録第十四号

昭和五十四年五月二十三日（水曜日）
午前十時三分開議

○議事日程　第十四号
昭和五十四年五月二十三日
午前十時開議
第一　国務大臣の報告に関する件（内閣総理大臣の訪米並びに第五回国連貿易開発会議出席及び訪比に関する報告）
第二　国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、故元議員田口長治郎君に対し弔詞贈呈の件
一、日程第一
一、日本専売公社法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）
一、日程第二より第四まで

○議長（安井謙君）　これより会議を開きます。
さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員田口長治郎君は、去る四日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。
同君に対しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。
ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くし特に院議をもつて永年の功労を表彰せられました元議員従三位勲一等田口長治郎君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

○議長（安井謙君）　**日程第一　国務大臣の報告に関する件（内閣総理大臣の訪米並びに第五回国連貿易開発会議出席及び訪比に関する報告）**
内閣総理大臣から発言を求められております。発言を許します。大平内閣総理大臣。

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣（大平正芳君）　私は、四月三十日から五月七日まで園田外務大臣とともに米国を訪問し、カーター大統領と前後二回の会談を行ったほか、バンス国務長官ほか関係閣僚、米国議会両院の指導者、米国財界人及び日本関係者等と懇談いたしました。さらに、ナショナルプレスクラブにおいて、わが国の内外経済政策、外交姿勢並びに日米関係の現状及び将来について演説を行いました。
私の今回の訪米は、最近の国際情勢を踏まえ、世界経済のために日米が相協力して対処すべき諸問題及び当面の経済的懸案を含む二国間問題につき意見を交換し、その解決を促進いたしますとともに、重要な国際政治全般につき相互理解を深めるためのものでありました。
カーター大統領との会談は、相互の信頼と友好的な雰囲気の中で、日米経済関係、安全保障問題、国際情勢、世界経済問題等幅広い分野にわたりました。会談の成果につきましては、私とカーター大統領との間の共同声明に表明されておりますが、この際、特に次の諸点を指摘しておきたいと存じます。
国際情勢につきましては、アジアを中心に意見交換を行い、日米双方がそれぞれの国際的責任を自覚し、互いに協力しつつ応分の役割りを果たしていくことが世界の平和と安定のために重要であるとの点で意見の一致を見ました。
日米安全保障関係については、現在それが円滑に運営されているとの認識で一致を見ました。
経済関係につきましては、日本は内需拡大や市場開放等を通じ、また、米国はインフレ対策や石油輸入の抑制等を通じて、それぞれの国際収支の是正に努めるという中期的な展望をより明確にし、そのような展望のもとで世界経済の安定的発展のために日米間の協力と話し合いを進めていくことにつき、意見の一致を見ました。
また、エネルギー政策の協力的な推進のため日米科学技術協力基本協定が成立いたしましたことは、一つの成果でありました。
政府調達問題を中心とする日米間の当面の貿易経済問題については、できる限り早期に解決すべく鋭意話し合いを継続することを相互に確認いたしました。
また、六月に開催予定の主要国首脳会議につきましても、これを有益かつ建設的なものにするため、日米両国政府が十分意思疎通を図りつつ、かつ、他の国々とも協力して準備を進めていくことについて意見の一致を見ました。
さらに、カーター大統領御夫妻を主要国首脳会議の直前に国賓として日本に迎えることになっておりますが、同大統領御夫妻の来日は、日米友好の見地からきわめて重要な意味を持つものと考えます。
今回の訪米、特に米議会訪問等を通じて、改めて日米貿易経済問題についての対日批判の根強さを感じました。私は、これら批判に対し、日本の立場を説明し、議会指導者等の理解を求めてまいりましたが、今後とも、日米両国のためのみならず、世界経済全体のために、今般の会談を通じて日米間において意見の一致を見たところにのっとり、引き続き精力的に努力する必要があると考えます。
今回の訪米により、私とカーター大統領との間に一層の理解と信頼が深まったと感じており、双方は今後とも緊密な接触を維持することに意見の一致を見ました。さらに、日米が協力して世界の平和と安定のためにそれぞれの役割りを果たしていくべきことが再確認されたことは、日米関係を一九八〇年代に向けて実り豊かなパートナーシップとして築き上げていく上できわめて重要な成果であったと考えます。政府としては、今後とも米国との協力協調関係を基礎としつつ、わが国の国際社会に対する応分の責任を果たしてまいる所存であります。
私は、また、五月九日から十一日まで、第五回国連貿易開発会議（UNCTAD）総会において、わが国の南北問題に対する姿勢を明らかにするとともに、日比関係及び日本とASEAN諸国との関係の一層の強化を図るため、園田外務大臣とともにマニラを訪問いたしました。
UNCTADの今次総会は、第三次国連開発戦略の策定を明年に控え、八〇年代の南北対話の方向づけ、また、その枠組みづくりを行い、二十一世紀に向かって南北関係の展望を示す機会として重要な意義を有するものであります。
わが国は、アジアの先進国として南北問題に積極的貢献を果たしておる立場から、南北問題に対

するわが国の基本姿勢を表明いたしますとともに、本総会の成果を六月下旬の主要国首脳会議に反映させるため、私自身出席することにいたしました。

わが国は、発展途上国の描く新国際経済秩序樹立への共感を表明し、わが国の経済力にふさわしい国際的責任を果たすため、共通基金の第二の窓について日本が国力にふさわしい拠出を行う用意があること、及びＯＤＡの質量両面にわたる改善についての決意を述べますとともに、特にその中心を国づくりの基礎としての人づくりと農業開発に向ける用意のあることを申し述べました。

今次のフィリピン訪問では、長年の懸案であった日比友好通商航海条約の署名が行われ、また、マルコス大統領との会談では、きわめて打ち解けた雰囲気の中で、アジア全体の平和と安定という見地より日比関係の一層の増進、アジア問題、とりわけインドシナ問題等につき、意見を交換いたしました。

なお、私は、福田前総理がマニラで明らかにされた対東南アジア政策の三原則にうたわれたＡＳＥＡＮ重視の姿勢を再確認いたしますとともに、人づくりへの協力重視との関連で、受け入れ国が希望すれば対ＡＳＥＡＮ奨学資金構想を実現する用意のあることを表明いたしました。

さらに、私は、マニラ滞在中のフレーザー豪州首相と会談し、現在行われている第五回ＵＮＣＴＡＤ及び来るべき主要国首脳会議で議題として予想される主要な国際経済問題につき、有益な意見の交換を行いました。

さらに、日豪両国が関心を有するアジア・太平洋情勢、両国の貿易、経済関係を中心として、建設的な意見の交換を行いました。

以上が、私の米国訪問並びに第五回ＵＮＣＴＡＤ会議出席及びフィリピン訪問についての概要の報告であります。わが国の果たすべき国際的責任と役割りの遂行につき、一層の御理解と御支援をお願いする次第であります。（拍手）

○議長（安井謙君）　ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。吉田実君。

［吉田実君登壇、拍手］

○吉田実君　初めに、大平総理には、文字どおりの東奔西走、まことに御苦労さまでございました。

ただいま御報告を承って、私は、自由民主党・自由国民会議を代表し、若干の質問を行います。

まず、日米共同声明は、日米間だけでなく、中国、ソ連、中東、アジアにわたって、総理が強調された実り豊かな日米間のパートナーシップがうたい上げられており、私は、この共同声明が新たな日米友好親善関係の出発点となるものと信じます。

また、マニラにおける総理の演説は、南北相互依存時代の中にあって、アジアの中にわが国の平和の道を求め、途上国に対し輸出の五五％、輸入の四五％を占めるわが国として、当然の配慮であったと思います。私は、このように、今回の総理の訪米、訪比の成果を高く評価するものであります。（拍手）

それだけに、私は、総理が両会議でなされた約束や提言は必ず実行していただきたいと思います。しかし、約束の多くは財政負担を伴うものであり、それを税金によるか国債によるかは別として、結局国民全体が支えなければなりません。政府は、約束の内容を国民に、禅問答ではなく、わかりやすく説明して、その協力と合意を得なければならぬと思いますが、総理は約束の実行についてどのように実現をされていかれようとするのか、まず、総理の決意のほどをお伺いいたします。

関連しまして、大蔵大臣に伺います。一体、今度の総理の約束はどれくらいのお金がかかるのでしょうか。総理のマニラ演説が抽象的であったと批判された陰に、大蔵省が総理の足を引っ張ったんだという報道もありますので、明らかにしていただきたいと思います。

次に、経企庁長官に伺いますが、これら総理の約束によって、すでに基本構想の固まった新経済社会七カ年計画は根本的に見直す必要があるのではありませんでしょうか。その内容と方向を伺います。

さて、今回の日米共同声明は二十項目にわたる膨大なものであります。当面、わが国におきましては、内需の増大、インフレの防止、貿易黒字減らしが課題となろうと思いますが、私は、ここでは国際協調に関連した三点だけを御質問いたします。

第一点は、ただいま総理の御報告の中にも二度出てまいりましたが、「日米が協力しつつ世界平和のために応分の役割りを果たす」とありますが、わが国の防衛面においてこれはどのような範囲のものでしょうか。また、カーター大統領との会見の中で、第二次ＳＡＬＴの話が出ましたでしょうか。総理は、米ソ間の第二次ＳＡＬＴの合意によって、アジアやヨーロッパの緊張緩和にどの程度の影響を及ぼすものとお考えでございましょうか。

第二点は、ただいまの報告の中にありましたように、エネルギー問題について先進国が二国または多国間で開発協力をやることの必要性はさらに増大したと共同声明の中にあります。

さきに、米国、日本、西ドイツで、石炭液化開発プロジェクトが合意され、また今回、訪米の際に日米科学技術協定が結ばれました。日米間で行う今後のエネルギー共同開発研究は、一体日本側でどのような組織をつくり、そうしてまた、これにどれぐらいの費用がかかるのでしょうか。

第三点は、共同声明の中に出てまいります日米ワイズマングループ、賢人会の勧告の拘束性についてであります。もし賢人会から発せられた勧告が単に尊重されるということで終わるならば、あるいは日米間のそれこそ文化摩擦が起こるおそれがあります。この点を総理から明らかにしていただきたいと存じます。

次に、ＵＮＣＴＡＤ総会につきましても三点だけ御質問いたします。

第一点は、総理がわざわざお出ましになりましたのは、その一つの原因は、東京サミットを成功させたいという御熱意からでありましょう。ところが、いままでのサミットは、単に個別対策を並べただけであって、さほど効果が上がらず、やはり中長期にわたる展望が必要であると言われています。幸い、ワシントンの準備会議では、中長期にわたる各国の経済構造あるいはエネルギー、インフレ、経済成長等の問題が論議されるようで、結構であると思いますが、総理は東京サミットについてどのような輪郭をつくるべきであるとお考えでございましょうか。

第二点は、総理がマニラで提言された人づくり構想は、じみであっても時を得た提言であると高く評価いたします。御案内のとおり、オイスカ産業開発協力財団は過去十数年にわたりアジアを中心として農業開発と人づくりに大きな実績を上げております。総理は、このような民間ボランティア機関をもっと活用することをお考えになりませんか。

第三点は、途上国の要望に対するわが国の態度であります。

途上国の要望は、ただいま総理の報告にもありましたように、新しい国際経済秩序の樹立、「第二の窓」、すなわち、一次産品の緩衝在庫以外への拠出、そうして政府開発資金の増額であろうと思います。しかし、これに対し、フランスと西ドイツは消極的態度を表明し、アメリカは反対を表明しました。つまり、主なる欧米先進国は拒否をしている状態であります。総理は、演説の中で、七十七カ国グループの基本的態度に共鳴すると発言されております。一体、途上国の要望に対し日本が今後どのような態度をとるか、これは今後注目の的となりましょう。私は、総理は欧米先進国と途上国との間に立って、その橋渡し的役割りを

果たさるべきであると思いますが、総理の御見解を伺います。

終わりに、総理に望みたいと思います。私は、総理は深い哲学を持った政治家であると思っております。あなたの無理をしない「待ち」の姿勢もその一つでございましょう。しかし、ちまたには、日米農産物問題や今回の電電公社等の政府調達問題について、待っていて後手後手と回って必要以上に経済摩擦を大きくしたのではないかという声もあります。また、UNCTAD総会においても、オーストリア、オランダ、スウェーデンはすでに「第二の窓」への拠出金を表明し、また、フランスは貧困な後発途上国に対する政府債務の帳消しを表明しました。このような先手がやはりマニラの会議で私は打たれたものと思います。

今回の総理の訪米、訪比に見る大平外交の展開はみごとなものでありました。しかし、真の評価は今後にあります。どうか、総理におかれましては、八〇年代に向かって実り豊かに今回の訪米、訪比の成果を実らせるためにも、ただいまの「待ち」の姿勢に加うるに「攻め」の政治姿勢を兼ね備えるリーダーとなられますよう、心から念願いたします。

質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣（大平正芳君）　吉田さんの御質問にお答えいたします。

第一は、今回、UNCTAD総会におきまして私がお約束いたしましたことにつきましては巨大な財政負担を伴うものであるが、その処理はどうするかということでございます。仰せのように、将来の財政負担を必要とするお約束をいたしたことは事実でございますけれども、国際社会におきましてわが国はその果たすべき責任と役割りがございまして、これに応分の対応をしていかなければならぬと考えておりまして、そのことにつきましては、大綱として国民の支持と理解を得られるものと判断いたしております。御案内のように、日本のODA、政府開発援助は、十四億ドルを三年間倍増するという約束をいたしておりまして、いまその遂行の途中にございます。私が申し上げたようなことは、このODAの倍増計画の枠組みの中で消化できるものと私は考えております。

第二に、吉田さんは、わが国の国力に相応した負担、協力ということを言っておるけれども、日本の国力に相応した防衛力、防衛の役割りとはどういうものであるかという意味の御質問がございました。今回の日米共同声明には、日本の国力に相応した防衛の役割りという言葉はございません。この共同声明におきましては、「日本の自衛力の質的改善のため今後とも努力する」という表現を用いておるわけでございます。この表現は、わが国の防衛力整備の大綱にすでに示されたことでございまして、新しいことではないと承知いたしております。

それから吉田さんは、SALTⅡにつきまして話があったかということでございますが、大統領からも、また、個別に持ちましたバンス国務長官との会談におきましても、詳しくアメリカ側の対ソ交渉の経過と現状と見通しにつきましてお話は伺いました。アメリカ側が当時予想いたしておりましたように、この問題はすでに解決を見たことは御案内のとおりでございまして、しからばこれはどういう国際政治的な成果であると評価するかというお尋ねでございますが、SALTⅡの妥結は、核軍縮の達成に資するのみならず、米ソ関係の安定、ひいては国際的な平和と安定の維持に大きく貢献するものであると私は確信しております。

それから第二に、吉田さんは、日米間のエネルギー政策上の協力につきましてのお尋ねがございました。御心配の、日米間でつくられておりまする合同委員会、また必要に応じて小委員会をつくる予定になっておりまするけれども、私どもとしては、すでにつくられておる合同委員会を中核といたしまして日米間の技術協力を進めてまいりたいと考えております。この費用の増額につきましては、今後の研究開発の促進に応じまして対応いたしていきたいと考えておる次第でございます。

それから、東京サミットの指向する枠組みをどう考えておるかという御質問でございました。東京サミットにつきましては、御案内のように、いま準備会議が行われて、どのような議題をどういう手順で取り上げてまいるかという点につきまして、各国首脳の代表間におきまして協議が行われております。すでに第二回の準備会議が終わったわけでございまして、六月の中旬に行われるパリにおける第三次の準備会議で準備が整うことになっております。いま御指摘になりましたような問題は準備会議の管轄事項になっておりますので、私から特にここで差しおいて申し上げることを差し控えたいと思うのでありまするけれども、私は、今度の東京サミットが、このように政治的に多極化し、経済的な困難を抱えておる段階におきまして行われるものであるだけに、そしてまた、エネルギー問題がこのように緊張した環境の中で行われるものであるだけに、こういったエネルギー問題について、あるいはインフレ問題について、そういった問題につきまして首脳間の認識が一致いたしまして、これに対して協力の道標が確立するというようなものであってほしいと願っておるわけでございまして、私どももそういう方向で努力をしていかなければならぬと考えております。

それから、今度のUNCTADにつきまして、人づくりの協力を初めといたしまして、いろいろな協力のやり方につきまして、御意見を交えての御質問がございました。とりわけ民間のボランタリー機関の活動をどう評価するかということもございました。私どもといたしましては、人づくりという問題、これはすべての開発途上国の一番大事な課題ではなかろうかと思います。もっとも、経済協力は受益国側の意向をくみ上げてやらなければなりませんので、押しつけるわけにはまいりませんけれども、受益国が希望する限りにおきましては、人づくりの問題に対して惜しみなく協力をしてまいるという基本姿勢を貫きたいものと考えておるわけでございます。現に、開発途上国からは、従来の専門技術者養成、留学生の派遣等のほかに、地域社会の発展への協力とか、教育の協力とか、人的文化的国際交流等の要請も参っておるわけでございまして、そういった要請には可能な限り応じていかなければならぬと考えておる次第でございます。

最後に、私に対する要望がございましたが、謹んで拝聴いたしておきます。（拍手）

〔国務大臣金子一平君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子一平君）　総理がアメリカ、フィリピン御訪問の際のお話の中で、幾ら具体的に日本として財政負担をしなきゃいかぬことに決まったかというお話でございますが、国連の難民高等弁務官のインドシナ難民救済計画も、難民の一時収容センター構想も、まだ構想の段階でございまして、具体的に計画がセットされておりません。これは今後の問題と御了承願りたいと思います。

アメリカで具体的に決まった金額は、スミソニアン研究所の新東洋美術館とニューヨーク・メトロポリタン博物館の日本展示場の建設、それからマサチューセッツ工科大学の国際エネルギー政策研究のための基金の設立のための資金援助の三点でございまして、各百万ドルでございます。

それから、フィリピンでお話の出ておりましたODAにつきましては、すでに総理からも三年間倍増のお話がございましたが、コモンファンドの「第二の窓」に対する任意拠出につきましては、これは具体的に大多数の国々の参加によってこの拠出が決まったならば応分の協力をいたしましょうということでございまして、金額的にまだセットをされておりません。ただ、総理もお触れになりましたように、ASEANの青年の人づくりの具体的な方策として、奨学金を毎年百万ドルずつ十年間寄贈することはお約束になっております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣小坂徳三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小坂徳三郎君）　お答えを申し上げます。

先ほど来総理から御答弁がございました、そうした方向、つまり、新経済社会七カ年計画の基本的な構想は先ほどの総理の御答弁そのものであると考えておるわけでございまして、特に日本が、ことしでもすでに二百三十兆円の経済規模、これは全世界に対しての八分の一のシェアを持つ国柄でございまして、当然ここには諸外国から日本に対する経済的なあるいは政策的な要求が参りますし、あるいはまた日本に対する役割り分担の増加を求める声は当然でございますが、七カ年計画におきましては、こうした外的な要求と内政的な要求との適正な調和を図るということを目的につくっておるものでございまして、今回の総理の訪米、そしてまたUNCTADにおける総理の御発言、そうしたことに基づいて七カ年計画の抜本的な見直しというものは全く必要ないと私らは考えておるわけでございます。

なお、ことしの一月、基本構想を発表いたしまして以来、基本的な各方面の御意見あるいは要望を参照しながら、最近の経済情勢あるいはエネルギー事情等の変化も踏まえて、本計画の内容をいま詰めているところでございますが、その際におきましても、先ほど来申し上げましているとおり、わが国経済の世界経済における地位と役割りを踏まえまして、国際的な調和や、あるいはまた国際経済社会発展への積極的な貢献等を十分留意してまいる方針にいたしております。（拍手）

○議長（安井謙君）　田中寿美子君。

〔田中寿美子君登壇、拍手〕

○田中寿美子君　私は、日本社会党を代表し、ただいまの大平総理の報告に対して若干の質問を行います。

申すまでもなく、今回の日米首脳会談は、来るべき東京サミットに備えて日米両国間の見解の調整を図るために行われたものであります。ところが、今回の日米首脳会談の印象は、アメリカ側が日本の国際的地位の向上を口実として、日本に防衛上、経済上過大な負担を要求し、日本側が結果として従来同様米国の要求を甘んじて受諾した従属的な姿であります。たとえば、防衛においては、わが国の防衛力は画期的増強を迫られ、アメリカの世界戦略の必要上、わが国の国際的協力の範囲が遠く中東地域にまで及ぶ結果となっているのであります。このように、日米間の協力が世界的規模に拡大され、また、日本側が米側の要請に一方的に押し切られたことについて総理はどのような考えを持っていられるのか、初めに伺います。

次いで、私は、日米共同声明の内容についてお尋ねします。

共同声明は、二十項目のうち九項目までが経済関係という異例のものであり、しかも、そこに盛り込まれた内容は、わが国の内需拡大型の経済成長への移行促進、外国製品に対する市場の開放、経常収支黒字幅の大幅削減など、その多くが日本側の約束の表明となっており、明らかに米国のペースで押し切られております。会談後、カーター大統領は、これほどプロダクティブ、すなわち生産的な外交交渉は見たことがないと喜んだと言われますが、確かに米国側からすれば大いにプロダクティブで満足すべきものであったでしょう。しかし、翻って国民の立場からすれば、総理が国内産業、経済転換の手順、方法、見取り図も何ら明らかにしないまま、国際分業型の産業構造の転換と受け取られるところまで米国に約束したことは、きわめて重大であります。今後、この共同声明を盾に、米国の対日圧力がますます強まることは必至です。総理はこうした約束の履行が国民生活にいかなる影響を及ぼすと認識しているのか、責任ある見解を伺いたいのであります。

また、政府調達問題について、米国側は東京サミットの前に解決の確約を得たと言っているのに対し、総理は、そのために努力することを約束したにすぎないと述べ、明らかに食い違っております。一体そのどちらが本当なのですか。いずれにせよ、サミットまでには解決策を提示する必要に迫られるわけでありますが、総理は、米国の要求する政府調達、特に電電公社電気通信機本体の開放がわが国の産業経済に与える影響をどのように認識しているのか、これらの点について明確に答えていただきたいのであります。

防衛問題に関しては、共同声明第二項で、日米防衛協力のための指針、米国からの防衛調達の増大、米駐留軍費の一部肩がわり、東アジアにおける米軍事力の質の維持改善、日本の自衛力の質的改善などをうたっております。これは明らかに米国の世界戦略遂行の一環として日本の防衛力が位置づけられたものと解せざるを得ないのであります。しかも、共同声明には、中国、ソ連、朝鮮半島、東南アジア、インドシナ半島、中東の順で各地域への日米の対応が述べられ、従来日米間において一応合意されてきた地域をはるかに超えた両国の防衛上の役割り分担の構想がはっきりとうかがわれます。特に第六項では、朝鮮半島の緊張緩和のための国際環境づくりに努力するとうたっておりますが、日本はそのために一体これまで何をやってきたのか。これから何をやろうとするのか。さらに、南北朝鮮の対話を歓迎すると言いながら、その実、韓国に一方的に肩入れをして、在韓米地上軍の撤退に反対を唱えるなど、対話の条件を妨げてきたのはむしろ政府・自民党ではないでしょうか。この点をどう反省して共同声明を出されたのか、お尋ねします。

ここで、私は、金大中事件についてお尋ねしなければなりません。

今回外務省がアメリカ国務省から入手した百四十二通に及ぶ文書によって、金大中拉致事件が元在日韓国大使館一等書記官金東雲らKCIAの犯行であったことは、動かすことのできない事実であることが裏づけされています。金大中事件が韓国の公権力によって引き起こされたものであり、したがってわが国の主権が侵害されたという事実は、金東雲の指紋などにより事件当時から歴然としていたにもかかわらず、政府は、真実に目を覆い、政治決着というあいまいな解決を図りました。今回も、外務省の問い合わせに対して韓国政府はあくまで事実を否定し、しらを切っております。政府は、これまで、新事実が明らかになったときは政治決着を見直す、と国会でしばしば約束してきました。にもかかわらず、昨日も総理は、衆議院で緊急質問に対して、韓国側が否定している以上やむを得ないと、政治決着の見直しを渋っております。これは国会と国民を欺くものであり、日韓癒着を糾弾されても仕方がないのではありませんか。私は、政府の速やかに韓国公権力による日本の主権の侵害と金大中氏の人権侵害について韓国政府に抗議し、日韓政治決着を取り消し、金大中氏の原状回復を図るべきであると考えますが、いかがですか。

次に、中東和平の問題ですが、総理はイスラエル、エジプト二国間の和平条約に協力することを約束してきましたが、二国間条約は中東の包括的和平にはつながりません。この条約にはアラブ諸国がこぞって反対しており、エジプトはアラブ世界から孤立しております。それにもかかわらず、総理はエジプトへの巨額の援助支出を受け入れる約束をしたと報じられておりますが、これについての政府の考えを説明していただきたい。他のアラブ諸国との関係悪化のおそれはないのか、また、それによって将来アラブ諸国からの石油資源確保に支障を来す心配はないのか、お尋ねします。

なお、国連総会においては、パレスチナ人民の独立国家の建設を含む民族的権利についてたびたび決議の採択を行っていますが、その実現のために日本政府はいかに対処するつもりですか。パレスチナ問題の解決なくして真の中東和平はあり得ません。政府の見解をお尋ねします。

次に、UNCTADについて伺います。

私は、総理が米国から帰って休む間もなくマニラの会議に出席された御苦労を多といたします。しかし、率直に言って、マニラでの総理の演説は余りにも総花的で、抽象的な美辞麗句の羅列にすぎませんでした。そして総理は、七十七カ国グループが出したアルーシャ宣言の実質的要求事項については何ら日本としての具体的方針を示さなかったのであります。発展途上諸国が大平総理に期待したものは、協調とか相互依存といった美しい言葉の羅列ではなくて、アジアの最先進工業国である日本が南北問題解決のために具体的に何を寄与できるのか、できないのかという、率直明快な方針の吐露であったはずであります。総理は、たとえばアルーシャ宣言で言うUNCTADの機構強化の問題、高級専門家グループ設置問題、東京ラウンドに対する途上国の要求受け入れの問題、日本の政府開発援助のドル建てから円建てへの移行問題、共通基金の「第二の窓」への具体的な拠出額などについて、すべて避けて通ったわけでありますが、一体総理はこれらの問題についてどのような方針を持っているのか、この際、それぞれについて明確に示していただきたいのであります。

総理演説の最大の目玉は、人づくり協力という点にありました。確かに発展の基礎が人間であることは言うを待ちませんが、たとえば、受験戦争によって荒廃に帰したわが国の教育の現状やベトナム難民救済を拒否している反人道的態度、さらに、お粗末なわが国の留学生受け入れ体制などを考えるとき、総理の言う人づくり協力は空疎に聞こえるのであります。人づくりは、単に金を出せばいいというものではなく、二十年、三十年にわたる長期の計画と、それを着実に実行するきめ細かな施策が必要と思われます。総理のお考えを具体的に示していただきたい。

ところで、人づくりを説くためには、何よりも為政者自身の行動が公正で誠実でなければなりません。それでなければ国民は為政者を信頼せず、まして外国の人々から信頼を受けることはできません。そこで、私は国民がいま最大の関心を持って見守っている航空機疑惑についてお伺いいたします。

自民党の松野頼三代議士は、F4E売り込みに絡む政治工作資金として日商岩井から五億円の支払いを受けたかどで検察当局から事情聴取を受け、それを認めました。さらに、岸元首相その他の政治家も黒いうわさの対象となっております。捜査はすでに時効という壁に突き当たり、刑事責任の追及をされることなく終結宣言が行われましたが、残された道は、国会において疑惑を徹底的に究明し、政治家としての政治的道義的責任を明らかにすることであります。ようやく松野氏の衆参両院における喚問が実現することになりましたが、大変時期おくれであります。検察庁の事情聴取前に野党の要求どおり松野、岸両氏の証人喚問が行われていれば、議院証言法による犯罪成立の可能性は濃厚でありました。政治家と民間人で法の適用の不平等を惹起せしめた政府・自民党の身内をかばった責任は重大と言わねばなりません。さらに、松野氏の証人喚問も終わらないうちに防衛庁側からE2Cの凍結予算の解除をにおわせていることは許しがたいことです。いかがお答えになりますか。

なお、ロッキード事件の際には、衆参両院議長裁定及び国政調査権に基づいて、刑事訴訟法第四十七条ただし書きを背景として、いわゆる灰色高官名が国会に報告されたのであります。これは、政治権力を持つ者の場合、たとえ不起訴になってもその政治的道義的責任を国民の前に明らかにすべきだという民主政治の根本ルールに基づくものであります。今回も、法務大臣がみずから検察庁法第十四条に基づく一般的指揮権を発動して、国会の場で灰色高官名を公表することを強く要求するものであります。

以上の点について、総理並びに法務大臣の明確な所見を求めます。

最後に、私は、ECのいわゆる「ウサギ小屋」論について触れたいと存じます。

来るべき東京サミットには、日本人を「ウサギ小屋に住む働き気違い」と酷評したEC諸国の首脳もやってまいります。そのときに当たり、卸売物価が昨年十一月以来高騰を続け、本年四月現在では、前月比一・七％上昇、年率にして二二％にも上る状況で、消費者物価の大幅上昇が心配されています。森永日銀総裁は、これをまさに石油ショック時の狂乱物価の前夜にも似ていると、インフレのおそれを警告しておりますが、インフレの危険をどう考えられますか。次々に値上げされる公共料金と相まって、国民生活は大きく圧迫されつつありますが、特に土地価格の暴騰により、住生活は一層困難の度を加えています。経済企画庁は最近新経済社会七カ年計画の構想をつくり上げたと報じられていますが、計画の終了時には一体わが国の平均的国民の住生活はどのように改善され、生活水準はどの程度に引き上げられるのか、その展望を具体的に示し、日本国民が「ウサギ小屋に住む働き気違い」の状況から解放される設計図を示して外国の非難にこたえていただきたいのであります。御答弁を求めます。

以上、総理並びに関係各大臣の具体的な御答弁を求めて、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣（大平正芳君）　田中さんの御質問にお答えいたします。

第一の御質問は、先進国首脳会談の開催といい、今度の私の訪米といい、全体としてアメリカの世界戦略の枠組みの中に巧みに組み込まれておるのではないかという御懸念の表明がございました。私は、この共同声明をごらんいただきましても御理解いただけますように、新たな防衛協力の約束はみじんもいたしておりません。今日日本がやっておりまする防衛政策というものについて丹念に説明をいたして、それを共同声明にうたったまでのことでございまして、また、アメリカから防衛努力に対する注文も一切ありません。その点は誤解のないようにお願いいたしたいと思います。

しかし、世界経済の場におきましては、相互依存の高まっておりまする今日におきまして、経済力を持っておる日米両国の協力ということは、両国のためばかりでなく、世界経済全体の安定、繁栄にとりまして致命的に大事なことだと考えておるわけでございまして、それぞれの持つ経済的活力をどのようにして協力して世界の安定に役立てるかということについて話し合いまして、それを共同声明にうたったわけでございまして、一方が他方に押しつけたというような性質のものでないことは御理解をいただきたいと思います。

それから第二に、今度のことを通じて国民経済への影響をどう考えるか、国際経済社会との調和を図らなければならぬ、一層の市場の開放をいたさなければならない、内需を中心といたしまして経済の発展を図ってまいる、そういう意味で、産業構造の転換も結果することになるが、そのことは国民経済、国民の生活、経済にどういう影響を及ぼすものであり、政府はそれに対してどういう方針で対処しようとするかという意味の御質問でございました。日本が資源を持たない国といたしまして世界に名誉ある生存を確保いたしますためには、やはり国際経済社会のルールを守っていかなければならぬと思います。その意味で、国際経済社会との調和、それから一層わが国の市場を開放していくという方向について責任を持たなければならぬと思うのでございます。したがいまして、われわれといたしましては、経済政策の軸を、これまでのように輸出と設備投資主導型から漸次内需中心、生活中心に置きかえていく、これはかねがねわれわれが主張をいたしているところでございますし、また、あなたの属する社会党からもたびたび要請されておることでございますけれども、こういう政策の軸心を漸次生活中心に置きかえていくという方向はすでに示しておるところでござい

まして、そういう方向に沿ってわれわれの経済構造を考えていかなければならぬと存じておるわけでございます。

もちろん、その過程におきましては、中進国の追い上げ等がございましたり、いろいろな発展途上国の要請もございますので、産業構造の転換に当たりましてはいろいろな国内的困難が伴うことと予想いたしております。したがって、わが国の産業構造は漸次知識集約的なものに移していかなければならぬと思いますが、その道程におきましては、十分現存の産業構造、貿易構造というものに急変を与えないように周到な配慮を加えながら行っていくつもりでございます。

それから第三の御質問は、政府調達についてのお話でございました。政府調達問題は、いま電電公社、国鉄等を中心に論議されておるわけでございますが、私ども政府といたしましては、これらの政府機関がそれぞれ持っておる責任、国民に対する責任、廉価にして安定したサービスを供給せなければならぬという責任を持っておることを承知いたしております。そして、そういう政府機関はそれぞれ非常に緻密な技術のシステムを持っておることも承知いたしておるわけでございまして、そういうものを守りながら、しかも開放経済下の日本の責任にこたえていかなければいかぬわけでございますので、その間の調和をどのように図ってまいるかというところに苦心をいたしておるところでございまして、この解決には二つ段階がございまして、解決いたしまして、実行は八一年の一月一日からでございますから、詳細な、具体的なプログラムはゆっくりやっていいわけでございますけれども、これを解決する軌道だけは設定しておこうと、方法とか手順とかということだけはサミット前にできたら合意したいものだという双方の考え方で、いませっかく折衝をいたしておるところでございまして、われわれは、こういう内外の要請を十分わきまえた上で、現実的な対応策を用意してまいりたいと考えております。

それから、日本の防衛問題、防衛責任がなかなかグローバルな広がりを持つに至ったのではないかという田中さんの懸念でございますが、先ほど申しましたように、私は、いまの防衛大綱でやっておる日本の防衛政策をみじんも変えたつもりはないわけでございまして、もしありとすれば御指摘をいただきたいと思うのでございます。

朝鮮半島の問題でございますが、これは、基本的には半島における両当事者の間でその運命を決めるべきものと思うのでございまして、私どもといたしましては、朝鮮半島をめぐる国際環境、平和的な国際環境の形成ということに協力をするというのがわれわれの任務であろうと考えております。それでは具体的に何をやっているんだというお尋ねでございますが、われわれは、米中ソを初め各国首脳との会談の機会に、朝鮮半島の緊張緩和の必要性をその都度強調する等努力しておりますけれども、今後ともなお精力的に努力をしてまいるつもりでございます。

金大中事件についてのお尋ねでございました。本件に関する米国務省の文書が公開されたことに対しまして、目下政府は、米側に公開された文書の提供を要請して、その内容の調査を行っておるところでございます。今後の対応ぶりにつきましては、その調査結果を踏まえて、捜査当局の意見も十分徴した上で、慎重に検討していきたいと考えております。しかしなお、この金大中事件につきましては、田中さんも御承知のように、すでに政治的決着をいたしておりまして、その当時の政府が大局的な見地から決断をしたことでございますので、これを軽々に見直すということは差し控えなければならぬと私は考えております。（発言する者多し）

中東政策についてのお尋ねでございました。私どもは、中東政策につきましては、継続性と独自性を堅持しておるつもりでございます。中東という地域は、戦略的に重要であるばかりでなく、資源の供給地といたしまして、わが国とも相当高度の依存関係にありますることは御指摘のとおりでございますから、中東政策についての対応は非常に慎重にやっておるつもりでございます。エジプトばかりでなく、この周辺の国々に対しまして、われわれは、そういう状態を考慮いたしまして、経済、社会開発、民生の安定を中心といたしましての経済協力を進めておるわけでございまして、今後も着実に進めていかなければならぬと考えておるわけでございます。

今度の日米会談を通じまして、アメリカからエジプトに対する援助の要請を背負い込んできたのではないかという御懸念でございますけれども、いま申しますように、中東政策はわが国死活の問題でございますので、わが国が継続性と独自性をもって判断してやることでございます。すでにエジプトにつきましては相当程度の経済協力をいたしておりますが、今後これを積み増しをいたすにつきましても日本の独自の判断においていたすつもりでございまして、このことにつきましては周辺のアラブ各国も理解をしていただいておることと確信をいたしております。したがいまして、御懸念のように、そのために石油の安定供給に支障を来すようなことはないと承知いたしております。

それから、パレスチナ問題についての政府の対処方針についてのお尋ねでございました。わが国は、パレスチナ問題が中東問題の核心をなす問題の一つであるとの認識に立っております。で、パレスチナ人の民族自決権を含む国連憲章に基づく正当な権利が承認されて尊重されることにより公正かつ永続的な和平が達成されるべきであるとの立場を一貫してとっております。国連の審議におきましても、同様の立場で終始一貫当たっておるわけでございます。わが国は、かかる立場に基づきまして、包括的な中東和平が一日も早く実現されることを希望いたしておる次第でございます。

UNCTADについてのお尋ねでございました。

まず第一は、UNCTADの機構強化、専門家グループの設置等に対して冷淡ではないかという意味の御質問でありましたが、UNCTADは、総会のほかに毎年開催される貿易開発理事会、TDBというものがございますし、相当有力な事務局も持っておりますので、機構面では十分整備された会議体であると私は承知いたしております。十分機能できる状態にあると思っておりますので、この機構が非常に弱いとは考えていないのであります。

それから第二の御質問でございまするODAでございますとか共通基金に対する日本の対応でございますが、先ほど吉田先生の御質問にも答えましたとおり、ODAにつきましては、三年間倍増という方針に基づいていま鋭意努力いたしておることは御承知のとおりでございます。共通基金につきましては、十分われわれとしては協力する用意があるけれども、この共通基金の内容、それからどれだけの国が参加するか、そういった点がまだ明らかになっておりませんので、それが明らかになれば日本といたしましては応分の協力をいたすつもりであるということを申し上げておるわけでございまして、いずれにいたしましても、わが国は一番最近近代化を遂げた国といたしまして、開発途上国の気持ちが一番よく理解できる立場にあるわけでございまするので、そういった精神をもって今後も精力的に協力していきたいと思っております。

人づくりの問題でございますが、これは先ほど吉田さんにお答えしたところで御理解をいただきたいと存じます。

最後に、航空機疑惑についてのお尋ねでございました。こういう事件が起きまして、あらわになりまして、まことに残念でございます。為政者が廉直で公正でなければならぬということは田中さんが御指摘のとおりだと考えます。政府といたしましては、まず、こういう事件が起きました以上、刑事責任を問わなければならぬというので、

十分の調査を遂げて、先般その結果を発表いたしたわけでございます。残るところは政治的道義的責任の追及問題でございます。これは、いまの日本の制度といたしまして、国会の国政調査の場しかございません。この国会の国政調査権の発動につきましては、従来申し上げておるとおり、政府といたしましてできる限り御協力を申し上げるつもりでありますことで御理解をいただきたいと存じます。

最後に、インフレの問題、国民生活の問題についてのお尋ねがございました。確かに、エネルギーの量的確保、価格の不安定――確保が不安になってまいりましたし、価格が不安定になってまいりましたといったような事情、国際商品市況が活況を呈しますとか、あるいは為替市場が円安に傾斜してまいるとか、いろいろな事情がございまして、ことしに入りまして卸売物価の上げ足が非常に激しくなってまいりましたことは御指摘のとおりでございまして、この問題につきましては、政府は、これが消費者物価につながることのないように万般の処置を講じて国民生活を守り抜かねばならぬと考えておりまして、これからの施策につきましては、また十分の御批判と御協力を願わなければならぬと存じております。（拍手）

〔国務大臣古井喜實君登壇、拍手〕

○国務大臣（古井喜實君）　いわゆる灰色高官名公表の問題について私からもお答えを申し上げます。

申すまでもなく、犯罪問題につきましては厳密な法律的な基準がありまして、これにのっとって検察は捜査をするという状況でありますが、いわゆる灰色問題、すなわち政治家の政治的道義的責任につきましては、無論法律的基準があるわけではなく、これをどう考えるかということは国会においてその基準を考えられるほかはないと私は思うのであります。で、検察などという行政機関が政治家の政治的道義的な責任の基準を決めましたり、あるいはこれについて権力的な捜査をするなどということは、私はもってのほかだと思っております。そういうことは、いわゆる検察ファッショに通ずるものだと思います。そこで、国会において基準をお決めになり、その基準に基づいてお求めがありますならば、今後の犯罪の捜査とか訴訟の遂行上に支障のない限り、できるだけ御協力いたします。

なお、関係者の名誉と人権の尊重につきましては、国会においても十分考慮を払われ、そして、国会のお決めになることについては国会で責任を負われることは当然の道理だと思いますので、念のために申し添えさせていただきたいと思います。（拍手）

〔国務大臣小坂徳三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小坂徳三郎君）　お答え申し上げます。

特に私に対する問題は、新経済社会七カ年計画に関連した部分でございますが、御承知のように、この七カ年計画におきましては、内需拡大ということを一番大きな柱にいたしておりますが、そのまた内需拡大の最も基本的な部分といたしまして、われわれは、生活関連社会資本の拡大ということ、そしてまた、これに対する公共投資等も全般の三分の一程度を投入していこうということを考えておるわけでございまして、このような計画の実施を通じまして、御指摘のような諸問題に対して、特に日本人の現在の生活水準、その他もろもろの環境が整備されることを期待をいたしておるわけでございます。

特に住宅に関連いたしましては、質的になお不満の点が多々あることはよく了承しておりまして、こうした問題に対応いたしまして、計画においては、長期にわたって良質な、良好な資産となるような住宅を確保するということを目標にし、また、特に質的な問題といたしましては、大都市地域におきましての良質な住宅の供給を増大するということを大きなねらいといたしておるわけでございます。

次に、このような住宅の問題の整備にあわせまして、下水道であるとか、あるいは都市公園あるいは文教施設、スポーツ施設等々の生活関連社会資本に重点的な投資を行って、いわゆる社会資本ストックを現状の二倍近くまで計画期間の間に拡大をしたい、こうしたことを考えておることが第一点。第二点は、先ほども総理からお答えがございましたが、インフレを未然に防いで、消費者物価の安定を図って、そのことによって実質的な所得水準の上昇と個人消費の増大を目標にするということが第二点でございます。第三点には、労働時間の短縮と自由時間の増加を確保し、そうしたことを通じてのゆとりのある生活環境をさらに拡大するということをこの計画においては最終的なねらいにいたしておるわけでございます。

したがいまして、こうしたことの集積が達成されるならば必ずや日本人の生活水準が現状よりかなり改善をするということは、確実にわれわれとしては見込みたいと思うものでございます。

なお、先日来日いたしましたECの前委員長であり、現在は副委員長をやっておりますオートリ氏が私のところに来たときに、先ほど議員が御指摘になりました「ウサギ小屋」という表現につきましては、きわめて不適当な、不穏当な言葉であったということを、遺憾の意を表明するということを言ってまいりましたので、あわせて申し上げておきます。（拍手）

○議長（安井謙君）　渋谷邦彦君。

〔渋谷邦彦君登壇、拍手〕

○渋谷邦彦君　私は、公明党を代表して、ただいま報告のありました日米首脳会談及び国連貿易開発会議に関し、大平総理に若干の質問をいたしたいと思います。

本論に入ります前に、金大中事件についてお尋ねをいたします。

ただいまも御答弁がありましたけれども、大変不満足であります。あれほど権威ある国務省の秘密文書の公開についての事実認定というものに若干の調査を要するということはわからないわけではございませんけれども、事実が認定された場合に、かねて政府の方針どおり、政治決着を見直すということになるのか、もし事実関係が認められないとする場合には、国務省に対して日本政府はどういう措置をとられるのか、この点を重ねて明確にしていただきたいと思います。

なお、現在警察当局も捜査中の段階であるということを考えますと、必ずしも政治決着がついたという印象を受けないわけであります。こうした絡みから、この点について、むしろ白紙に戻した方がよろしいのではないかと思いますけれども、いかがでありましょうか。

次に、日米首脳会談についてであります。

近年特に日米間の経済摩擦が強まり、不協和音の高まる厳しい状況のもとで行われましただけに、緊張感をやわらげ、完全な理解と合意を得るには手放しで喜べないと判断されるのであります。かねがね六十点主義を政治信条とされておると言われております総理は、今回の訪米の成果を総括的に見てどのように評価されておりますか。

また、共同声明に示されておりますとおり、二十項目にわたる内容のうち約半分近くが経済問題で占められておりますのも、日米の懸案が経済貿易の摩擦にあることを端的に裏づけるものでありまして、かつ、今後わが国が果たさなければならない責任と負担は相当重いと見るべきではないでしょうか。

ここで考えさせられますことは、過去においても何回か日米首脳会談というものが行われてきた経過があるわけであります。しかも、しばしば経済問題が話し合われてきたはずであり、その都度その話し合いをもとにした約束が取り交わされてきたにもかかわらず、恐らく、われわれの記憶では、何らその前進的な解決への道というものは示されていない。したがって、いたずらに日米間の不信感をつのらしてきたのではないか。今回もあ

るいはという危惧を抱くのも決して無理ではないと思いますが、いかがでありましょうか。

たとえば、佐藤・ニクソン会談の際の日本の自由化促進と米国の対日輸出増、あるいは福田前総理の言う七%程度の経済成長、市場の開放、黒字幅の縮小などがそうであります。日米間における経常収支の均衡がとれるという確たる見通しが立っての上での共同声明でありましょうか。恐らく、現在のような不均衡が続く限り、紛争の種は尽きないでありましょう。

先ほども質疑の中にございましたが、政府調達物資の市場開放問題は、国内においてもさまざまな波紋を招いているわけであります。米国の強硬な要求の前に、ついに妥協せざるを得ないところに追い込まれたというふうに伺っておるわけでありますが、その真相はどうでありましょうか。どだい、一国の通信事業はその国の戦略的事業に密接なかかわり合いを持っていると言われております。そういう面からも、秘密保持の上から、資材の調達であるとかあるいは技術の開発は自国において行われるということが常識とされているそうであります。いかがでございましょうか。政府の見解を重ねてただしておきたいと思うのであります。

特に、昨今エレクトロニクス産業が盛んになってまいりました。たとえば、防衛庁の扱いを見ましても、電機、電算メーカーが上位を占めております。そこで、少々うがった見方になるかもしれませんけれども、電電公社を突破口として、こうした日本のエレクトロニクス産業の分野まで米国が手を伸ばしてくるおそれはないか、いかがでございましょうか。

次に、経常収支不均衡是正という見地から、日本に対して内需拡大に基づく経済成長、市場の開放を約束させられたことは、米国の感情を鎮静することには役立つにいたしましても、国内における調整あるいは外圧に対する反発をどのように処理するおつもりなのでございましょうか。その上、最近の円安傾向、これが続くことによって、逆に輸出がふえるという懸念もあると伝えられております数年間ぐらいの期間で、このような目標が達成できるのかどうなのか、その所信のほどを伺いたいのであります。

次に、安全保障関係についてであります。

改めて日米防衛協力の指針が採択されたこと、日本による防衛装備の米国からの調達が増大したこと、米軍の日本駐留について財政負担が増加したこと、日本の自衛力の質的改善が明確にうたわれたことは、質的軍拡への危険な道を開くことになりはしまいか。これは、私のみならず、やはりおそれを抱くわけでございますが、いかがでありましょうか。

さらに、カーター大統領は、大平総理歓迎式のあいさつの中で、日本はアジアのかなめ石である、アジアの安定と平和には日米友好協力関係は欠くことができないと表明されたわけであります。これも、意地悪に考えますと、日本の防衛力強化を経済問題と絡ませながら新たな要求を突きつけてくることになりはしまいか。そうなれば、総合的な対応の洗い直しをする必要があるというふうに考えられます。どうでしょうか。

アジアの安定にとって当面の最大の課題は、インドシナ問題であります。共同声明では、「インドシナにおける最近の緊張の増大に懸念を表明した。日本と米国は、この地域における緊張を緩和するために最善の努力を払い、」云々とありますが、具体策に欠けるこれだけの内容で果たして事態の解決に役立つことになるのでありましょうか。

さらに、インドシナにおける悲劇的問題は、申すまでもなく、難民の流出であります。わが国としてもようやく難民の定住枠を設け、その条件も緩和されたことは人権擁護の上から好ましいことではありますが、もちろん、これによって根本的な解決にならないことは言うまでもありません。とりわけ、ベトナムと数少ない国交のあるわが国は、積極的に接触を深め、むしろ流出を防止するための協力が望まれるのではないでしょうか。

次に、東京サミットにおいても討議の対象になるでありましょうエネルギー需要に対応するためのエネルギー源の確保、開発などについてでありますが、特に印象的に思いますことは、日本にとって原子力が石油にかわるエネルギーとして短期、中期的には最も信頼性があるとし、「日本と米国が、必要かつ経済的正当性を有する原子力開発計画に不当な制約を課することを避けつつ、」云々とある。これは、原子力利用の安全性より経済的正当性を重視するとの判断に立っているのではないかと思われますが、所信を伺いたいと思います。

国連貿易開発会議についてでありますが、総理の一般演説は、南北問題に臨む日本の積極的な姿勢を示すものとして一応評価いたしますものの、具体性に欠けるきらいがありましたことは、いささか残念なことであります。本年二月、開発途上国七十七カ国が合意したアルーシャ宣言は、開発途上国の共通した願望を示すものであり、その理念に賛意を示した政府は必然的に南側への貢献が迫られることでありましょう。

時間が参りましたので、この点について包括的に総理の意のある御答弁を求めまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣（大平正芳君登壇、拍手）〕

○国務大臣（大平正芳君）　渋谷さんにお答えいたします。

金大中氏事件につきましては、先ほど田中さんにお答えいたしたとおりでございますが、御案内のように、政府が発表いたしておりますように、政府は、アメリカ側に公開された文書の提供を要請してその内容の調査をいたしておりまして、今後その資料をどう評価すべきかということも含めまして、右調査を踏まえて慎重に今後の対応ぶりを検討してまいりたいと思います。ただ、一たん政府が責任を持って政治決着をした事件でございますので、これを見直すことは軽々にいたすべきでないと考えておりますことは御理解をいただきたいと思います。

それから、第二の御質問は、今度の訪米に当たりまして米国議会において対日批判が非常に激しかったと、これに対しまして、今度の訪米によって一応の対応ができた、成果をおさめ得たと考えているかどうかということでございますけれども、私といたしましては最善を尽くして日本の立場を説明いたしましたし、また、昨秋以来わが国の国際収支の状況、対米収支ばかりでなく、対世界的な収支の状況が急速に改善の方向をたどっておることも数字的に説明をいたしました。とりわけ、四月に入りましてからは、貿易収支も経常収支も日本は赤字の状態であるということでございまして、アメリカの懸念にかかわらず、今日日本の国際収支は相当な速度で改善の方向に向かっておるということ、そして、そのために日本は非常な努力をしておるということを十分説明をいたしたつもりでございます。どこまで御理解を得られましたか、これはわかりませんけれども、なすべき時期になすべきことをやったという思いをいたしております。

それから、今後アメリカとは次々と紛争の種が出てくるわけでございまして、いろいろな約束は過去においてもあったし、今度も約束いたしたけれども、それにもかかわらず紛争の種はこれで除去できたと思うかという御質問でございますが、私は実はそう考えないのであります。日米間には往復四百億ドルもの巨大な貿易をやっておるわけでございますから、こういう経済的な摩擦ということは往々にして起こり得ると思います。将来も起こる可能性は強いと思うのであります。問題は、起こりました問題をどのように相互信頼の中で解決していくかということがわれわれの課題だと考えております。紛争がないことを望むということは無理なことでございますが、ありました紛争をどのように解決するかということがわれわれ

の任務であると心得ております。

それから、電電公社問題についての御心配でございます。電気通信事業が戦略産業であり、秘密保護の必要性もあり、兵器産業との関連からもして、資材調達、技術開発は各国とも自国で行っておるではないか、慎重を期すべきではないかという御意見でございました。ごもっともでございます。電電公社問題の解決に当たりましては、先ほども申しましたように、公衆電気通信事業の持つ使命と役割りが十分発揮されるように配慮いたしながら、一方において、日米関係の安定的な発展ということを確保しなければならない立場から対処いたしておるわけでございます。外国品を調達することとなる場合であっても、調達するものは単体たる機器でございまして、事業ないしシステムの管理はわが国が行うことは当然のことと心得ております。また、技術開発は直接にはコードの問題でないけれども、わが国の自主技術開発を促進しながら、同時に、必要と認められるものは取り入れるという方向で、電電公社事業に悪影響を生むことのないように対処してまいるつもりでございます。

それから、日米間の収支の均衡、国際収支の不均衡是正は数年間を必要とするであろうと共同声明にも述べてあるが、その期間内で目標達成が可能かということでございますが、いまも申しましたように、急速に事態は改善の方向に向かっておりまして、数年も待たずして私は解決できるのではないかと考えております。しかしながら、過去の経験にもございますように、われわれの予想を超えた事態がいつ起こらないとも限りませんので、終始注意いたしながら、経済問題が政治問題に転化しないように配慮しながら、その一々の解決に周到でありたいと考えております。

それから、最近の円安傾向で輸出増加の傾向が再び出てきはしないか、そうすることになると、せっかくの共同声明でうたわれている均衡化への方向に逆行するようになりはしないかということでございます。渋谷さんの御指摘されたような疑問はアメリカ側からも指摘されたわけでございますが、私の見るところ、まだ日本の国内にそういう徴候は見られないのでございます。そういった徴候が過度に出てまいるというような場合には、これまでもやりましたように、輸出について自制していく措置も講じてまいらなければなりませんけれども、そういった徴候はいまのところ見当たりません。

渋谷さんは、さらに、防衛力の質的改善というようなことを、やわらかい表現になっておるけれども、これは軍拡に道を開きはしないかという御懸念をお持ちのようでございますが、私どもは、そういうことについては警戒を緩めていないつもりでございます。私が申し上げておりますることと、そして共同声明にうたっておりますることは、すでに防衛計画の大綱におきまして明らかにしておるところでございまして、新たに軍拡の道を開こうというようなものでないわけでございます。とりわけ、わが国は憲法と非核三原則の制約があることもよく承知いたしておるわけでございまして、そういった点につきましては御懸念のないようにいたしたいと考えております。

インドシナ半島の問題、とりわけ難民問題について大変御心配をいただき、御指摘をいただきましたことを感謝します。この問題につきましては、この日米会談の最大の問題の一つでございました。アメリカはすでに二十万の難民を受け入れて、毎月七千人ずつの受け入れをいたしておるわけでございまして、わが国が今日の受け入れ対策で足れりとしておるわけにはまいらないことは御指摘のとおりでございます。したがいまして、政府は、先般難民問題に対する八項目の総合対策を決めまして、いまそれに取り組んでおりますことは御承知のとおりでございますが、しかし、渋谷さんが仰せになっておりまするように、難民流出をとめなければいけないじゃないかという御指摘はごもっともでございまして、政府といたしましても、ベトナム政府に対しまして、再三にわたりましてこの点についての自制を精力的に求めておりまするし、今後も求めてまいるつもりでございます。

次に、原子力発電の問題につきましての御質問がございました。われわれ、いま石油がこのように安定供給に不安が持たれておる現在、一番確実性のある、信頼性のおけるエネルギー源といたしましては原子力が考えられるわけでございますけれども、これは各国ともそういう評価でございまして、アメリカに不幸な原子力発電事故がございまして、いまその原因とその状況の究明に当たっておるわけでございますけれども、今後とも、安全性、信頼性の確保と環境の保全に万全を期して、その推進に当たってまいるつもりでございます。経済性だけを偏重してこの問題を政府は取り扱うというようなことは慎んでいきたいと考えております。

それから、UNCTADの問題につきましての政府の、第一次産品の輸出実現のためにどういう方針で臨むかという意味の御質問がございました。一次産品の共通基金につきましては、本年三月の交渉会議で、今後の共通基金協定策定作業の基礎となる基本的な要素について合意が得られたことは大変幸いに思っております。この推進に日本が中心になって当たりましたことも、各国から評価されておりますことは御案内のとおりでございますが、わが国は従来の交渉会議におきまして開発途上国より高い評価を受けておりますけれども、わが国は、同基金が各グループの諸国にとり満足のいく形で早期に設立されるよう、さらに努力していかなければならぬと考えております。今次UNCTADにおきまして、「第二の窓」に対する任意拠出についても、共通基金が各グループ諸国にとり満足のいく形で設立されて、多数の国々の参加が期待される場合には、応分の協力を行う所存である旨私は表明いたしたわけでございます。いわゆるSTABEX、輸出所得補償制度につきましては、一次産品輸出所得の安定の一手段として、その意義等についてはなお慎重に検討をする必要があるのではないかと考えております。

（拍手）

○議長（安井謙君）　市川正一君。

［市川正一君登壇、拍手］

○市川正一君　私は、日本共産党を代表して、ただいまの総理報告に対して、また、総理の政治姿勢に関して、質問を行うものであります。

最初に、外交問題でありますが、共同声明には、アジアの平和と安定ということが述べられております。今日、アジアの平和と安定にとって最も重大な脅威は、核戦力を軸とするアメリカのアジアにおける軍事支配でありますが、それとともに、中国の大国主義的、覇権主義的行動があります。

［議長退席、副議長着席］

昨日の衆議院本会議でこのことをただしたわが党の工藤議員の質問に対して、総理はまともに答えないでおります。しかし、この五月に入ってからも、中国の鄧小平副首相は、一日のワルトハイム国連事務総長との会談、十日のアメリカ記者団との会談、十六日の時事通信社訪中団に対する発言などで、ベトナムへの再制裁を繰り返し表明しており、再侵略の現実的な危険が増大しているのであります。さらにまた、中国軍のラオス国境への結集、武力脅迫、干渉、転覆活動の事実もラオス政府によって明らかにされており、四月二十六日にはラオス政府が国連に書簡を送って、ラオスに対する中国の軍事挑発と干渉を阻止するために適切な措置をとることを要請しております。

一月のこの本会議において、わが党の宮本委員長は、代表質問において、ベトナム、カンボジア問題について、当時のポル・ポト側が長期にわたって無数の侵略を繰り返していたとき日本政府はどういう態度をとったのかとただしました。このときも、政府はこれに答えることができなかっ

たではありませんか。今日、再び同様の事態が中国によってベトナムとラオスに対して行われているとき、日中平和友好条約で反覇権を取り決めた唯一の政府である日本政府は、中国に対してどういう態度をとろうとするのか、問題をそらさずに明確にお答え願いたい。

第二に、経済問題について伺います。

共同声明は、「日本の市場を外国品、特に製品に対し一層開放すること」を第十四項で明記しています。いま、長期にわたる不景気、インフレの新しい危険、異常な水準の円レートなどで、中小商工業者、また産地産業、さらに農業、水産業、林業など、深刻な状態に陥っております。こうした中で、アメリカの言いなりになって市場開放を進めるならば、これに与える打撃及び雇用問題に及ぼす影響はまことに重大であります。この点について総理の認識を伺いたい。

さらに、総理がナショナル・プレスクラブでの演説において、「一ドル二百円前後が望ましい水準」と述べたことについて厳しい批判が出ております。私自身、商工委員会の一員として、産地中小企業対策臨時措置法案の審議に関連して、先日、愛知県瀬戸市に委員会調査に参りましたが、その際にも、この一ドル二百円論に対して、産地の実情を無視したものとして大きな怒りと悲痛な声が寄せられました。これは与党議員もよく御承知のところであります。総理はいまもそう考えておられるのかどうか、率直にお答えをいただきたい。

次に、エネルギー問題であります。

イランの政変、スリーマイル島原発事故などによって、わが国のメジャー依存、アメリカ一辺倒のエネルギー政策は重大な破綻に直面しております。日本共産党は、国の経済主権を守り、エネルギーの自主的供給基盤を強めるために、石炭切り捨て政策に一貫して反対してまいりました。そして、保安の確保を第一とする国内炭の民主的復興を訴えてまいりました。今日、わが党のこの主張の正しさと先見性は一層明らかになってきております。昨日終了した国際エネルギー機関、IEAの閣僚理事会でさえ、石炭利用拡大宣言を採択いたしております。

そこで、日米共同声明とともに今回調印された日米エネルギー技術協力協定に基づく石炭液化の問題でありますが、これはアメリカのガルフ・オイル社のプロジェクトに二五％の資金を出して協力するものと言われております。しかし、この研究の対象となるのは、その石炭は米国炭に限定され、わが国の国内炭の活用にはつながらず、また、研究の成果を日本へ持ってこられるかどうか、これも明確になっておりません。金はつぎ込むが、技術は先方に独占され、国内の自主的開発は阻まれる、このような協定は再検討すべきではないか。真に国益を守る立場に立って、総理の所見を伺いたいのであります。

第三に、経済の政治姿勢に関してであります。

総理は、航空機疑獄について、国政調査権に協力すると、昨日も、また先ほども言明されました。もしそれが偽りでないならば、まず第一に、疑惑の中心人物である岸信介元総理の証人喚問に同意すること、第二に、灰色高官を公表すること、これがそのあかしであります。岸喚問は国会の判断にゆだねるなどと言いますが、反対しているのは、ただ自民党だけではありませんか。そういう脆弁ではなく、自民党総裁でもある総理の責任ある答弁を求めるものであります。

次に、今回公表されたアメリカ国務省秘密公式文書は、韓国政府みずからが、金大中事件がKCIAの犯行であることを認めたことを示す重大な新事実であり、従来の政治決着を根底から覆すものであります。また、これは、事件発生当時外務大臣として、事実解明なくして解決なしと大みえを切っておきながら、不法不当な政治決着を推進してきた大平総理、あなたの責任を改めて問い直すものであります。

総理は、昨日、政治決着はよほどのことでなければ見直せないとお答えになった。そしてまた先ほどは、軽々に見直せないと、こうもおっしゃった。しかし、韓国政府が駐韓米大使に犯行を認めていたというアメリカの公式文書の公表は、まさしく「よほど」の事態であり、政治決着を見直すのは、「軽々」どころか、当然のことではありませんか。答弁を求めるものであります。

また、当の金東祚が「記憶がない」と言っておるのは、これは日本のロッキード事件でもしかるがごとく、否定ではなく、事実上の肯定を意味するのではありませんか。それとも、総理はスナイダー大使がうそをついていると言うのか、認識を伺いたい。

最後に、ソウル地下鉄事件について、昨日の衆議院での答弁では、検察、国税両当局とも承知していないということでありましたが、不正リベートが日本に還流した事実は明らかであります。このことは、本院の決算委員会での私の質問に対して、法務省も内偵中であることを明確にしたところであります。そこで、これまでの捜査で金の流れをどこまで突きとめたのか、そして、政界に流れた疑いは全くないのか、国会と国民に対して責任ある答弁を求め、私の質問を終わるものであります。（拍手）

［国務大臣大平正芳君登壇、拍手］

○国務大臣（大平正芳君）　まず、市川さんの第一の御質問は、インドシナ地域に対するわが国の姿勢でございます。とりわけ、これに関連して、中国に対してどういう態度をもって対処するかということでございます。先般の中越武力紛争は、アジアの平和と安全の見地からきわめて遺憾な事態であると心得ております。わが国は、公平、中立の立場から、中越両国に対しまして話し合いによる紛争の解決を強く呼びかけてまいりましたことは御承知のとおりでございます。わが国といたしましては、平和を願う立場から、中越双方が引き続き忍耐強く話し合いを継続して、一日も早くこの地域の平和が回復されることを期待しております。

次に、経済の問題についての御質問でございました。

国際経済の開放体制に対応していき、市場開放を進めてまいる上におきまして、わが国の産業構造、貿易構造には大きな変化がある、これに対してどう対応するか、とりわけ雇用問題についてどうするかという意味の御質問でございました。先ほども申し上げましたように、わが国の産業政策を推進するに当たりまして、国際的な開放体制を堅持すること、市場開放に努めることは当然の任務だと思っておりますけれども、わが国の産業構造、貿易構造の変革につきまして慎重に対処しなければならぬことは御指摘を待つまでもないものと考えております。

そこで、田中先生にもお話し申し上げましたように、内需を中心といたしまして、われわれといたしましては生活中心の需要に経済の軸心をシフトして今後の産業政策を進めていくと同時に、ますます知識集約型の産業に重心を移していくような配慮をしていかなければならぬと考えております。

雇用の問題でございますけれども、第三次産業あるいは知識集約産業の雇用需要が期待できますし、それから労働力適齢人口が鈍化してまいるというような傾向を考えますと、雇用の問題についてはそんなに私は深刻に心配する必要はないと考えております。

中小企業、農業の対応につきまして、あるいは地場産業につきまして、先ほど申しましたように、周到に対応してまいることは当然と心得ております。日本の農業が特殊性を持っておりますることは、御指摘を待つまでもなく、政府はよく承知しておるつもりでございます。

それから、ドル二百円を私が主張して大変迷惑をかけておるというようなお話でございましたが、私はそういうことを申したつもりはないのであります。私が申し上げましたのは、十一月から

三月初旬にかけましておおむね対ドル円のレートが二百円前後で安定しておったことは、小康状態にありましたことは、為替相場が本来乱高下することなく安定しておるということは大事なことでございますので、安定しておったが、このようにいま変動いたしておりますことは大変残念だということを申し上げたにすぎないのでありまして、私は、二百円前後が適正な相場であるなどという、神様が言うようなことは言うた覚えはないのであります。為替相場は基本的には市場の需給によって決まるものでございますけれども、今後とも関係通貨当局と密接な連絡協調を保ちながら、相場の動向に応じて、行き過ぎを防止し、急激な変動をなだらかにするような適切な対処をいたしまして、経済運営に支障を来さないようにやらなければならぬと心得ております。

それから、エネルギー政策について、石炭の見直しについてお話がございました。仰せのとおり、今朝のＩＥＡの声明を見ましても、石炭を見直すということが第二にうたわれておるわけでございまして、われわれといたしましては、石炭の液化技術の実用化は大変急務であると考えておりますが、石炭液化技術は、市川さんも御承知のように、大変多様でございまして、種々のプロジェクトを取り上げることが液化技術の早期実用化を図る上で必要だと考えております。わが国は、従業から、サンシャイン計画の一環といたしまして独自の石炭液化プロジェクトを推進してきておりますけれども、今後もその強力な推進に努めるつもりでございます。

それから岸信介氏の喚問問題についてのお尋ねがございました。これは、従来私から申し上げておるとおり、国会の国政調査権の運営は国会御自身がお決めになることでございまして、各党の間でお話が進められておることと承知いたしております。政府といたしましては最大限の協力を惜しむものではないことは、かねがねから申し上げておるとおりでございます。

金大中事件につきましては、いまも各質疑をされた方々にお答え申し上げましたとおりでございまして、いま、米国から公開された文書の提供を受けて、その調査を行っておるところでございまして、この調査を踏まえた上で慎重に検討していきたいと考えております。

ソウル地下鉄についての御質問でございますけれども、お尋ねのような資金の一部がわが国内に還流しておるということにつきましては、捜査当局からも国税当局からも、そういうことはないと、そういうことは承知していないという報告が私のところへ届いておりますることを御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（加瀬完君）　栗林卓司君。

〔栗林卓司君登壇、拍手〕

○栗林卓司君　私は、民社党を代表して、ただいま報告がございました日米首脳会談を中心にしながら、国連貿易開発会議及び先進国首脳会談の問題にも触れながら、若干の質問をいたしたいと思います。

この三つの会議の共通点は、それぞれが八〇年代に対する進路を探ることを最大の目的としている点であります。

御承知のとおり、戦後の国際経済秩序を支えてきた二本の柱は、ＩＭＦとガットであります。しかし、そのＩＭＦ体制は、七〇年代初頭のいわゆるニクソン・ショックを契機として崩壊の道をたどり、残るガット体制もまた、いまや激しい保護貿易主義の攻撃を受けて動揺しております。一方、この間にあって、一九七三年に行われたオイルショックは、先進工業諸国の経済的優位性を痛撃いたしました。世界は、その打撃からいまだに回復しておりません。非産油開発途上諸国の現状も深刻なものがあります。加えて、最近では、激動する中東情勢のもとで、原油の供給見通しは著しく不安定となり、他方、ソ連の軍事力の台頭は目覚ましいものがあります。かくして世界は、混沌とした東西南北関係のもとで未来を模索せざるを得ない状況に立ち至ったと言わざるを得ません。八〇年代こそは、まさにその解決のための年代でなければなりません。そのためにこそ、国連貿易開発会議及び主要国首脳会議を前にして、自由主義諸国で第一位の経済力を持つ米国と第二位の経済力を持つ日本の首脳が国際的責任をかけて会談を行ったものと、まず理解しておきたいと思います。したがって、二国間の話し合いとは言うものの、その内容は、ＥＣなどの先進工業諸国及び南側諸国をも対象とした日米それぞれの立場の表明であったと思います。この点について総理に御所見があればお尋ねをしておきます。

そして、そこで日本に問われたものは主として経済問題であり、特に内需中心の経済成長と市場の開放化の問題であったことは言うまでもありません。しかし、この問題の解決は決して容易ではありません。元来、国際収支の不均衡が経常収支の段階で問題とされ、あるいは二国間の問題として論議されるのは、その背景にそれぞれの国の雇用問題があるからであります。同様に、日本として、自由貿易の原則を守り製品輸入の拡大に努力することが正しいとわかっていても容易に踏み切れないのは、国内の失業問題、産業問題があってのことであります。

八〇年代に臨むに当たって日本がどのような政策を選択するかは、国際的関心にも増して、国内の関心の方がより切実で大きいと言わなければなりません。この点について、総理に対し、かねて政策を国民の前に明らかにするよう要請してまいりました。しかし、これまでのところ、内需拡大による高目の経済成長の問題にせよ、あるいは製品輸入の拡大にせよ、政府の中期的政策はきわめて不透明であります。しかし、今回の日米共同声明では、今後数年間にわたって遂行する基本政策について明確な了解に達したと書いてあります。本当に「明確な了解」、すなわちクリア・アンダスタンディングに達したのでありましょうか。また、「今後数年間」とは何年間を指すのでありましょうか。任期四年の大統領と総裁任期二年の総理との会談であります。長くても三、四年と理解するのが政治的に見た常識だと思うのですが、いかがでしょうか。

しかも、その三、四年の間に、一、日本の経済成長を維持するに当たり、より内需の拡大に依存するような移行を促進すること、二、日本の市場を外国品、特に製品に対して一層開放すること、について日本がどのような政策を選択するのか、米国大統領は明確に理解したと言うのなら、同じことを日本の国民に対してもしてくれなければ困るのであります。

総理は、国連貿易開発会議における演説で、「内需を中心に先進国の中で最も高い成長率を目指すと同時に、国内産業の高度化、合理化政策の推進についても決意を新たにしている」と述べておられます。日米共同声明と同じ趣旨とは思いますが、その「高度化、合理化政策」とは一体何を指しているのでありますか。総理は、外で言う前に、中で明らかにすべきであります。

そこで、お尋ねをします。

今後数年の間に政府調達物資の開放はどこまでやるのでありますか。

主要国首脳会談までに解決の努力をすると約束された電電公社の開放問題についてはどうされますか。

流通市場の合理化、近代化のためにどのようなプログラムが用意されておいでですか。

農業製品の開放化はどこまで進めますか。

輸入に関する検査手続についてどのように簡素化するのでありますか。

また、関連して、カルテルとまで非難されている行政と産業の密着した関係を是正するために、許認可行政のあり方を見直すのですか、見直さないのですか。

一般消費税は実施をするのですか。

内需中心の景気拡大を図りながら財政の再建を

進めるために、どのような方策が準備されているのでありますか。

以上の諸点について、まず国民の前に、今後三、四年間の中期的プログラムを明確に示していただきたいと思います。

しかも、来月の主要国首脳会談では、カーター大統領を除く各国首脳に対しても、日本が今後数年間にとるべき基本政策を明確に理解させる立場に立たされているわけであります。

さらに、共同声明で注目すべきことは、従来からの高級事務レベル会議に加えて、民間からえり抜かれた著名な人物による小人数のグループの創設が合意されたことであります。このいわゆる賢人委員会は、勧告機関ではありますが、しかし、これは日本の審議会にありがちなように、勧告さえしていれば事が済むというものではないでありましょう。だとすると、この賢人委員会を日本の行政機構あるいは政治的意思決定機構との関連でどのように位置づけていくのでありますか。米国では、大統領が民間のスタッフを活用して政策に反映させる制度と慣行があります。しかし、日本の場合、行政は官僚が一手に掌握をしているのであります。もしこの賢人委員会の構想を生かすとしたら、総理は、行政に対する政治のリーダーシップの確立という積年の課題にいよいよ本腰を入れて取り組まなければならないと思います。

そこで一体何が話し合われるかという問題があります。カーター大統領の経済ブレーンであるペンシルバニア大学のクライン教授は、昨年開かれた日米財界人会議において、次のような日本に対する注文を提出しております。すなわち、輸出圧力を減らすための金融的援助、利子に対する重課税、配当金課税の軽減、終身雇用制度の見直し、公共部門の調達の開放、預貯金金利の引き下げ、物品税の引き下げ、消費者信用制度の機能の円滑化、太平洋防衛コストの分担、エネルギー源の多様化、エネルギー集約部門に対する投資の減速化、そして、対米投資の増加と現在の流通機構の徹底的見直しであります。このクライン教授の見解は、米国の主たる民間人の共通した認識でもあるように思われます。したがって、賢人委員会が、開かれれば当然こうした問題が議題になると思われますが、いかがでしょうか。

仮に、たとえば日本の貯蓄率の高さの問題が、輸出指向の産業構造の原因として、あるいは福祉水準、すなわち内需とのかかわり合いで提起された場合に、大蔵大臣としてどのように判断し、行動されますか。

もちろん、これらはすべて国内問題であります。しかし、通常の外交交渉では注文のつけにくい問題でも、民間人なるがゆえに軽々と乗り越えて首を突っ込んでこれる仕組みが賢人委員会であります。この意味で、まことに洗練された内政干渉組織と言うべきであります。この意味で、今後数年間の日本政府の基本政策を明確に理解し、かつ優雅な内政干渉機構まで組み込んだ今回の共同声明は、カーター大統領にとって満足できる内容であったと思います。だからといって、日本にとって一方的に不利というわけではありません。日本もまた活用すればいいのであります。ただ、相手国に何を注文するかについて、米国には準備があるのに対して、日本には何の準備もコンセンサスもありません。ここに決定的な相違があることを申し上げておきたいと思います。

最後に、総理に重ねて一言申し上げたいと思います。総理が約束された数年間という期間の重みは、決して軽視してよい問題ではないはずであります。一日も早く国民の前に中期的プログラムを明確な形で提示されることを要望して、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣（大平正芳君）　栗林さんの御質疑にお答えいたします。

御指摘のように、日米会談も、東京サミットも、マニラのＵＮＣＴＡＤ会談も、それぞれ政治的、経済的に大変むずかしい不透明な状況にある今日、八〇年代に向かって日米両国、それから発展途上国、先進主要国それぞれの立場から、これに対しまして、あなたの言われる挑戦に対応しようという問題意識を持った会合でございました。私もそのように理解をいたしております。

それから、それはそうであっても国内の政策がいかにも不透明でないかということで、国内に対して日米会談の成果がはっきり示されていないじゃないかということ、それから第二に、国内政策自体が明らかでないじゃないかという二つの御指摘がございました。で、今回の共同声明で、わが国は内需の拡大と市場開放を通じて、また、米国はインフレ対策とエネルギーの輸入抑制等を通じて、それぞれの国際収支の不均衡の是正に努める、その程度は、持続性のある一つの国際収支のパターンを形成するまでそのように両方の政策を展開していこうじゃないかということで、御理解をいただきたいと思うのでございます。

国内の政策につきまして第一にお尋ねでございましたのは、政府調達の問題でございます。政府調達におきましては、先ほど渋谷委員にお答えいたしましたとおりの方針で対処いたしますので、御理解をいただきたいと思います。

流通市場の簡素化、合理化をしなければならない、これはかねがねから政府の念願でございますし、手を染めておりますけれども、大変至難な仕事でございますけれども、世界各国から、日本の流通市場へのアクセスが非常にむずかしいということについての指摘も各国から来ておる状況でございますし、私どもといたしましても、この問題は経済政策の一つの大きな課題であろうと考えておりまして、今後鋭意その合理化に努めなければならぬと考えております。

それから、輸入の自由化につきましてどういう対応をしていくか、市場の開放についてどういう対応をしていくかということでございますけれども、とりわけ農産物についての御質問、御心配でございましたけれども、日本はこれまでずいぶん貿易におきましても、資本におきましても自由化を進めてまいりました。貿易におきましては、いま二十七品目が輸入制限品目として残っておるわけでございまして、そのうち二十二が農産物でありますことも御指摘のとおりでございまして、これは、わが国の農業の基幹産物を形成するもの、あるいは地域的に重要な農業作物であるもの、あるいは沿岸漁業振興上不可欠の品目であると、そういうようなものしか残っていないわけでございまして、こういった品目の自由化についてはよほど慎重でなけりゃならぬとわれわれは考えておるわけでございます。

第四の認許可問題の整理でございますが、これはことしの予算に当たりましても千項目ばかり整理をいたしましたことは御案内のとおりでございますけれども、今後なお精力的に進めてまいるつもりでございます。

一般消費税を含めての財政再建の問題でございますけれども、財政再建はこのまま放置できないわけでございますので、八月の要求を待つまでもなく、すでに来年度の予算編成への準備作業を政府は進めておるわけでございまして、極力歳出を圧縮し、既存の歳入手段についての再吟味を加えて、なおどのように財源が不足するものかどうか、そういうところから一般消費税の対応態度を決めてまいりたいと考えておるわけでございます。

それから、今度の会談におきまして決まりました賢人委員会の運営の問題、それからそれをＥＣに対してもつくるかどうかというような問題でございますが、こういった問題につきましては、対米の関係は人選を急ぎたいと考えておりまして、政府からの独立した立場におきまして日米両国政府に健全な経済関係の勧告をお願いしようと考えておりますが、ＥＣとの間におきましては、これをつくるというような考えは目下のところ持っておりません。

――――――――――

それからさらに、市川先生にお答えいたしました中で、私の答弁がどうも正確でなかったところを訂正さしていただきます。

あなたが御指摘になりましたソウル地下鉄に関して、お尋ねの資金の一部がわが国の政治家に還流した事実はないというように簡単に答えましたが、正確に申しますと、お尋ねの資金の一部がわが国の国内に還流していたことについては、関係当局の調査によってすでに明らかになっておるところである、しかし、関係当局からの報告によると、その後の資金の動きは承知していない、ということでございます。（拍手）

〔国務大臣金子一平君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子一平君）　栗林さんにお答えいたします。

第一点の、内需中心の経済成長をこれからどう考えるかということでございますが、御承知のとおり、今年度の予算編成に当たりましては、内需の拡大と財政の再建の双方を目指して編成いたしたのでございますが、現在、内需は着実に拡大しておりまして、民間経済の活力が十分発揮できる素地ができつつあると考えております。片や、経常収支の方も、最近相当製品輸入が増加いたしましたために、予想以上の黒字の圧縮が進んできております。今後は、インフレを回避しながら、日本の経済の着実な発展を図るためにも、財政の再建が緊要な課題となっておりますので、このためにも、歳出面での効率化を進めまして、一方また歳入面では、総理からお話のございました消費税導入についての準備を現在進めておる段階でございます。

それから、第二点の貯蓄率の問題でございますが、日本の貯蓄率が二〇％台になっておりまして、ヨーロッパ諸国の一〇％強、あるいはアメリカの五％程度に比べて高いではないかと言われていることは事実でございます。日本の国民性の勤勉な点が背景にあることは当然でございますけれども、いろいろ原因を検討してみますと、日本ではボーナスが年収で大きなウエートを占めております結果、貯蓄率が高くなるとか、あるいは、個人の中には外国に比べますと多数の個人企業が含まれておりまして、個人企業の貯蓄率が高いというような点がありますけれども、やはり、社会保障制度が最近急速に拡充されてきておりますとは言いましても、老後や不測の事態に備えての貯蓄意欲が非常に強いとか、あるいは住宅その他の実物資産の備蓄が不十分であるというような点が一つの大きな原因であろうと考えますので、今後社会保障制度が着実に充実されてまいります段階におきまして、こういった問題は漸次解消していくんじゃなかろうかと考えておる次第でございます。

なお、貯蓄率に関連いたしまして、金利の自由化の問題もございますけれども、一遍に金利全体を自由化することは不可能でございます。今後もできるだけ金利の弾力化を進める方向で政策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣小坂徳三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小坂徳三郎君）　お答え申し上げますが、御質問の流通問題につきましては、すでに総理から十分な御答弁があったと存じますので、簡単に補足的なわれわれの考えを申し述べさしていただきます。

この流通機構の近代化あるいは合理化の問題は、単に製品輸入の拡大の観点からだけが問題ではないのでありまして、むしろ、われわれとしましては、これと加えて、物価対策あるいは中小流通業者の生産性向上対策等の観点からも不可欠なものであると考えておりまして、かねてから中小商工業の効率化、体質強化、あるいは物的流通の効率化等のための所要の施策を推進しているところでございまして、今後ともこの推進には大いに努めてまいりたいと考えておるものであります。（拍手）

〔国務大臣白濱仁吉君登壇、拍手〕

○国務大臣（白濱仁吉君）　栗林議員にお答えします。

電電公社の資材調達問題につきましては、日米経済関係の安定的発展との兼ね合いを考慮しつつ、今後の電信電話事業の運営の円滑化と、国民の期待にこたえた適切な電気通信サービスの提供を期するという観点に立って、妥当な解決を見出すべく努力を続けてきたところであります。政府調達問題の中の電電公社の問題については、日米双方ともできる限り早く解決したいとの意図を有しており、今後の交渉の手順とその枠組みについて早急に米国との間に基本的了解に達することが日米関係の現状からきわめて重要であるということで、外交ルートを通じて鋭意努力しているところであります。（拍手）

○副議長（加瀬完君）　これにて質疑は終了いたしました。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時五分開議

○議長（安井謙君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、

日本専売公社法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井謙君）　御異議ないと認めます。金子大蔵大臣。

〔国務大臣金子一平君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子一平君）　日本専売公社法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国財政は、昭和五十年度以降、特例公債を含む大量の公債発行に依存する異常な状況にあり、わが国経済の発展のためには財政の再建が最も緊急な課題となっております。

昭和五十四年度の予算編成に当たっては、歳出の一層の節減合理化に努めるとともに、税収及び税外収入について制度の見直しを行い、歳入の確保に努めることとしたところであります。その一環として、小売定価が昭和五十年末以来据え置かれてきた結果、製造原価の上昇に伴い、売り上げに占める専売納付金の比率が相当の低下を見ている製造たばこについて、その小売定価を改定することとし、所要の改正を行うこととしたものであります。

また、現在の専売納付金制度のあり方等につきましては、従来から種々の論議があり、制度の改正の必要を生じております。このため、昨年十二月の専売事業審議会の答申を踏まえ、製造たばこの価格形成方式の明確化、財政収入の安定的確保と日本専売公社の自主性の向上、その経営の効率化を図る見地から、所要の改正を行うこととしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、製造たばこの小売定価を改定するため、その種類ごと、等級別に法定されている最高価格を、紙巻きたばこについては十本当たり十円ないし三十円、パイプたばこについては十グラム当たり十二円、葉巻きたばこについては一本当たり十円ないし四十円、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、専売納付金制度の改正につきましては、現在、専売納付金の額は、日本専売公社の純利益から内部留保の額を控除した額とされておりますが、これを製造たばこの種類ごと、等級別に応じ、小売定価に売り渡し数量を乗じた額に法律で定める一定の割合を乗じて得た額から、地方たばこ消費税の額を差し引いた額とすることとし、財政収入の安定的確保を図るとともに、小売定価に占める国及び地方の財政収入となる金額の割合を明らかにすることとしております。

第三に、専売納付金制度を改正することに伴っ

て、日本専売公社の経営がその企業努力だけでは吸収し得ない原価の上昇によって圧迫されるおそれが生ずることとなることにかんがみ、現行の最高価格法定制を基本的に維持しつつ、たばこ事業において損失が生じた場合または生ずることが確実な場合に限り、大蔵大臣は、あらかじめ専売事業審議会の議を経た上、法定された限度内で暫定的な最高価格を定めることができることとしております。

このほか、専売納付金制度の改正に関連し、輸入製造たばこに係る関税率を改定する等、所要の改正を行うこととしております。

以上、日本専売公社法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。（拍手）

○議長（安井謙君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。勝又武一君。

［勝又武一君登壇、拍手］

○勝又武一君　私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨の説明がありました日本専売公社法等の一部を改正する法律案につきまして、総理及び関係大臣に対し、数点の質問をいたします。

まず第一に、たばこにはなぜこんなにも高い税金がつくのかという問題です。

今回の統一地方選挙に当たり、私は選挙民にこの法律案を文書で示しました。しかし、選挙民にはさっぱりわからないのであります。法律というのはなぜこうもわかりにくくしているのかというのが率直な意見でした。そこで、私は、百円のたばこで言えば、専売納付金とたばこ消費税を合わせて税金分が五十六円、小売店販売手数料十円、専売公社の内部留保四円、たばこの原価、つまりコストが三十円ですと説明すると、よくわかったと言うのです。ところが、どうして税金分として五十六円も取られなければならないのかと、庶民は素朴な疑問を持つのであります。

私は、今日までのたばこの税金分にかかわる国会論議をつぶさに調べてみましたが、つまるところ、政府の説明は、一、専売制度であり、財源確保のためと、二、外国でもたばこの税金は日本より高いという二点に尽きているのであります。これ以外に税金分五六％の根拠があれば、具体的に庶民にわかるよう、大蔵大臣の説明をお願いいたします。

今回、政府は、たばこの税金相当分を法律で明確にするという提案をいたしておりますが、この平均五六％という納付金率の根拠ははっきりいたしておりません。政府は、従来の納付金率の実績と現行のたばこ地方消費税が二八・四％ということを基準にして決めたと説明されていますが、それだけでは納得できません。納付金率を法定化したことは、消費税への移行と実質的に同じではないか。物品税ならば高いものでも一五％から二〇％程度であり、税金が五六％を超える消費税はほかに何があるであろうか。大衆の愛好品であるたばこにだけ五六％もの高い税金をなぜかけるのか。大蔵大臣から納得できる根拠を示していただきたい。

次に、諸外国のたばこの値段と税金とがわが国より高いことを理由とされていますが、これも国民に対して説得力がありません。間接税の比重の高い諸外国の事例をあげつらうことは、わが国の総合的な税体系を無視するものであり、国民生活全般や社会保障との比較、さらに、庶民の生活実態と総合的な税負担の関係からいって、とうていい国民が容認できないところであります。あわせて大蔵大臣の明快な答弁を要求いたします。

そこで、第二の問題として、総理に率直にお伺いいたします。

今回の軍用機をめぐる疑惑、構造的汚職についてであります。五億円の金が政治家に渡り、しかも、その本人は元防衛庁長官であり、事は航空自衛隊が使う戦闘機、偵察機の売り込みにつながることです。すなわち、国の税金にかかわることであります。国民の税に対する信頼をこれほど裏切っていることはありません。まさに庶民の血税を食い物にし、国民の納税意欲を減退させる最たるものと、総理、お考えになりませんか。

「悪い奴ほどよく眠る」という映画がありましたが、もっと悪いやつがその奥にいるのではないのですか。政治家一人の証人喚問で済まされる問題ではありません。検察の捜査報告の公表、特に他の疑惑政治家の証人喚問、国政調査権の強化、より根本的な構造汚職の打開策等について、総裁・総理としてみずからの政治的責任を明らかにしていただきたいのであります。そして、事税金にかかわるこの問題の決着がつかない限り、たばこ値上げなどとんでもないことだというのは偽らない国民感情だと思いますが、いかがでしょうか。この際、この値上げ法案を断念なさる意思はありませんか。総理の率直な見解をお聞かせください。

第三の問題として、財政の再建と税体系の抜本的改善について、総理と大蔵大臣にお伺いします。

わが国の財政危機の根本原因が成長優先の放漫な財政運営にあることは明らかです。予算を食う高度成長の残りかすの整理を行えば、四兆円規模の歳出削減も決して不可能ではないと言われています。総理は、かつて健保、国鉄、米価等の検討を指示されました。さらに政府は、五月十八日の閣議で、ゼロベース予算、財政支出削減の基本構想を打ち出しました。しかし、これらは、国民への増税説得のためのポーズであり、一般消費税の導入がその本音であると断定せざるを得ません。

総理は、口癖のように、よく弱い政府の力でどうにもならないと言われますが、行政改革の断行、補助金の抜本的整理、不公平税制の是正等はまさに当面する政府の責務であり、その意思さえあれば直ちに実現できることであります。これらとあわせて、わが党が提唱している富裕税、土地増価税の創設、利子配当所得の総合課税、法人税の強化等をこそ勇断をもって実施すべきだと考えますが、いかがですか。これらの諸施策を実施すれば、一般消費税を断念し、しかも赤字国債の発行も漸減できると思いますが、いかがですか。このような立場に立っての綿密な財政収支試算の作成、財政計画の策定をこそ実行すべきだと思いますが、いかがですか。これらの諸点にわたっての総理の決意のほどをお伺いいたします。

以上指摘してきたように、たばこ値上げの理由は財源の確保の一語に尽きており、今回で言えば、二千二百四十四億円の増収がねらいであります。これらを以上述べてきたような方法をもって抜本的財政改革を行えば、たばこの値上げも必要ないし、値下げさえ直ちに実現できるのでありますが、その意思はありませんか。

なお、五六％の税を先取りして、残った四四％で総経費を賄えというやり方は、結果的に公社を収益向上のみに追い込み、専売公社の命とも言うべき公共性の維持さえ危うくさせることにならないか、あわせて大蔵大臣の見解をお聞きいたします。

第四に、三割以内は法律によらずして値上げできるという法定制緩和についてお伺いします。

五月二十日に値上げされた国鉄運賃は、私鉄よりも区間によっては約二倍高く、しかも、近距離とか、通学定期二七・九％引き上げとか、弱い層に値上げがしわ寄せされ、取れるところから取るという内容です。しかも、昨年七月、十月、本年の一月、そして今回と、一年足らずのうちに四回の値上げです。かかる暴挙は、国会の審議権を奪い、値上げの歯どめをなくしたからこそできるようになったのではないか、こんなことが法定制緩和以前に一度でもあったかどうか、お答えいただきたい。

国鉄運賃においてこのとおりです。この国鉄運賃と違って、たばこの場合は専売制度であり、その価格形成には市場原理が働く余地はないのであります。しかも、たばこ価格の五六％は税金であり、直接租税にかかわっています。財政法第三条は、明確に、「事実上国の独占に属する事業にお

ける専売価格」は、「すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」とあります。法定制緩和は明らかにこの第三条違反であります。国鉄運賃よりもなお一層厳密に法解釈をすべきであるにもかかわらず、法律違反でないとする政府の説明はまさに強弁であり、法の拡大解釈そのものであります。これらのそしりを受けないために定価改定に四条件を付してありますが、三割以内ということも、専売事業審議会の議を経てということも、国鉄運賃の例のごとく、歯どめの役割りは何一つとして果たし得ないのであります。

以上指摘してきたように、このたばこの法定制緩和は、国会の審議権の否定であり、国会の使命を無視することであり、政治の根幹にかかわる問題と考えます。政治哲学を大切にされる大平総理の見解をただすものであります。

最後に、インフレ抑制に対する政府の決意と、たばこの値上げの影響及びたばこの将来展望についてお伺いいたします。

今回の値上げは、平均二一％、成年男子一人一カ月平均千円、年一万二千円の値上げに相当します。特に、相次ぐ物価上昇の中でのこの値上げが低所得者層を中心に庶民の消費生活に与える影響の大きさについて、どのように考えていますか。また、この値上げのただ一つの目的が増税であるだけに、大衆課税の強化以外の何物でもないと思いますが、いかがですか。

さらにお聞きしますが、今後の物価上昇の動向、インフレ抑制についての政府の認識はきわめて甘いのではないかという点です。最近における卸売物価の年率二二％の急上昇をどう見ているのですか。本院の大蔵委員会でも再三の指摘があり、それなりに、政府は、公定歩合の〇・七五％の引き上げ等、対策を講じてこられたはずなのに、この状況です。まさに、新聞見出しのとおり、急騰です。消費者物価への影響は必至であります。今年度の消費者物価上昇率年率四・九％の政府の見通しについてどのように責任をとられようとするのか。物価上昇、インフレ抑制にどう対処なさるのか。このまま放置すれば狂乱物価の再来です。国鉄運賃を初めとする公共料金引き上げの中でのこのたばこ値上げについて猛反省すべきだと考えますが、いかがですか。これらの諸点について経済企画庁長官の見解を伺います。

また、この値上げに伴うたばこ消費量の減退の見通しもきわめて甘いのではないのですか。数年間にわたる平均年六％台の伸び率が、昨年度でも〇・一％増にとどまっています。さらに今回の値上げで激減するのではないのですか。大蔵大臣、はっきりした見通しを承りたい。

なお、近年高まりつつある嫌煙権運動の発展をどう見ますか。喫煙と健康の問題、たばこ消費量の減退に伴う公社の経営計画の再検討や、公共性維持のための専売公社の存在意義が問われているところであります。

これらの課題に政府はどのように対処なさろうとしているのか、見解をお聞きをし、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣（大平正芳君）　勝又さんの最初の御質問は、航空機輸入に絡まる問題が疑惑が問われておるようなことで国民に値上げを通じて負担を求めるということは政治責任として許せないではないかという御趣旨の御質問でございました。今度の事件はまことに遺憾な事件でございます。捜査当局が丹念に捜査いたしまして、刑事責任の問題は一応処理が済んだようでございますが、この処理を通じまして政府には何も不正がないことが公表された捜査結果から明らかになったことは、勝又さんも御承知のとおりでございます。問題は、政治的道義的責任が問われておるわけでございまして、このことにつきましては国政調査権の発動の場において究明されることと思いますが、政府としてもできるだけこれに協力をしてまいる所存でありますことは、かねがね申し上げておるとおりでございます。仰せのとおり、政府として今後とも税金のむだ遣いといった批判が出ないよう、予算の執行に当たりまして十分注意してまいるつもりでございまして、この提案を撤回してはということでございますけれども、それは先ほど大蔵大臣の説明もございましたような財政事情もこれあり、撤回はひとつ御勘弁を願いたいと思います。

第二の問題は、こういう提案をする前になすべきことが多いではないか、歳入歳出を十分見直す必要があるのではないか、行政整理をもっと徹底的にやるべきではないか、また、社会党初め野党から御提案がございまするもろもろの新税構想等について十分な検討を遂げて、その実現を図るべきでないかという御質疑でございました。仰せのとおり私も心得ておるわけでございまして、財政再建の根本は歳入歳出を一遍根本的に見直していくことであろうと存ずるのでございまして、行政整理につきましては、その意味におきまして、機構の肥大化を避けながら、定員の増加を避けながら、増大する行政需要をこなしていくように努力をいたしておるところでございまするし、認許可の整理につきましても鋭意努力いたしておりますが、今後ともこれは精力的に続けてまいるつもりでございます。

歳出の見直しにつきましては、先般も、御承知のように、八月末の予算の概算要求を待つまでもなく、今日からすでに政府全体といたしまして明年度の予算の真剣な再建に取り組んでおるわけでございまして、ことしの予算現額の中ですべてを賄うとすればどういう不都合が起こるかというようなところからいま検討を始めておるところでございます。

それから、野党から御提案のございますいろいろの新税でございますが、富裕税につきましては、資産の把握や評価等執行面に問題があることは国会における論戦を通じて御承知のとおりでございまして、その実現可能性についてはなお検討しなければならぬと考えております。土地増価税につきましては、税制調査会におきましても大勢は消極的な意見が多くございまして、いまのところ取り上げることは大変困難だと考えております。利子配当所得の総合課税の問題は、五十五年度改正時までに適切な結論を得たいといま努力中でございます。法人税率の引き上げにつきましては、税制調査会の中期答申でも指摘されるように、ある程度引き上げの余地はあるのではないかという御見解もございますので、今後の検討課題にいたしておるところでございます。

政府といたしましては、いろいろやりまするけれども、どういたしましても国民に対して福祉その他のサービスを確保しなければなりません。一方において財政の再建を図ってまいらなければならぬという両面の要請にこたえるためにいろいろな努力はいたしまして、なお足らない財源があるかどうか、それはどれだけあるか、それをどう賄うかという議論を深めていただくようにお願いをいたしておりますることは、私の施政方針演説でもお聞き取りいただいたとおりでございまして、一般消費税の問題もそういう角度から御検討を願いたいと存ずるのでございまして、自余の問題につきましては所管大臣からお願いいたします。（拍手）

〔国務大臣金子一平君登壇〕

○国務大臣（金子一平君）　勝又さんからの御質問の第一点は、納付金率の五六％の根拠はどうなのか、高過ぎるじゃないかという御質問でございますが、たばこ事業収入の国及び地方財政に対する財政寄与の割合を定めるに当たりましては、過去における専売納付金と地方たばこ消費税の額の定価代金に占める割合でございますとか、たばこ事業の国、地方に対する財政寄与の割合を大体平年度において等しいものとしようとする点でございますとか、あるいは諸外国におけるたばこに対する税率が売り上げ税を含めますとおおむね七〇％以上であるというような点を考えまして、五六％程度としても決して高いとは考えられないという

ことで、今回の御提案を申し上げた次第でございます。特に、関税収入――定価代金の〇・五％程度でございますが、これを含めて大体五六％となるものでございますから、平均五五・五％という納付金の率は妥当なものと私どもは考えておる次第でございます。

また、間接税に重点を置いてこれからの税制を考えていくのかという趣旨の御質問が次にございましたが、御承知のとおり、高度成長の時代が去りまして、これから安定成長、中成長の時代になりますと、やはり税制として考えなきゃいかぬのは、従来の直接税中心の体系とあわせて、ある程度間接税に重点を置いていかなければいかぬというふうに私ども考えておる次第でございまして、まあその一環として、たばこ消費税を取り上げておるような次第でございます。

それから、このたばこの値上げをやる前になすべきことがたくさんあるじゃないかという問題につきましては、すでに総理からお答えがございましたので、触れませんけれども、財政法三条の精神に違反して、今度のやり方は国会の審議権の否定につながるではないかという御指摘でございますけれども、財政法三条は、国の独占に属する事業の中の価格、料金について、法律に基づいて決めなければいけない旨を規定しておりますけれども、同条が法律に基づいてと定めておりますることからも明らかでございますように、同条は、あらゆる場合に法律で直接具体的金額を定めることを要求しておるものではないと考えております。しかも、今回の定価法定制度の緩和に当たりましては、従来の最高価格法定制度を基本としながら、勝又さんも御指摘ございました四つの大変厳しい条件のもとで大蔵大臣による最高価格の改定ができるように法律で定めようとするものでございまして、考え方として財政法三条の精神に反するものでは決してございませんし、また、国会の審議権を十分尊重したものと考えておる次第でございます。

それから、今度の値上げによってどれぐらい消費の減を見込んでおるかという御質問でございますが、五十四年度の定価改定後で、定価改定がなかった場合に比べまして、消費量は大体三％の減少になるだろうと考えておる次第でございます。しかし、この減少は、従来の定価改定のときの場合と同様に、ある程度期間を置きますと漸次回復するものと考えておる次第でございます。ただ、傾向として、先ほど嫌煙権の問題にお触れになりましたけれども、喫煙と健康の問題、嫌煙権の問題等がございますので、たばこ消費の大きな伸びを期待することは、これは私は必ずしも考えられないんじゃなかろうかと存じておる次第でございます。

それから、納付金率の法定に伴って、専売公社は営利追求本位の経営に走るのではないかという御懸念がございましたけれども、今回の制度改正によりまして公社の経営責任がむしろ明確になりまして、その企業性が高められることとなるのでございまして、公社は公企体としての使命を自覚して、公社事業及びたばこ関連事業の発展にさらに努力するものと私ども考えておる次第でございます。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣小坂徳三郎君登壇〕

○国務大臣（小坂徳三郎君）　物価に関連した点についてのお答えを申し上げたいと存じます。

最近の物価動向は、消費者物価はきわめて落ちついておりますけれども、御承知のように、卸売物価がこのところ大幅に上昇しておるわけでございます。この原因は、原油価格等の海外一次産品の値上がり、為替相場の円安傾向、国内需給の改善等が要因であると考えておりますが、卸売物価の現在の状態はきわめて警戒すべき状態にあるという認識を持つものであります。このような情勢に対応いたしまして、政府は本年二月初めから早目早目に物価対策を行うことを決意いたしておりまして、物価担当官会議を開催し、生活関連物資及び国民経済上重要な物資につきましては、その需給、価格動向の調査、監視あるいは供給の確保を図ることなどを含めました八項目から成る対策を定めて、その政策の推進に当たっているところであります。四月五日には、現在の卸売物価の情勢が警戒すべきものであるという認識のもとに、さらに重ねて担当官会議を開きまして、具体的な措置の推進をいたしておるところであります。また、日本銀行は、こうした情勢に対応いたしまして、インフレ心理を断ち切るという意図のもとに、卸売物価の上昇を予防的に措置するということから、公定歩合の引き上げを先般実施いたしたような事態でございます。

物価の安定につきましては、申すまでもなく、国民生活のきわめて重要なものでございまして、特に今後の日本の経済運営、そして国民生活全般に至大の影響を与えるものでございまして、われわれといたしましても全力を挙げて物価の安定に努力をいたしてまいる、そのような決意でございます。

次に、卸売物価の状態とは別に、消費者物価の五十四年度の政府見通し四・九％は可能かという御質問でございますが、先ほど来申し上げておりますように、今日までのところ、卸売物価に比較して消費者物価はきわめて落ちついた動向であることは大変御同慶の至りと存ずるわけであります。しかし、この卸売物価に対応しての消費者物価の動向には、季節商品あるいはまたサービス料金など、卸売物価との関連の少ない小さな品目もたくさん含まれておりますので、卸売物価からのいわゆる上昇の波及が必ずしも急激に直ちに消費者物価に転嫁するものでないというふうにも考えておりますが、いずれにいたしましても、ある時間的な差をもちまして消費者物価への影響も考慮しなければならないというふうに考えておるわけでございます。しかし、現在におきましては、消費者物価につきましてはこの四・九％の維持が全く困難であるというような考え方は持っておりません。

また同時に、消費者物価を維持するために、消費物資の輸入政策等も、もしも消費者物価の上昇が今後も激しい勢いになる傾向にあるとするならば、輸入政策を大いに活用いたしまして、国内における競争原理を働かせての安定ということについても積極的に今後対処してまいりたいと思っておるわけであります。

最後に、たばこの今回の値上げによる消費者物価への影響を試算いたしますと、〇・三七％程度の上昇になるというふうに考えております。（拍手）

○議長（安井謙君）　矢追秀彦君。

〔矢追秀彦君登壇、拍手〕

○矢追秀彦君　私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となっております日本専売公社法等の一部を改正する法律案について、総理及び大蔵大臣に若干の質問を行うものであります。

まず最初に、公共料金の値上げに対する政府の姿勢について伺います。

最近の世論調査を見ましても、国民の政府に対する一番強い要望は物価の安定にあることは明らかであり、この要望にこたえるのは政府の責務であると思います。

政府は、五十四年度経済見通しの中で、消費者物価上昇率四・九％を国民に約束をいたしました。ところが、最近の物価動向、特に卸売物価は昨年の十一月以来六カ月連続して大幅上昇しており、四月の卸売物価は前月比一・七％の上昇、年率換算では実に二二・四％の急上昇となっているのであります。素原材料の上昇が製品価格に影響が出るのはおよそ三カ月から六カ月程度はかかると言われておりますが、いずれにしろ、消費者物価に波及することは明らかであります。しかも、本年のわが国経済は昨年とはその状況を全く異にしていることを深刻に理解しなくてはなりません。昨年の物価安定の大きな要因となった円高効

果、石油価格の安定、野菜等季節商品の落ちつき、公共料金の大幅引き上げの見送りなどが、本年になってことごとくさま変わりの状況を呈しているのであります。このような経済情勢を見るならば、当然、物価は危険水域に入ったと認識すべきであります。

私は、本院予算委員会、大蔵委員会において、しばしば物価問題、なかんずく、買い占め、売り惜しみがすでに始まっていると指摘し、国民が大変つらい思いをした石油ショック時の狂乱物価の状況を今後は絶対に引き起こしてはならないと強く主張してまいりました。しかし、政府は、物価上昇を海外要因にその原因の大部分があるとして、みずからの経済見通しの誤り、経済運営の誤りを認めようとせず、物価対策に真剣味が見られないのであります。先ほども経済企画庁長官は、真剣な物価対策をやっておる、いろんな調査をしていると言われましたが、全くその効果は出ておりません。そして、物価対策の一環として公定歩合の引き上げを行いましたが、これは住宅を求める庶民にとっては住宅ローンの引き上げとなり、また、資金力の弱い中小零細企業にとっては大変な負担増となり、また、手持ち資金の潤沢な大企業にはそれほどの影響はなく、物価対策として全く努果を奏しなかったのであります。そうして、その根拠としては、地価の高騰はますます続き、その他の物価もじりじりと上がり続けております。政府は、この際、あらゆる施策を動員して物価の安定に努めなければ大変なことになります。否、もうなっているのであります。政府の物価に対する現状認識及び今後の対策について、国民の安心できる具体的な答弁をお願いしたい。

さらに、政府は、国民の強い要望であった所得税の減税を見送ったばかりでなく、政府の財政運営の失政を増税で賄おうと国民へ押しつけてきているのであります。いま国民生活は、物価上昇にも満たないベースアップと揮発油税などの増税で、家計は火の車であります。その上物価の急騰では踏んだりけったりで、やっと消費生活に動きの出てきた国民生活に水を注ぎ、ひいては経済の回復基調さえも逆戻りしかねないのであります。物価安定こそ最重要課題であります。

政府は、先日、国民に大変評判の悪い国鉄運賃の値上げを行いました。この際、せめて物価上昇の大きな要因の一つである公共料金の引き上げを英断をもって撤回し、政府の物価に対する姿勢を国民に示すべきと思いますが、総理の明快なる答弁を伺いたいのであります。

第二に、たばこ値上げとたばこ消費の関係についてであります。

今回の値上げの目的は、コストアップ分というよりも、増税にあることは明らかであります。ところが、健康問題、嫌煙権など、最近のたばこ離れ現象の中で二一％もの大幅値上げを行うとすれば、ますますたばこ離れを促進することになると思います。政府がもくろむ財政収入の増加がかえって裏目になりかねません。事実、五十年の値上げに際しては、需要回復についての見通しを誤り、そのため、職員の雇用と労働条件及び葉たばこ耕作者へも影響を及ぼしたのであります。政府は、今回の値上げと需要回復についてどのような見通しを持っているのか、伺いたいのであります。

第三に、定価法定制の緩和化についてであります。

国家の独占企業であるたばこ産業は、本来公共性、公益性が保障されなくてはなりません。そのため、値上げに際しては国会の審議にゆだねられていたのであります。しかるに、今回、国会の承認を経ずして定価の三〇％以内ならば政府の裁量で値上げが行える改定をもくろんでおります。これは、財政民主主義を根底から否定するものであり、断じて容認することはできません。国家財政の憲法とも言うべき財政法第三条には、「事実上国の独占に属する事業における専売価格は、「すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」と、明確に規定されております。たばこ事業は、国鉄のように私鉄との競合もなく、いわば完全な独占事業であります。このような、価格形成には全く市場原理が働く余地がないところから見ても、その価格は明らかに専売価格であり、まさに財政法第三条の求めているところであります。たばこの価格が財政法第三条に触れていないという理由はどこを見てもないのであります。政府が財政法第三条に該当しないと言うなら、その根拠を明確に示していただきたいのであります。先ほどの大蔵大臣の御答弁では、はなはだ不満足でございますので、重ねて明確にしていただきたいと思います。

公共料金の値上げの決定権が政府の裁量権にゆだねられると、いかにその改定に歯どめをかけたとしてもその効果がないことは、さきの国鉄運賃の値上げを見ても明らかであります。今回の緩和化が政府主導型の公共料金つり上げにさらに拍車がかかることは必至であります。総理、大蔵大臣の答弁を伺いたいのであります。

第四に、対外諸国との経済調整について伺います。

今回の日米首脳会談の最大のテーマは、何といっても経済摩擦であります。共同声明も発表されておりますが、非常に抽象的であり、懸案であった両国間の摩擦を解消するためのルールもついに策定されなかったのであります。したがって、東京サミットを前に来日するカーター米大統領との話し合いに大きな期待は持てません。さらに、EC諸国の対日姿勢も決して楽観できるものではありません。経常収支も三月には赤字に転じ、四月にはさらに赤字は拡大し、例年輸出超過となる月であるにもかかわらず、季節調整前でも赤字を記録しているのであります。しかも、円安傾向が定着しつつある今日、今後のわが国経済の前途はきわめて厳しい状況にあります。その上、農産物を初めとする広範な自由化の波はひたひたと押し寄せており、たばこの輸入についても例外ではありません。

葉たばこについては、輸入量が使用量の約三四％となっており、わが国の葉たばこ生産農家の実情から見て、急激に拡大する必要はないと思います。しかし、製造たばこについては、国内販売に占める外国たばこの割合が現在一％、本数にして約三十億本でありますが、フランスなどヨーロッパでは、外国たばこが一〇％程度のシェアを占めております。当然、わが国も外国製造たばこをヨーロッパ並みに拡大しろとの強い要求が出されているのは御承知のとおりであります。ところが、仮に一〇％に拡大したとすると、三百億本が国内産製造たばこに取ってかわられることになり、これが与える影響ははかり知れないものがあります。たばこの需要が大きく伸びるとは考えられない今日、三百億本は三ないし四工場分の製造本数であり、職員の首切り、合理化につながり、たばこ事業の根幹を揺るがしかねません。市場開放についての海外の要請を単純にはねつけることが困難なことは、電電公社の例を待つまでもなく、明白であります。政府は、これらの問題に慎重に対処するとともに、的確な先見性ある政策を進める必要が急務であると思いますが、大臣の所見を伺いたいのであります。

第五に、たばこと健康について伺います。

たばこと健康については各方面で研究せられており、その結果、肺がんを初めとする呼吸器疾患との関係、脳卒中や心筋梗塞など循環器系との関係などが統計的な有意な相関関係であると指摘されてきております。しかし、この発表の多くは民間研究機関によるものが多く、特に公社の委託研究によるものは皆無と言ってもよいのであります。専売公社は、喫煙と健康に関する委託研究として、五十三年度も二十ほどの大学研究機関に一億一千万円程度の予算をつけておりますが、研究結果を公表しておりません。国民の健康に関する重要問題でありますので、でき得る限り国民に知らせ、その判断が的確にできるようにすべきであ

ると思います。また、たばこの売上高の多さに比し、健康に対する研究費一億円は余りに少な過ぎると思います。政府としても積極的に取り組むべく予算を増額すべきと思いますが、大臣の所見を伺いたいのであります。

最後に、専売事業の経営問題について伺います。

古くて新しい民営化問題に具体的回答を与えたのは、昨年六月の公共企業体等基本問題会議による「公共性及び経営の効率性から民営化が適当である。」との提言であります。閣議においてもその意見を尊重するとの立場をとっております。しかし、この意見書はきわめて重大な意味を持っております。たばこ事業関係者四十五万人の将来がかかっているのであり、民営化に伴う諸般の問題点はここでくどくど申しませんが、一体政府は、たばこ事業の将来展望について明確な青写真を持っているのでしょうか、お伺いします。政府がこの意見書を尊重するというのは具体的にどういう意味なのか、この際明確にしていただきたいのであります。

以上何点か本改正案の問題点について伺いましたが、政府は、国民の多くが反対している一般消費税導入など大衆増税化路線の一環として、たばこの値上げを図っていることは明らかであります。国民に負担を強いる本改正案について、政府は勇断をもって撤回することを強く要求し、私の質問を終わります。（拍手）

［国務大臣大平正芳君登壇、拍手］

○国務大臣（大平正芳君）　矢追さんの御質問にお答えいたします。

政府も、御指摘のように、物価政策を、物価の安定を重要な政策課題と心得ておるわけでございます。したがいまして、この観点からもろもろの施策をいたしておるわけでございます。それにもかかわらず、国鉄、たばこ等の値上げを策しておることは不可解でないかということでございますけれども、これは、こういう公共企業体の経営の徹底した合理化を進めつつ、また、国民生活への影響も踏まえながら、その時期、値上げの幅等について、国民生活への影響を配慮いたしまして、極力最小限度にとどめておるつもりでございます。いうところの四・九％の消費者物価の目標というものの中には、この国鉄、たばこの御提案申し上げておる値上げも含まれておるわけでございます。今後も、こういった公共料金の引き上げにつきましては極力警戒し、自粛してまいるつもりでございますが、今回提案いたしておりますのは最小限度のものであるというように御理解をいただきたいと思います。

それから第二点といたしまして、たばこ専売の経営形態の問題がございました。これは、御指摘のように、昨年六月、公共企業体等基本問題会議で意見書が出されておりまして、政府もその趣旨を尊重して対処することにいたしておるわけでございます。これは各界の有識者の検討の結果であること、おおむね現在における率直な国民の感情に即したものであるという点につきましては、政府も理解を持っておるつもりでございますけれども、しかし、御指摘のように、わが国葉たばこ産業をどう今後考えてまいるか、販売店の取り扱いをどうするか、その影響等も十分考えなければなりませんので、今後は、政府は関係各方面の意見を十分聴取しながら、この問題には慎重に対処していくつもりでございます。

自余の問題につきましては、関係大臣からお聞き取りをいただきたいと思います。（拍手）

［国務大臣金子一平君登壇、拍手］

○国務大臣（金子一平君）　矢追さんにお答えいたします。

第一の、たばこの値上げと消費の関係でございますが、今回の改定によりまして、一時的に従来と同様の需要の減退が見込まれるものと考えております。三％ぐらいと先ほどもお答えいたしましたが、ただ、時の経過とともに回復するのではないかと存じます。しかし、長期的には、四十年代のような高い伸びは期待できないとしても、たばこに対する需要というものが安定的に推移するものと考えておる次第でございます。

それから財政法三条との関係でございますが、先ほどもお答え申しておりますように、第三条は、あらゆる場合に法律で直接具体的金額を定めることを要求しておるものではないというのが私どもの考え方でございます。今回の専売納付金に関する制度改正に伴いまして、公社の経営が企業努力だけでは十分吸収し得ない原価の上昇等によって圧迫をされるおそれが生じまして、このような原価の上昇等の原因に対して製造たばこの定価をある程度弾力的に規定できるようにする措置があわせてとられませんと、公社の運営に対して難きを強いるようなことになりますから、特にこういう御提案をいたしまして、お願いをしておるわけでございます。しかし、製造たばこの定価法定制の緩和を図るといたしましても、財政法第三条の趣旨から見て、その条件は厳格なものでなければならないと存じますので、従来の最高価格法定制を基本としながら、四つの厳しい条件のもとで大蔵大臣による最高価格の改定ができるように法律でお願いをしておる次第でございます。

それから第三点、製造たばこの輸入拡大について今後どのように考えていくのかということでございますが、専売公社は、従来から、外国たばこにつきましては需要に応じて供給するということを基本原則として経営を行っておるのでございまして、今後もこの方針をとることに変わりございません。特に私どもといたしましては、わが国たばこ産業を構成しておる方々の経営の根幹を揺るがすような事態に立ち至ってはいかぬと考えておるのでございまして、このためには、ただいま提案しておるような適正な競争を可能にする関税制度等の確立を図るほか、さらには、わが国たばこ産業の生産性の向上に努めるという不断の企業努力ができるような体制で公社を指導してまいりたいと考えておる次第でございます。

次に、たばこと健康についての公社の委託研究の結果の発表がないじゃないかという御指摘、これはまさにそのとおりであると考えます。と申しますのも、研究課題の多くはまだ研究の途上にあるものが大部分でございまして、公社は正式にはまだ発表しておりませんけれども、中間的なものは委託研究者から学会や医学の専門誌に発表してまいっております。しかし、喫煙と健康の問題は大変大事なものでございますので、今後広く国民の皆様の御理解をいただくために、研究状況に応じまして、何らかの形で公社が発表できるように、研究者の協力を得ながら進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、研究委託費が少な過ぎるじゃないかという御指摘、これまたそのとおりだと存じます。一億円余りでございますので、今後予算の許す限り積極的に増額してまいりたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

［国務大臣小坂徳三郎君登壇］

○国務大臣（小坂徳三郎君）　お答え申し上げます。

物価に関連しては、先ほども申し上げましたように、卸売物価に関しましてはきわめて警戒すべき情勢であるという認識を持っておりまして、これを中心にいたしまして、現在、先ほど来申し述べておりますような施策を展開し、安定化に極力今後も努力してまいる方針でございます。ただ、先月の卸売物価の上昇率を、直ちにそれを十二倍しまして、年率に換算して二二％の上昇であるというような表現は、われわれといたしましては、むしろインフレマインドを大変誘うものではないかというので、非常にわれわれとしてはその点について苦慮をいたしておるわけでございますが、いずれにいたしましても、現在われわれが一番重点的に考えておりますことは、地価の安定と、もう一つは石油の末端における価格の動向でございまして、これにつきましては、特に通産省及び通

産局を中心にいたしまして鋭意その動向を監視して、そしていろいろな売り惜しみ等々の事態の起こらないように指導を続けておることを申し添えたいと思います。

なお、卸売物価の動向に関しましては、やはりこうした物価の問題は、政府だけの問題よりも、むしろ民間の経済界との強い協力の中でできるだけ安定の方向に努力すべきであるという考えのもとに、先般経済界の代表者とわれわれが会いまして、そして物価の現状についての話し合いをいたし、さらに需要に応じた供給を確保することや、あるいは海外産品の価格上昇を生産性向上によって埋めていただく努力を求めるとか、さらには、便乗値上げ等につきましては厳格に経済界においてもこれを監視をし、行わないような方向に進もうということ等についての協力を求めて、相互に理解を深めたところであります。（拍手）

○議長（安井謙君）　小巻敏雄君。

〔小巻敏雄君登壇、拍手〕

○小巻敏雄君　私は、日本共産党を代表し、日本専売公社法等の一部を改正する法律案について、総理並びに大蔵大臣に質問いたします。

今日のたばこは、年間販売高は二兆円を超し、葉たばこ耕作者は十二万人、たばこ販売店は二十五万店、これらを擁する一大産業であります。その経営の帰趨は、関連業界はもちろん、国民生活、わが国経済にも大きな影響をもたらす存在となっております。今回の法改正は、公社設立後三十年目にして初めて実施される重大な制度改正をも含んでおり、その影響はきわめて大きなものがあります。

まず第一にお尋ねしたいのは、物価に関する問題であります。

最近の物価をめぐる情勢はきわめて重大であります。昨年十一月以来、卸売物価は連騰し、四月は前月比一・七％、年率換算では二二・四％という急騰ぶりであります。これは、今年度の卸売物価上昇を一・六％とした政府見通しが早くも破綻し、今後消費者物価の高騰は必至となっていることを示すものであります。

物価の安定こそは経済安定の基本であります。ところが、政府は、すでにガソリン税や国鉄運賃の引き上げを行い、さらに、このたばこを初め、健康保険など、国民生活にかかわる一連の公共料金引き上げを進めて、物価騰貴の先導の役割りを果たしているのであります。政府みずからが物価をつり上げながら、有効な物価安定策を講じることができるでしょうか。たばこの値上げなど公共料金を引き上げておきながら、総理、今年度の消費者物価の上昇を政府見通しのとおり四・九％にどうして抑えることができますか。また、そのためにどのような物価対策を講じるのか、伺いたいものであります。

第二に、たばこ定価の大幅な引き上げと法定制緩和の問題であります。

今回、現行たばこ定価の二一％引き上げで、セブンスターは百五十円が百八十円に、ハイライトは百二十円が百五十円になり、その増収額は今年度二千二百四十四億円程度と見込まれています。専売事業は、昨年度補正後予算においても五千九百二十九億円もの当期純利益を上げ、そのうち五千五百三十九億円を国庫納付金として国へ納めています。また、益金自体も年々増大し、前回五〇％値上げの昭和五十年度に比べて、五十三年度では実に一・六倍の高い伸び率となっているのであります。

ところが、政府は、定価法定制緩和の措置を新たに設けたいというのであります。たばこ事業で「損失が生じた場合又は損失が生ずることが確実であると認められる場合」には、二一％引き上げになお上乗せして、その一・三倍、つまり現行の五七・三％までの引き上げを、国会の議決抜きに、大蔵大臣の手によって実施できるようにするというのであります。これだけ大もうけしてきた公社に対して、いま突然赤字経営を予想しなければならないのは何ゆえか。これは、今回の提案の国庫納付金率の法定化が実施されると、従来益金処分とされていた国庫納付金を経費として事前に国が売り上げから先取りをするために赤字を予想するのであります。大臣、そうではありませんか。

そもそも、たばこ定価の決定に関しては、財政法第三条において、「法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」とされております。また、憲法第八十三条は財政処理権限の国会議決主義を、さらに第八十四条は租税法律主義を規定をして、国会議決の重要性を明らかにしているのであります。今回の定価法定制の緩和は、これらの規定やその精神から著しく逸脱したものと言わざるを得ない。特に国営事業に対する国民の監視とコントロールのかなめとなる国会の審議と議決をないがしろにする点で、国鉄運賃法定制緩和に次ぐ第二弾であって、断じて認めることはできません。

国鉄は、一昨年十二月の臨時国会で法定制緩和の先頭を切ったのでありますが、以来今日まで一年半に運賃及び料金の値上げを四回も繰り返し、おおよそ三五％も引き上げたばかりか、来年度もまた上げたいと言うに至っているのであります。国民生活に多大の犠牲を強いる法定制緩和が国鉄の再建に役に立ったか。全く役に立たず、かえって抜き差しならぬ経営状態に追いやる要因となったことは肝に銘じるべきでないですか。この悪例をたばこ事業に及ぼし、さらに郵便、電報、電話にまで波及させようとするに至っては、公共料金全体系の全面的な改悪の意図と言わざるを得ないのであります。

総理、国鉄に続くこのような改悪はやめるべきです。そもそも、たばこ事業の基本問題の一つである定価について、国会の明確な議決を必要としないという根拠は一体どこにあるのか。何をもって憲法、財政法の規定及び精神にいささかも逸脱しないと言明できるのか。総理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

第三に、先ほども触れた国庫納付金率の法定化の問題であります。

政府は、みずから招いた四割国債依存の危機的な財政下に、国庫収入の安定的確保のためには、公社経営に対するしわ寄せ合理化の強制、国民負担の増大を強行しようとしております。益金からの納付金の大幅先取りが、政府のインフレ、物価引き上げ政策のもとでの原材料価格の上昇と相まって、一段と公社経営を圧迫することは明らかであります。

今回の改正は、税負担の明確化をていのよい口実とした国民収奪の強化にほかならないのではないのか。それでも、この改正が真に公社事業の発展、国民の利益にかなうものと言うことができますか、総理の所見を求めるものです。

また、大蔵大臣に聞きます。今回の改正によって公社経営を悪化させることはないのか。公社はもとより、公社労働者、職員への不当な合理化、葉たばこ収納単価の低価格への抑え込みや減反の押しつけ、販売店へのしわ寄せ、さらには値上げに次ぐ値上げという事態が生じないと断言できるのか、所見を伺います。

さらに、最近は、海外からの製品たばこ、原料葉たばこの輸入拡大を求める声が強まっておりますが、これの促進は、公社経営はもちろん、葉たばこ耕作者に重大な打撃となるものであります。今後この問題についていかなる態度で臨むのか、明らかにされたいのであります。

最後に、私は、今回の法改正は、政府・自民党のみずから招いた財政危機の穴埋めを公社初め関連業界へのしわ寄せと国民負担の増強によって償おうとするきわめて反国民的なものであることを重ねて強調し、強い反対意思を表明して、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣（大平正芳君）　小巻さんの御質問の第一は、物価政策との関連でございました。

今度のたばこ、国鉄料金の値上げでございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、われわれといたしましては必要最小限度に抑えたつもりでございます。そして、これは四・九％目標の中でカウントいたしておるわけでございます。しからばこの四・九％目標というのはこういう状況で可能かという御質疑でございます。御指摘のように、卸売物価の上昇の上げ足は大変速いものがございまして、私どもも大変憂慮いたしておるわけでございます。原油の値上がり、円安基調が進むということでございまして、これがもし消費者物価に波及してくるということになりますならば、御心配のような事態が生じないとは限らぬと考えておるわけでございます。そこで、政府といたしましては、この種の卸売物価の値上がりが消費者物価に波及しないようにあらゆる施策を施してまいらなければならぬと考えております。あわせて、生活必需品の供給を確保してまいるということに力点を置きながら、金融政策も警戒基調に運営してまいって、引き続き景気の回復を着実に図りながら、物価安定基調は何とかこれを堅持してまいりたいと考えておるわけでございます。

第二の問題は、製造たばこ定価法の緩和は憲法違反とも言えるのではないかというような御指摘でございました。製造たばこの定価は、租税そのものでないにいたしましても、これには相当の税相当部分が入っておることは御指摘のとおりでございまして、租税法定主義をとっておるわが国といたしまして、政府としても、そのことはよく踏まえた上でこの法律の提案をいたしておるわけでございまして、このことにつきましては、大蔵大臣から制度的、技術的な点につきましては説明をお願いすることにいたします。

それから第三の問題は、今度の納付金率の法定制導入は公社事業の発展、国民の利益に沿うものと考えるかということでございますが、私は、今回のこのような改正でございますが、定価に占める税相当部分を定価の一定部分として法定したこと、たばこ専売事業の収入に占める税相当部分と企業収入部分を明らかにいたしたこと、それから、公社経営責任を明確にいたしたこと等を勘案いたしますと、今回の改正は公社及び国民の利益に沿うものであると判断いたしております。

自余の点につきましては、大蔵大臣からお聞き取りをいただきます。（拍手）

〔国務大臣金子一平君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子一平君）　小巻さんにお答えいたします。

第一点の、たばこの定価改定について国会の議決を不要とするようなたばこ定価法の緩和化を図る理由は何かということでございますが、従来の国会論議にかんがみまして、今回、製造たばこの小売定価に含まれる専売納付金と地方たばこ消費税の合計額を定価の一定割合として法定することといたしましたその結果、専売公社は、今後企業努力では吸収できない原価の上昇によって赤字になり、その経営が圧迫されるおそれが生ずることになります。このような事情の変化にかんがみまして、最高価格法定制という従来の法律への基づき方を基本としながら、厳しい条件をつけて、ある程度弾力的に定価改定を行い得るように最高価格の特例を設けようとするものでございまして、いままで大きな利益を上げてきたのがなぜ突然赤字経営を予想するようなことになったのかということでございますが、現行制度のもとでは、専売公社の利益の中には税相当部分が含まれておりますが、納付金率の法定によりまして税相当部分と公社の企業利益部分が分離されまして、専売納付金が公社にとって経理上損金となるためでございます。

それから、財政法との関係につきましては、先ほど来も繰り返してお答え申し上げておる次第でございますが、法律で一定の条件のもとに改正をやるわけでございますから、決して憲法、財政法の趣旨に反するものではないと考えておる次第でございます。

それから、納付金率法定制の導入に伴いまして、公社労働者への合理化の圧迫、葉たばこ耕作者に対する単価の抑えつけ、販売店へのしわ寄せなどが生ずるような体質になると思うがどうかということでございますが、むしろ、今回の改正によりまして公社の経営責任が明確になりまして、長期的には公社事業及びたばこ関連産業全体の経営基盤が強化されるものと私どもは考えておるのでございまして、今後も、たばこ事業の運営に当たりましては、関係方面の意見を十分に聴取いたしまして、関係者の利益と協調の維持に努めてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

また、海外からのたばこの製品、葉たばこの輸入の自由化の要請が高まっておるけれども、いかにこれに対処するかということでございますが、これまた、需要の範囲内において製造たばこを入れますという基本原則には変わりございません、特に国内には多数の葉たばこ耕作者がおります。こういった耕作者に優良葉を耕作してもらいまして、極力良質葉の自給ができるような体制にこれからも持っていく方針には変わりございません。

以上お答えいたしました。

○議長（安井謙君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（安井謙君）　日程第二　国民年金法等の一部を改正する法律案

日程第三　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長対馬孝且君。

審査報告書

国民年金法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月二十二日

社会労働委員長　対馬　孝且

参議院議長　安井　謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図るため、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額並びに所得の低い者についての児童手当の額を引き上げるとともに、厚生年金保険又は船員保険の被保険者である間における老齢年金の標準報酬月額による支給制限を緩和し、昭和五十四年度において特例として年金額を改定する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十四年度一般会計予算に約四十七億一千五百万円が計上され、また、国民年金特別会計予算に約六百十六億三千九百万円、厚生保険特別会計予算に約九百十一億五千三百万円、船員保険特別会計予算に約十九億三千二百万円がそれぞれ計上されている。

なお、衆議院修正に伴う経費として、一般会計予算に約六十四億円、国民年金特別会計予算に約四百九十九億円の支出増が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、公的年金制度全体を通じ、各制度間の整合性及び人口の老齢化に伴い、年金の受給開始年齢と雇用との連動等にも配慮しつつ、速やかに年金制度の抜本的改善を図ること。
二、遺族年金については、被用者年金加入者の妻の年金の在り方及び加給年金の問題を含め、総合的な見地からその改善に努めること。
三、厚生年金について、五人未満事業所の従業員に対する適用を促進するとともに、在職老齢年金制度の支給制限、公的年金等の併給調整については、その在り方を検討すること。
四、各福祉年金について、受給者の生活実態、最低生活基準とのバランス等を考慮して、その年金額を更に大幅に引き上げるとともに、その実施時期について検討し、併せてその所得制限及び他の公的年金との併給制限の改善を図ること。
五、スライド制の在り方について更に検討するとともに、電算組織を総合的に活用して、年金相談体制を早急に整備し、業務処理体制の強化を図り、これにあわせて支払期月、支払回数及び支払方法の制度間の整合について検討すること。
六、老齢年金及び通算老齢年金は、非課税とするよう努めること。
七、積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。
八、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。
九、児童手当制度については、長期的展望に立つて更に改善について検討を進めること。
右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年四月十日

衆議院議長　灘尾　弘吉

参議院議長　安井　謙殿

（小字及び┃は衆議院修正）

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中「二十九万七千六百円」を「三十二万四千円」に、「十九万八千円」を「二十一万六千円」に改める。

第六十二条中「二十五万八千円」を「三十二万八千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「十九万八千円」を「二十一万六千円」に改める。

（国民年金法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十八万円」を「十八万円に総理府において作成する昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数を総理府において作成した昭和五十年度平均の全国消費者物価指数で除して得た数値（小数点以下三位未満は、四捨五入とする。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）と二万四千円とを合算した額（その額が二十四万円未満であるときは、二十四万円）」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項中「十八万円」を「十八万円に総理府において作成する昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数を総理府において作成した昭和五十年度平均の全国消費者物価指数で除して得た数値（小数点以下三位未満は、四捨五入とする。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）と二万四千円とを合算した額（その額が二十四万円未満であるときは、二十四万円）」に改める。

第四条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「第二十三級」を「第二十四級」に改める。

第四十六条第一項本文中「第十六級から第二十級」を「第十七級から第二十一級」に、「第二十一級から第二十三級」を「第二十二級から第二十四級」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第二十三級」を「第二十四級」に改める。

第四十六条の三第二項中「第二十三級」を「第二十四級」に改める。

第四十六条の七第一項本文中「第十六級から第二十級」を「第十七級から第二十一級」に、「第二十一級から第二十三級」を「第二十二級から第二十四級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第二十三級」を「第二十四級」に改める。

第六十二条の二第一項第一号中「四万八千円」を「六万円」に、「七万二千円」を「八万四千円」に改め、同項第二号中「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

附則第十二条第三項及び附則第二十八条の三第二項中「第二十三級」を「第二十四級」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第五条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「第二十一級」を「第二十二級」に改める。

第三十八条第一項本文中「第十四級乃至第十八級」を「第十五級乃至第十九級」に、「第十九級乃至第二十一級」を「第二十級乃至第二十二級」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第二十一級」を「第二十二級」に改める。

第三十九条ノ二第二項中「第二十一級」を「第二十二級」に改める。

第三十九条ノ五第一項本文中「第十四級乃至第十八級」を「第十五級乃至第十九級」に、「第十九級乃至第二十一級」を「第二十級乃至第二十二級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第二十一級」を「第二十二級」に改める。

第五十条ノ三ノ二第一号中「四万八千円」を「六万円」に、「七万二千円」を「八万四千円」に改め、同条第二号中「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第六条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二万千五百円」を「二万三千四百円」に、「二万三千五百円」を「二万五千四百円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第七条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一万六千五百円」を「一万八千円」に、「二万四千八百円」を「二万七千円」に改める。

第十八条中「六千二百五十円」を「七千円」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第八条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「六千円」を「六千五百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第三条（中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二条の二の改正規定）及び附則第八条の規定　公布の日

二　第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第九条から附則第十一条までの規定　昭和五十四年六月一日

三　第一条、第五条、第六条、次条、附則第五条及び附則第六条（前二号及び次号に掲げる規定以外）の規定　昭和五十四年八月一日

四　第七条及び附則第七条の規定　昭和五十四年十月一日

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置等）

第二条　昭和五十四年七月以前の月分の国民年金（次の各号に掲げる年金たる給付）法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金

一　国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六号」という。）附則第十六条第一項の規定により支給する老齢年金

二　法律第九十二号附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金

三　法律第九十二号附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金

2　昭和五十四年八月以降の月分の法律第八十六号附則第十六条第一項又は法律第九十二号附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金については、法律第九十二号附則第二十二条第一項中「昭和五十年度（この項」とあるのは、「昭和五十三年度（昭和五十五年度以降の年度において、この項」とする。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　昭和五十四年五月以前の月分の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　昭和五十四年五月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　昭和五十四年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　昭和五十四年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　昭和五十四年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

（年金額の改定措置の特例）

第八条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十三年度の同項に規定する物価指数が昭和五十二年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十四年六月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年七月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2　前項の規定による措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二条第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。

4　第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付の額を改定する措置とみなす。

一　昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十条

二　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五条

三　農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一条

四　昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十七号）附則第四条

五　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第九条　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第二十三級」を「第二十四級」に改める。

第十九条の三第一項中「第二十一級」を「第二十二級」に改め、同条第二項中「第二十三級」を「第二十四級」に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第二十三級」を「第二十四級」に改める。

附則第十四条第三項中「第二十一級」を「第二十二級」に改める。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「第二十一級」を「第二十二級」に改める。

審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月二十二日

社会労働委員長　対馬　孝且

参議院議長　安井　謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十四年度一般会計予算に約二十五億八千三百万円が計

上されている。
なお、衆議院修正に伴う経費として、一般会計予算に約二十九億七千七百万円の支出増が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一、原子爆弾被爆者に対する制度の基本的あり方について、十分な検討がなされていないことにかんがみ、この際直ちに専門家による権威ある組織を設け、昭和五十三年三月の最高裁判所の判決の趣旨を踏まえて、一年以内の速やかな時期に被爆者に対する制度に関する基本理念を明確にするとともに、現行二法の再検討を行い、被爆者の援護対策の確立を期すること。
二、特別手当について、生活保護の収入認定から外すよう検討するとともに、各種手当の額の引上げ、所得制限の撤廃、適用範囲の拡大（地域を含む）等制度の改善に努めること。
三、原爆症の認定に当たっては、被爆者の実情に即応するよう改善を検討すること。
四、被爆者の医療費について全額公費負担とするよう検討するとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度、相談業務の充実強化を図ること。
五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮するとともに、原爆医療調査研究機関相互間の連絡調整を図ること。
六、死没者に弔意を表すための具体的措置について、他との均衡を配慮しつつ検討すること。
右決議する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年四月二十六日

衆議院議長　灘尾　弘吉

参議院議長　安井　謙殿

（小字及び▬は衆議院修正）

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一万六千五百円」を「二万七千円」に、「三万三千円」を「五万四千円」に改める。

第五条第四項中「一万六千五百円」を「二万八千円」に改める。

第五条の二第三項中「八千三百円」を「一万九千円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和五十四年八月一日から施行する。

2　昭和五十四年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

〔対馬孝且君登壇、拍手〕

○対馬孝且君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国民年金法のほか、関連する六法律を改正しようとするものであります。その主な内容は、第一に、国民年金については、老齢、障害、母子、準母子の各福祉年金額をそれぞれ引き上げること、第二に、厚生年金及び船員保険について、在職老齢年金の支給制限の緩和を行うとともに、寡婦加算額を引き上げること、第三に、昭和五十四年度において前年度の消費者物価上昇率が五％を超えない場合であっても、特例として年金額の改定措置を講ずることとし、その改定の実施時期を、厚生年金及び船員保険は六月、国民年金は七月に、それぞれ繰り上げること、第四に、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当及び所得の低い者についての児童手当の額を引き上げること等であります。

なお、本案については衆議院において、各福祉年金、五年年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額の引き上げについての修正が行われております。

委員会におきましては、目指すべき年金改革の方向、年金支給開始年齢と定年との連動、遺族年金と被用者の妻の任意加入制度のあり方などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、公的年金の抜本改正、スライド制のあり方についての検討、児童手当制度の長期的展望に立っての改善等を内容とする各会派共同の附帯決議案が片山理事より提出をされ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、第一に、原爆症の認定を受け、現在負傷または疾病の状態にある者に支給する特別手当を月額三万三千円から六万円に、その状態にない者に支給する特別手当を月額一万六千五百円から三万円に、それぞれ引き上げること、第二に、健康管理手当を月額一万六千五百円から二万円に、保健手当を月額八千三百円から一万円に、それぞれ引き上げること等を内容とするものであります。

なお、本案については、衆議院において、各手当額の引き上げについての修正が行われております。

委員会におきましては、国家補償の精神に基づく援護対策、被爆者対策基本問題懇談会の発足と運営方法、被爆地域指定の拡大、原子力発電の安全性の確保策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し、被爆者対策の基本的あり方を検討するための権威ある組織の設立、そこでの被爆者問題に関する基本理念の明確化、それに立脚した被爆者援護対策の確立等を内容とする自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、第二院クラブ各派共同による附帯決議案が提出をされ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上報告をいたします。（拍手）

○議長（安井謙君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安井謙君）　総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長（安井謙君）　日程第四　地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

長永野厳雄君。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月二十二日

地方行政委員長　永野　厳雄

参議院議長　安井　謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十四年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、昭和六十年度から昭和六十九年度までの各年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への臨時地方特例交付金の繰入れに関する特例を設けるほか、各種の制度改正等に伴つて増加する地方団体の財政需要に対処するため、普通交付税の算定に用いる単位費用の改定等を行おうとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和五十四年度交付税及び譲与税配付金特別会計において、昭和五十四年度国税三税収入見込額の百分の三十二に相当する額に過年度の特例措置による調整額を加算した五兆二千八百八十一億六千万円に、臨時地方特例交付金三千七百六十六億円、同特別会計の資金運用部資金からの借入金二兆二千八百億円及び返還金三億五千八百四十万七千円を加算し、資金運用部資金借入金償還額二千五百五十六億円を控除して算出した七兆六千八百九十五億一千八百四十万七千円が、地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年四月二十七日

衆議院議長　灘尾　弘吉

参議院議長　安井　謙殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項中

「4　その他の教育費	人口	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	を

「及び昭和五十二年度」を「から昭和五十三年度まで」に改め、同表市町村の項中「市町村税の税額」を「世帯数」に、「昭和五十二年度まで」を「昭和五十三年度まで」に、「及び昭和五十二年度」を「から昭和五十三年度まで」に改め、同条第二項の表第二十三号を次のように改める。

二十三　特殊教育諸学校の教職員数	人	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定する教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特殊教育諸学校の小学部、中学部及び高等部の教職員に係る当該道府県の定数

第十二条第二項の表第三十九号中「及び昭和五十二年度」を「から昭和五十三年度まで」に改め、同号を同表第四十号とし、同表第三十八号中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に改め、同表中同号を第三十九号とし、第三十二号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号を削り、第三十号を第三十二号とし、第二十四号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四　特殊教育諸学校の児童及び生徒の数	人	最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の特殊教育諸学校の小学部、中学部及び高等部に在学する児童及び生徒の数
二十五　特殊教育諸学校の学級数	学級	最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の特殊教育諸学校の小学部、中学部及び高等部の学級数

第十三条第一項中「道府県税又は市町村税の税額」を「道府県税の税額」に、「且つ」を「かつ」に、「単位当り」を「単位当たり」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「、小学校の児童数」を削り、同項第二号中「自動車一台当りの道路の延長、工場事業場一所当りの工場事業場労働者数、人口一人当りの税額」を「道路一キロメートル当たりの自動車台数、人口一人当たりの税額」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「自動車一台当りの道路の延長、工場事業場一所当りの工場事業場労働者数及び人口一人当りの税額」を「道路一キロメートル当たりの自動車台数、人口一人当たりの税額」に、「本号」を「この号」に改め、同項第三号中「測定単位当り」を「測定単位当たり」に、「基いて」を「基づいて」に、「投資的経費で自治省令で定めるものに係るものにあつては」を「小学校費、中学校費、社会福祉費、労働費その他の経費で自治省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成」に、「当該投資的経費」を「当該経費」に改め、同項第四号中「測定単位当り」を「測定単位当たり」に改め、同条第五項の表道府県の項中

「4　特殊教育諸学校費		
(1)　経常経費	教職員数	
	児童及び生徒の数	
	学級数	
(2)　投資的経費	学級数	
5　その他の教育費	人口	

に、「昭和五十二年度まで」を「昭和五十三年度まで」に、

「4　その他の教育費		

人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	態容補正及び寒冷補正

に、「昭和五十二年度まで」を「昭和五十三年度まで」に改め、同表市町村の項中「

教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
児童及び生徒の数	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
学級数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
学級数	態容補正及び寒冷補正
人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

」を「

4	特殊教育諸学校費
(1)	経常経費
(2)	投資的経費
5	その他の教育費

」に、「昭和五十二年度まで」を「昭和五十三年度まで」に改め、「及び昭和五十二年度」を「から昭和五十三年度まで」に改める。

第十四条第三項の表道府県の項第八号中「河床の延長）」の下に「及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている共同開発鉱区の面積」を加え、同表同項第十三号から第十五号までを次のように改める。

十三	地方道路譲与税	前年度の地方道路譲与税の譲与額
十四	石油ガス譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十五	航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額

第十四条第三項の表市町村の項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二	自動車取得税交付金	前年度の自動車取得税交付金の交付額
十三	軽油引取税交付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額

第十四条第三項の表市町村の項第十五号から第十八号までを次のように改める。

十五	地方道路譲与税	前年度の地方道路譲与税の譲与額
十六	石油ガス譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十七	自動車重量譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
十八	航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額

附則第三条第二項中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に改め、「「、市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん譲与税」とあるのは「並びに市町村民税の所得割及び法人税割」と、」を削り、「前年度分の」を「前年度分又は前々年度分の」に、「控除した額並びに」を「控除した額、」に改め、「百分の七十五に相当する額を控除した額」の下に「並びに特別とん譲与税にあつては当該税目に係る前年度分の基準税額」を加え、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割にあつては、」を「特別とん譲与税にあつては、」に改める。

附則第八条の見出し及び同条第一項中「昭和六十八年度」を「昭和六十九年度」に改め、同項第三号中「附則第八条の三第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、「二千二百五十一億円」を「二千二百五十一億円とし、昭和五十四年度にあつては、一般会計から同特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額三千七百六十六億円」に改める。

附則第八条の三第二項第三号中「第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、「、四百二十五億円」を「四百二十五億円、昭和五十四年度にあつては千十億円」に改め、同条に次の一項を加える。

5　昭和五十四年度における第一項の借入純増加額に係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

年度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十年度	七百億円
昭和六十一年度	七百七十億円
昭和六十二年度	八百四十億円
昭和六十三年度	九百二十億円
昭和六十四年度	千億円
昭和六十五年度	千百億円
昭和六十六年度	千二百十億円
昭和六十七年度	千三百二十億円

昭和六十八年度　千四百五十億円
昭和六十九年度　千五百八十五億円

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　五、三三八、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費		
	(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき　一七七、〇〇〇
	(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき　三、五六一、〇〇〇
	2　河川費		
	(1)　経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき　六〇、七〇〇
	(2)　投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき　二四八、〇〇〇
	3　港湾費		
	(1)　経常経費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき　一八、三〇〇
	(2)　投資的経費	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　三、九五〇
	4　その他の土木費		
	(1)　経常経費	人口	一人につき　五一七
	(2)　投資的経費	人口	一人につき　二、〇四〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　二、五七九、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　二、六四八、〇〇〇
	3　高等学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	一人につき　四、四四八、〇〇〇
	(2)　投資的経費	生徒数	一人につき　二八、二〇〇
	4　特殊教育諸学校費	生徒数	一人につき　二九、六〇〇
	(1)　経常経費	教職員数	一人につき　二、五三四、〇〇〇
	(2)　投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき　九七、二〇〇
	5　その他の教育費	学級数	一学級につき　四六七、〇〇〇
		学級数	一学級につき　六七二、〇〇〇
		人口	一人につき　一、九九〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　三、四四〇
	2　社会福祉費		
	(1)　経常経費	人口	一人につき　二、三〇〇
	(2)　投資的経費	人口	一人につき　四四一
	3　衛生費	人口	一人につき　二、一九〇
	4　労働費	失業者数	一人につき　三九二
	五　産業経済費		四二三、〇〇〇
	1　農業行政費		
	(1)　経常経費	農家数	一戸につき　四七、二〇〇
	(2)　投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき　一六、一〇〇
	2　林野行政費		
	(1)　経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき　二、一七〇
	(2)　投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき　二、五三〇
	3　水産行政費		
	(1)　経常経費	水産業者数	一人につき　九七、六〇〇
	(2)　投資的経費	水産業者数	一人につき　三〇、二〇〇
	4　商工行政費	人口	一人につき　一、一二〇
	六　その他の行政費		
	1　徴税費	道府県税の税額	千円につき　四〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき　八六、〇〇〇
	3　その他の諸費		
	(1)　経常経費	人口	一人につき　二、七二〇
	(2)　投資的経費	人口	一人につき　二、二七〇
		面積	一平方キロメートルにつき　六〇三、〇〇〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき　九五〇
	八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充て	千円につき　二五〇

九　特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	九七
十　地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十年度から昭和五十三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一六八
十一　財源対策債償還費	昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	二一二
市町村			
一　消防費	人口	一人につき	四、四五〇
二　土木費			
1　道路橋りょう費			
(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	七二、一〇〇
(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三三六、〇〇〇
2　港湾費			
(1)　経常経費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一六、〇〇〇
(2)　投資的経費	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	三、九五〇
3　都市計画費			
(1)　経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	四一三
(2)　投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	四四三
4　公園費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	一八〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	一六二
5　下水道費	人口集中地区人口	一人につき	一五四
6　その他の土木費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	五八九
(2)　投資的経費	人口	一人につき	三一三
三　教育費			
1　小学校費			
(1)　経常経費	児童数	一人につき	一九、三〇〇
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき	四〇二、〇〇〇
2　中学校費			
(1)　経常経費	学校数	一校につき	三、六六七、〇〇〇
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき	三三八、〇〇〇
3　高等学校費			
(1)　経常経費	生徒数	一人につき	一七、八〇〇
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき	五二二、〇〇〇
4　その他の教育費			
(1)　経常経費	学校数	一校につき	三、六六六、〇〇〇
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき	三三八、〇〇〇
四　厚生労働費			
1　生活保護費	教職員数	一人につき	四、五六五、〇〇〇
2　社会福祉費	生徒数	一人につき	二七、七〇〇
(1)　経常経費	生徒数	一人につき	一八、〇〇〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	三、四八〇
3　保健衛生費	人口	一人につき	一一九
4　清掃費	市部人口	一人につき	三、一四〇
(1)　経常経費	人口	一人につき	二、三四〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	四四一
5　労働費	人口	一人につき	九七一
五　産業経済費			
1　農業行政費	失業者数	一人につき	四二三、〇〇〇
(1)　経常経費	農家数	一人につき	三、〇五〇
(2)　投資的経費	農家数	一人につき	四〇六
2　商工行政費	人口	一戸につき	二二、四〇〇
3　その他の産業経済費	人口	一戸につき	五、七五〇
		一人につき	四八四

(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一五、六〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一二、二〇〇
六 その他の行政費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	七、〇九〇
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	二、九六〇
3 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、七九〇
	面積	一平方キロメートルにつき	六八〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、五二〇
	面積	一平方キロメートルにつき	二六四、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
十 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一一〇
十一 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十年度から昭和五十三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一六八
十二 財源対策債償還費	昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	二一二

附則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。

2　昭和五十四年度分の地方交付税に限り、改正後の第十四条第三項の表道府県の項第十五号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料譲与税として譲与されるべき額」とする。

3　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和六十七年度まで」を「昭和四十六年度から昭和六十八年度まで」に、「昭和五十四年度から昭和六十七年度までの各年度分にあつては昭和五十三年度分を」を「昭和五十四年度分にあつては昭和五十三年度分の借入金限度額に二兆二千八百億円を加算した額から二千五百五十六億円を控除した額（以下「昭和五十四年度分の借入金限度額」という。）、昭和五十五年度から昭和六十八年度までの各年度分にあつては昭和五十四年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額	
	昭和四十八年度分等の借入金限度額に係るもの	その他のもの
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円	三千七十億円
昭和五十六年度		三千四百八十億円
昭和五十七年度		三千九百四十億円
昭和五十八年度		四千四百五十億円
昭和五十九年度		五千九百七十億円
昭和六十年度		八千二百十九億八千万円
昭和六十一年度		六千九百六十一億円
昭和六十二年度		五千四十億円
昭和六十三年度		三千四百億円
昭和六十四年度		三千七百七十億円
昭和六十五年度		四千百六十億円
昭和六十六年度		四千六百億円
昭和六十七年度		五千八十億円
昭和六十八年度		五千六百三十億円

附則第五項中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第八項中「同号に掲げる額を加算した額とし」を「同号に掲げる額と臨時地方特例交付金の額三千七百六十六億円との合算額を加算した額とし」に、「昭和五十九年度から昭和六十二年度までの各年度分」を「昭和五十九年度分」に、「それぞれ加算した額とし、昭和六十三年度から昭和六十八年度までの各年度分にあつては同号に掲げる額をそれぞれ加算した額」を「加算した額とし、昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度分にあつては第二号から第四号までに掲げる額の合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十三年度から昭和六十八年度までの各年度分にあつては第三号に掲げる額と第四号に掲げる額との合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十九年度分にあつては同号に掲げる額を加算した額」に改め、「又は第三号」の下に「若しくは第四号」を加え、同項に次の一号を加える。

四　次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の三第五項に規定する臨時地方特例交付金の額

年度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十年度	七百億円
昭和六十一年度	七百七十億円
昭和六十二年度	八百四十億円
昭和六十三年度	九百二十億円
昭和六十四年度	千億円
昭和六十五年度	千百億円
昭和六十六年度	千二百十億円
昭和六十七年度	千三百二十億円
昭和六十八年度	千四百五十億円
昭和六十九年度	千五百八十五億円

〔永野厳雄君登壇、拍手〕

○**永野厳雄君**　ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、昭和五十四年度分の地方交付税の総額について、現行の法定額に、国の一般会計において負担される臨時地方特例交付金三千七百六十六億円及び交付税特別会計の借入金二兆二千八百億円を加算した額とすること、借入金については、その純増加額の二分の一に相当する額一兆八百九十五億円を国において負担し、昭和六十年度から同六十九年度にわたり臨時地方特例交付金として、交付税特別会計に繰り入れる旨の規定を設けること、普通交付税の算定方法について、新たに道府県分に経費の種類として特殊教育諸学校費を設けるほか、教育費、社会福祉費等に要する財源を確保するため測定単位及び単位費用の改定を行うこと、昭和五十三年度地方税減収補てん債及び財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入し、地方道路譲与税、自動車取得税交付金等の基準税額等の算定基礎を前年度の譲与額または交付額とすること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取する等、慎重に審査を行い、その間、地方分権と行財政制度のあり方、財政危機と赤字構造の改善、行政運営の合理化、国・地方間の経費の負担区分、地方公務員制度改正の方向、普通交付税の算定基準の改善等、当面する諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで志苫委員より、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党共同提出の、地方交付税率の八％引き上げ、臨時地方特例交付金の増額、基準財政需要額の算定方法の改正等を内容とする修正案について趣旨説明が行われました。本修正案は予算を伴うものであり、澁谷自治大臣から、政府としては賛成いたしかねるとの意見が述べられております。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員、公明党を代表して上林委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党を代表して藤井委員より、それぞれ修正案に賛成、原案に反対の意見が、また、自由民主党・自由国民会議を代表して衛藤委員より、修正案に反対、原案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○**議長（安井謙君）**　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（安井謙君）**　過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議長　安井　謙君
副議長　加瀬　完君

議員

太田　淳夫君　相沢　武彦君　白木義一郎君　二宮　文造君
和泉　照雄君　矢原　秀男君　小平　芳平君
渡部　通子君　藤原　房雄君　中尾　辰義君
桑名　義治君　内田　善利君　新谷寅三郎君
井上　計君　塩出　啓典君　下村　泰君
峯山　昭範君　三木　忠雄君　江田　五月君
柳澤　錬造君　柄谷　道一君　市川　房枝君
亀長　友義君　原田　立君　喜屋武眞榮君
馬場　富君　上林繁次郎君　中西　一郎君
阿部　憲一君　和田　春生君　熊谷　弘君
三治　重信君　金丸　三郎君　鈴木　正一君
遠藤　政夫君　中野　明君　衛藤征士郎君
矢追　秀彦君　田代富士男君　伊江　朝雄君
黒柳　明君　栗林　卓司君　浅野　拡君
木島　則夫君　中村　禎二君　後藤　正夫君
原　文兵衛君　鈴木　一弘君　遠藤　要君
宮崎　正義君　渋谷　邦彦君　吉田　実君
柏原　ヤス君　藤井　恒男君　平井・卓志君
古賀雷四郎君　志村　愛子君　小林　国司君
中山　太郎君　片山　正英君　高橋　圭三君
梶木　又三君　藤井　丙午君　岩崎　純三君
嶋崎　均君　土屋　義彦君　長谷川　信君
長田　裕二君　木村　睦男君　糸山英太郎君
八木　一郎君　塚田十一郎君　吉田　実君
熊谷太三郎君　源田　実君　桧垣徳太郎君
郡　祐一君　二木　謙吾君　寺下　岩蔵君
加藤　武徳君　小澤　太郎君　林　直君
園田　清充君　丸茂　重貞君　中尾　辰義君
山東　昭子君　坂元　親男君　新谷寅三郎君
亀井　久興君　中村　太郎君　下村　泰君
宮田　輝君　三浦　八水君　山田　勇君
前田　勲男君　岩上　二郎君　前島英三郎君
山本　富雄君　田代由紀男君　青島　幸男君
真鍋　賢二君　高平　公友君　秦　豊君
竹内　潔君　中村　啓一君　北　修二君
成相　善十君　野呂田芳成君　下条進一郎君
福島　茂夫君　戸塚　進也君　高橋　圭三君
上條　勝久君　堀内　俊夫君　岩崎　純三君
森下　泰君　望月　邦夫君

藤川　一秋君　福岡日出麿君　稲山　篤君　山中　郁子君　三浦　八水君
鳩山威一郎君　細川　護熙君　安武　洋子君　内藤　功君
斎藤　十朗君　安孫子藤吉君　安恒　良一君　吉田　正雄君
青井　政美君　井上　吉夫君　大木　正吾君　丸谷　金保君
石破　二朗君　大島　友治君　沓脱タケ子君　小巻　敏雄君
大鷹　淑子君　植木　光教君　志苫　裕君　福間　知之君
安田　隆明君　稲嶺　一郎君　青木　薪次君　野田　哲君
初村滝一郎君　上田　稔君　対馬　孝且君　神谷信之助君
山崎　竜男君　増田　盛君　赤桐　操君　小山　一平君
鈴木　省吾君　徳永　正利君　寺田　熊雄君　宮之原貞光君
江藤　智君　鍋島　直紹君　和田　静夫君　立木　洋君
岩動　道行君　町村　金五君　橋本　敦君　小谷　守君
西村　尚治君　藤田　正明君　川村　清一君　田中寿美子君
楠　正俊君　最上　進君　野口　忠夫君　栗原　俊夫君
佐々木　満君　柿沢　弘治君　市川　正一君　渡辺　武君
円山　雅也君　増岡　康治君　秋山　長造君　村田　秀三君
堀江　正夫君　降矢　敬雄君　吉田忠三郎君　戸叶　武君
有田　一寿君　森田　重郎君　小柳　勇君　阿具根　登君
野末　陳平君　林　寛子君　藤田　進君　河田　賢治君
藤井　裕久君　降矢　敬義君　宮本　顕治君　上田耕一郎君
高杉　廸忠君　村沢　牧君
勝又　武一君　秦野　章君
夏目　忠雄君　永野　厳雄君
高橋　誉冨君　広田　幸一君
矢田部　理君　久保　亘君
岡田　広君　斎藤栄三郎君
坂野　重信君　粕谷　照美君
片山　甚市君　浜本　万三君
石本　茂君　久次米健太郎君
菅野　儀作君　山内　一郎君
竹田　四郎君　大塚　喬君
玉置　和郎君　内藤誉三郎君
金井　元彦君　河野　謙三君
瀬谷　英行君　山崎　昇君
片岡　勝治君　小野　明君
坂倉　藤吾君　佐藤　三吾君
下田　京子君　佐藤　昭夫君
大森　昭君　松前　達郎君

国務大臣

内閣総理大臣　大平　正芳君
法務大臣　古井　喜實君
大蔵大臣　金子　一平君
厚生大臣　橋本龍太郎君
郵政大臣　白濱　仁吉君
自治大臣　澁谷　直藏君
国務大臣（経済企画庁長官）　小坂徳三郎君

政府委員

大蔵大臣官房日本専売公社監理官　名本　公洲君

議長の報告事項

去る四月二十七日議長において、常任委員を次のとおり指名した。

通信委員

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任　補欠
真鍋　賢二君　河本嘉久蔵君
岩崎　純三君　藤川　一秋君

商工委員

辞任　補欠
河本嘉久蔵君　真鍋　賢二君
藤川　一秋君　岩崎　純三君

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

元号法案　内閣委員会に付託

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案　科学技術振興対策特別委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（横山利秋君外五名提出）

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際観光振興会法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的　産地中小企業及び石油備蓄に関する実情調査

一、派遣委員

第一班　福岡日出麿　古賀雷四郎
大森　昭　岩崎　純三
下条進一郎　真鍋　賢二
小柳　勇　吉田　正雄
柿沢　弘治

第二班　大谷藤之助　安武　洋子
楠　正俊　中村　啓一

森下　昭司　中尾　辰義
馬場　富　市川　正一
井上　計

一、派遣地
第一班　福岡県　佐賀県　長崎県
第二班　愛知県　京都府　兵庫県
一、期間　両班とも五月七日及び八日の二日間
一、費用　概算八六五、二〇〇円
右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
昭和五十四年四月二十七日
商工委員長　福岡日出麿
参議院議長　安井　謙殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員秦豊君提出憲法第三十二条と昭和四十二年改正土地収用法に関する質問に対する答弁書

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
国際観光振興会法の一部を改正する法律
船舶整備公団法の一部を改正する法律
繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律
海外経済協力基金法の一部を改正する法律
厚生省設置法の一部を改正する法律
アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律

同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和五十二年度において防災に関してとつた措置の概況及び昭和五十四年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。又同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく昭和五十三年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日議長は大平内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第八十七回国会政府委員に任命することを承認した。
法務大臣官房審議官　水原　敏博君
厚生大臣官房審議官　松田　正君

同日内閣総理大臣から議長宛、法務大臣官房審議官水原敏博君外一名（同日議長承認）を第八十七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日ドラゴスラヴ・マルコヴィッチ・ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国連邦議会議長より議長宛、次の祝電を接受した。
天皇誕生日に際し、ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国連邦議会を代表して、友好的な日本国民の御繁栄と御幸福を祈念し、心から御挨拶を申し上げます。わが両国及び両国議会間の友好協力関係が今後も引き続き平和と国際理解に寄与することを確信いたします。

去る四月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員
辞任　補欠
志村　愛子君　三浦　八水君
逓信委員
辞任　補欠
三浦　八水君　志村　愛子君

同日ウラジミール・ボーネフ・ブルガリア人民共和国人民議会議長より議長宛、次の祝電を接受した。
ブルガリア人民共和国人民議会を代表して、四月二十九日の日本の国民の祝日を心からお祝い申し上げます。また、この機会を利用しまして、わが両国議会間の接触と協力がブルガリア日本両国民の利益を増進し、さらに世界の平和と安全と進歩に寄与するという私の信念を表明いたします。貴国の一層の御発展と御繁栄を心からお祈りします。

去る一日ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議会議長から議長宛、次の祝電を接受した。
日本の国民の祝日に際し、閣下に心からお祝いを申し上げます。わが両国議会が今後の両国関係の全面的発展に寄与することを確信します。閣下のドイツ民主共和国御訪問は楽しい思い出となりましたが、この意味におきまして最も印象的なものでありました。閣下の一層の御活躍と御健康をお祈りします。

去る二日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄振興開発計画に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出廃油による海岸汚染防止等に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を必要とするため、五月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日議長は、ドラゴスラヴ・マルコヴィッチ・ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国連邦議会議長、ウラジミール・ボーネフ・ブルガリア人民共和国人民議会議長及びホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議会議長宛、それぞれ次の謝電を発送した。
天皇誕生日に際し御懇篤なる祝電をいただき深謝申し上げ、あわせて貴国の御繁栄と両国の友好関係の一層の発展を祈ります。

同日ブラス・ローカ・キューバ人民権力全国会議議長から議長宛、次の祝電を接受した。
四月二十九日の日本の国民の祝日に際し、私はキューバ人民権力全国会議を代表してお祝い申し上げるとともに、貴国国民の進歩と福祉における責任ある高邁な理想遂行の御成功を心より望むものであります。

去る四日議長は、ブラス・ローカ・キューバ人民権力全国会議議長宛、次の謝電を発送した。
天皇誕生日に際し御懇篤なる祝電をいただき深謝申し上げ、あわせて貴国の御繁栄と両国の友好関係の一層の発展を祈ります。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任　補欠
橋本　敦君　小笠原貞子君
外務委員
辞任　補欠
上田　哲君　穐山　篤君
社会労働委員
辞任　補欠
小笠原貞子君　橋本　敦君
運輸委員
辞任　補欠
穐山　篤君　上田　哲君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託
外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　補欠
中西　一郎君　西村　尚治君
（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）
（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

外務委員
辞任　補欠
穐山　篤君　上田　哲君
運輸委員
辞任　補欠
上田　哲君　穐山　篤君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員
辞任　補欠
山中　郁子君　内藤　功君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
学校教育法の一部を改正する法律案（粕谷照美君外一名発議）　文教委員会に付託
公衆浴場法の一部を改正する法律案（粕谷照美君外九名発議）　社会労働委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案（第八十五回国会提出、衆議院継続審査）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件（第八十四回国会提出、衆議院継続審査）
市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件（第八十四回国会提出、衆議院継続審査）
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
学校教育法の一部を改正する法律案（粕谷照美君外一名発議）
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書
一、目的　一九七八年宮城県沖地震災害復旧対策並びに有珠山周辺地域における泥流災害対策の実情を調査し、もつて災害対策樹立に関する調査に資する。
一、派遣委員
川村　清一　遠藤　要
中村　啓一　目黒今朝次郎
原田　立　小巻　敏雄
柄谷　道一
一、派遣地　宮城県　北海道
一、期間　五月十一日及び十二日の二日間
一、費用　概算四四一、〇〇〇円
右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
昭和五十四年五月八日
参議院議長　安井　謙殿
災害対策特別委員長　川村　清一
同日議員から次の質問主意書が提出された。
沖縄県の教育の諸問題に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
去る九日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員
辞任　補欠
内藤　功君　山中　郁子君
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を通信委員会に付託した。
通信・放送衛星機構法案
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辞任　補欠
川村　清一君　青木　薪次君
運輸委員
辞任　補欠
青木　薪次君　川村　清一君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公害対策及び環境保全特別委員
辞任　補欠
長田　裕二君　三浦　八水君
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
公衆浴場法の一部を改正する法律案（粕谷照美君外九名発議）
同日議員から次の質問主意書が提出された。
公務上災害の補償給付に関する質問主意書（久保亘君外一名提出）
同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。
記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
農林水産技術会議事務局長	堀川春彦君	退職	昭五四・五・九
労働省労働基準局安全衛生部長	野原石松君	同	昭五四・五・一〇

同日議長は内閣総理大臣臨時代理から申出のあつた次の者を第八十七回国会政府委員に任命することを承認した。
労働省労働基準局安全衛生部長　津澤　健一君
同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、労働省労働基準局安全衛生部長津澤健一君（同日議長承認）を第八十七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辞任　補欠
青木　薪次君　川村　清一君
運輸委員
辞任　補欠
川村　清一君　青木　薪次君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
辞任　補欠
玉置　和郎君　上條　勝久君
同日議員から次の質問主意書が提出された。
硫黄島戦時疎開者の地権と帰島に関する質問主意書（上田耕一郎君提出）
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員喜屋武眞榮君提出廃油による海洋汚染防止等に関する質問に対する答弁書
同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく昭和五十三年度観光の状況に関する年次報告及び昭和五十四年度において講じようとする観光政策について文書を受領した。
同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「昭和五十三年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「昭和五十四年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。
去る十二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
辞任　補欠
上條　勝久君　玉置　和郎君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
税理士法の一部を改正する法律案
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校

及び高等学校の施策の整備に関する特別措置法案（木島喜兵衛君外六名提出）
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
沖縄県の教育の諸問題に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
公務上災害の補償給付に関する質問主意書（久保亘君外一名提出）
同日内閣から次の報告書を受領した。
第八十五回国会参議院において採択された請願の処理経過
去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任　補欠
小笠原貞子君　橋本　敦君
社会労働委員
辞任　補欠
橋本　敦君　小笠原貞子君
去る十五日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（粕谷照美君外一名発議）
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
同日内閣から、国土利用計画法第三条の規定に基づく昭和五十三年度国土の利用に関する年次報告を受領した。
同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百七十八年の国際労働機関第六十四回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。
去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辞任　補欠
下田　京子君　市川　正一君
商工委員
辞任　補欠
市川　正一君　下田　京子君
決算委員
辞任　補欠
三治　重信君　田渕　哲也君
懲罰委員
辞任　補欠
田渕　哲也君　三治　重信君
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（粕谷照美君外一名発議）
同日議員から次の質問主意書が提出された。
沖縄県におけるミバエ類の防除等に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
硫黄島戦時疎開者の地権と帰島に関する質問主意書（上田耕一郎君提出）
去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辞任　補欠
丸谷　金保君　森下　昭司君
商工委員
辞任　補欠
森下　昭司君　丸谷　金保君
決算委員
辞任　補欠
田渕　哲也君　三治　重信君
懲罰委員
辞任　補欠
三治　重信君　田渕　哲也君
去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辞任　補欠
藤原　房雄君　馬場　富君
商工委員
辞任　補欠
馬場　富君　藤原　房雄君
同日議員から次の質問主意書が提出された。
国立療養所沖縄愛楽園及び宮古南静園の施設整備等に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る上下水道の整備に関する再質問に対する答弁書
参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の教育の諸問題に関する質問に対する答弁書
同日内閣から、参議院議員久保亘君外一名提出公務上災害の補償給付に関する質問については、調査・検討する必要があり、これに日時を必要とするため、六月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和五十三年度社会保障制度審議会報告書を受領した。
同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和五十三年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十四年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく昭和五十三年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。
去る十九日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書
一、目的　三菱石炭鉱業株式会社南大夕張炭鉱における災害の実情調査
一、派遣委員
小柳　勇　中村　啓一
丸谷　金保　藤原　房雄
下田　京子　井上　計
一、派遣地　北海道
一、期間　五月二十一日及び二十二日の二日間
一、費用　概算三七八、〇〇〇円
右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
昭和五十四年五月十九日
商工委員長　福岡日出麿
参議院議長　安井　謙殿
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
沖縄県におけるミバエ類の防除等に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
国立療養所沖縄愛楽園及び宮古南静園の施設整備等に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
同日衆議院から、同院は国会の会期を六月十四日まで二十五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。
同日議長は、去る四日逝去された元議員田口長治郎君に対し、次の弔詞を贈呈した。
参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くし特に院議をもつて永年の功労を表彰せられました元議員従三位勲一等田口長治郎君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます
一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　補欠
塚田十一郎君　長谷川　信君
外務委員
辞任　補欠
上田　哲君　粕谷　照美君
文教委員
辞任　補欠
粕谷　照美君　上田　哲君

社会労働委員
辞任　補欠
小笠原貞子君　安武　洋子君
商工委員
辞任　補欠
長谷川　信君　塚田十一郎君
安武　洋子君　小笠原貞子君
昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　補欠
長谷川　信君　坂元　親男君
地方行政委員
辞任　補欠
坂元　親男君　長谷川　信君
外務委員
辞任　補欠
粕谷　照美君　上田　哲君
大蔵委員
辞任　補欠
渡辺　武君　安武　洋子君
文教委員
辞任　補欠
上田　哲君　目黒今朝次郎君
社会労働委員
辞任　補欠
田代由紀男君　初村滝一郎君
目黒今朝次郎君　粕谷　照美君
安武　洋子君　渡辺　武君
農林水産委員
辞任　補欠
初村滝一郎君　田代由紀男君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
航空機輸入に関する調査特別委員
辞任　補欠
中尾　辰義君　原田　立君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
母子保健法の一部を改正する法律案（柏原ヤス君外一名発議）
児童福祉法の一部を改正する法律案（柏原ヤス君外一名発議）
同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
日本専売公社法等の一部を改正する法律案
エネルギーの使用の合理化に関する法律案（第八十四回国会提出、衆議院継続審査）
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託
通信・放送衛星機構法案　逓信委員会に付託
昭和五十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
昭和五十二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
昭和五十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
昭和五十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
昭和五十三年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
決算委員会に付託
同日委員長から次の報告書が提出された。
国民年金法等の一部を改正する法律案可決報告書
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員上田耕一郎君提出硫黄島戦時疎開者の地権と帰島に関する質問に対する答弁書

憲法第三十二条と昭和四十二年改正土地収用法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年三月二十九日

参議院議長　安井　謙殿　　秦　豊

憲法第三十二条と昭和四十二年改正土地収用法に関する質問主意書

現行土地収用法を生み出した昭和四十二年の全面的ともいえる改正は、起業利益の帰属の適正化による投資効率の確保、そして補償価格の公平化による用地取得の円滑迅速化をうたつて行われたが、この改正では補償価格の決定手続の是非にのみ目をうばわれ、論議が集中した結果、必然的に収用権付与の法適合性については、アプリオリに当然の前提とされてしまつていたようである。

収用委員会の裁決時における近傍類地価格（近傍において同等の代替地を取得するを得るに足りる金額）とされていた土地に係る収用価格（権利取得価格）を、収用権を発生させた事業認定時にお

ける近傍類地価格の裁決時における物価修正値と変更した土地収用法第七十一条による補償規定は、収用委員会における裁決が遅延すればする程、したがつて、収用が遅延すればする程、被収用者にとつて近傍に同等の代替地を取得することをますます困難ならしめ、これにより「ゴネ得」の可能性を排除し、もつて改正の趣旨を実現することにあつたようである。

しかし、収用の是非を争う、つまり、収用権付与の法適合性を争う被収用者に対し、このような補償条件を課し、「ゴネ得」扱いすることは、憲法第三十二条にいう裁判請求権の侵害をもたらすことになると思料される。行政訴訟というものが、訴えの利益を有する原告適格者の権利救済を第一義的な目的とするとしても、行政行為の法適合性を裁判所に審査させることにより、法による公正な行政を保障することを併せもつていた筈である。そして、司法による行政権行使の審査は、三権分立を是とする現行憲法秩序下において、公共の福祉実現にとつてきわめて重大な意義をもつものであつた筈である。

改正土地収用法では、収用委員会の裁決遅延による補償欠落（近傍に同等の代替地を得難くなること）に対処するため新たに導入された補償金の支払請求権を、例えば、事業認定の直後に行使させ、これにより事業認定時に事業認定時の価格が支払われるという時価支払の原則が保たれ、時価支払が保障されれば、被収用者は周辺地所有者と同等の地位に立つことができ、それゆえ周辺地との均衡が保たれるのであるから、裁決時価格の制度を改めるにあたり、最大の論点であつた周辺地とのバランス論は、この支払請求権によつて克服でき、収用に係る正当な補償を保障できるとしている。

しかし、これは収用を是、またはやむを得ず是とする被収用者にのみ通用する論拠でしかなく、このような被収用者については、通常、収用手続によらず任意協議で用地売買が成立し、つまり、支払請求権など無意味であり、一方、収用をあくまでも否として法廷で争う被収用者には通用し得ない論拠ではないのか。

そこで、昭和四十二年改正土地収用法には国家統治の根幹をゆるがす問題を内包していると思料されるが故に、以下、大平正芳首相の御見解を賜りたい。

一　現行憲法では、立法、行政、司法と三権を分立する国家統治方式が採用されているが、これは国家統治を直接能動的に行わんとする行政を、国民の総意を反映させるべく、立法による民主的コントロール下におき、一方、国民一人ひとりの基本的人権が保障されるように司法によるコントロール下におき、もつて適正な行政の確保を図つたものと思料されるが、司法による行政のコントロールについて、次により理由を付して説明されたい。

(1)　現行憲法秩序下で、司法による行政のコントロール（行政訴訟）は、どのような意義をもつものなのか。

(2)　右において、適正なコントロールが不可能となれば、どのような事態が招来されることになるのか。

(3)　行政訴訟は、行政行為による基本的人権の侵害の回復のみに意義があるのか。

(4)　憲法第九十七条は、行政訴訟において、どのような意義を有しているか。

(5)　憲法第十二条は、行政行為による基本的人権の侵害に対し、これを回復すべき責務を当該国民一人ひとりに課していると解してよいのか。

(6)　行政不服審査法第一条にある趣旨とは異なり、行政事件訴訟法第一条にある趣旨は、行政事件訴訟の意義・目的を明らかにしていない。行政事件訴訟の目的とするところは何か。

(7)　行政事件訴訟法を所管する省庁はどこか。局部課のレベルまで明らかにされたい。

二　行政訴訟における当事者公平の原則について、次により理由を付して説明されたい。

(1)　当事者公平の原則は、民事訴訟における基本理念ではないのか。

(2)　当事者公平の原則は、行政事件訴訟法第七条により、行政訴訟にも適用されるのではないのか。

(3)　行政訴訟の原告に対し、訴訟上の地位の不安定と不利益を強いる訴訟形式は、民事訴訟法上許されない不適法なものではないのか。

(4)　昭和四十五年三月二十五日付で判決の出た土地収用裁決取消請求事件（松江地裁昭和三十九年（行ウ）第一号）で、予備的請求の被告とされた国が、主観的予備的併合による訴訟形式は、被告国の訴訟上の地位を著しく不安定ならしめるものであつて、民事訴訟法上許されない不適法なものであると主張したことがあるか。あるとすれば、国ともあろうものが、そのような泣言的主張をなした理由は何か。

三　土地収用法第七十一条の補償規定を合憲化すべく導入された補償金の支払請求権について、次により理由を付して説明されたい。

(1)　昭和四十二年改正土地収用法では、補償金の支払請求権が創設（同法第四十六条の二から四まで及び第九十条の二から三まで）されているが、これは同法第七十一条による補償金算定方式の変更に伴う土地所有者等の保護規定の根幹をなすものとして導入されたものなのか。

(2)　補償金の支払請求権が導入されていなければ、補償金の算定方式を変更した土地収用法第七十一条は、憲法第二十九条第三項にいう正当な補償を実現し得ない違憲条項となるとされていたのか。

(3)　補償金の支払請求権の創設により土地収用

法第七十一条が合憲化し得るとするならば、その根拠は何か。

(4) 右において、収用に反対し行政訴訟で係争する被収用者については、どのように考えられていたのか。

(5) 補償金の支払請求権は、現実の土地収用事件（土地収用法によるもの）でどのように運用され、どのような効果を現実にあげているのか、最近の事例で説明されたい。

(6) 昭和四十二年改正土地収用法のキャスティングボートとして創設された補償金の支払請求権であってみれば、現実の運用状況、効果については、建設省により精力的な追跡調査が行われていると思料される。建設省による「国土建設の現況」では、土地収用法の運用状況の中で、過去十年間の年度毎の事業認定件数、裁決申請件数及び裁決件数を表示しているが、これら裁決申請件数及び裁決件数に占める補償金の支払請求件数をそれぞれ示されたい。

四　土地収用法第四十八条にいう権利取得裁決が行われるべき時期に課せられた期限について、次により理由を付して説明されたい。

(1) 権利取得裁決の申請期限を事業認定後一年間と限定した根拠は何か。例えば、何故二年間ではいけないのか。

(2) 右において、創設された補償金の支払請求権の存在は、どのように位置づけられていたか。

(3) 土地収用法第四十七条の三による明渡裁決の申立ての期限を事業認定後四年間と限定した根拠は何か。例えば、何故八年間ではいけないのか。

(4) 都市計画法による都市計画事業では、事業認定時とみなされる時期が、権利取得裁決の申請が行われない場合、一年毎に更新され、もって、事業認定時価格が一年毎に時価修正される方式をとった根拠は何か。

(5) 権利取得裁決の申請に期限を設け、また補償金の支払請求権を創設して土地収用法第七十一条の補償規定の合憲化を図っていると思料されるが、補償金の支払請求がなされない場合でも、合憲であるべき裁決の時期にはおのずから限界があるのではないのか。

(6) 右において、補償金の支払請求がなされない権利取得裁決が事業認定後十年近く放置された上、または収用価格が近傍類地価格の三分の一以下に下落した後で権利取得裁決を行うのは、収用委員会による権利取得裁決権の乱用ではないのか。

五　土地収用法第七十一条の補償規定は、憲法第三十二条による裁判請求権の侵害をもたらすということについて、次により理由を付して説明されたい。

(1) 土地収用法第七十一条は、収用委員会による権利取得裁決の時期が遅延すればする程、開発利益を発生させる事業においては、被収用者にとって近傍に同等の代替地の取得をますます困難ならしめる規定ではないのか。

(2) 開発利益が発生するについては、被収用者に一片の責任もないのではないのか。

(3) 被収用者が収用されるについては、被収用者に一片の責任もないのではないのか。

(4) 土地収用法第七十一条による補償規定の導入にあたり、収用を拒否して訴訟で争う被収用者の存在はどのように考慮されたか。

(5) 右において、収用に反対する者は全て「ゴネ得」をねらっていると判断した根拠は何か。

(6) 右において、収用の是非を争う訴訟の存在は認めないという前提だったのか。

(7) 収用権付与の法適合性を争う被収用者に対し、土地収用法第七十一条にいう補償条件を課すことは、収用を非として提訴する被収用者たる原告に、「勝ってもともと、敗ければ夜逃げ」というような存在してはならない苛酷な条件を課すことにならないか。

(8) 右において、提訴自体がバクチ同然とならないか。

(9) 同じく、訴訟維持のための現実的な条件を欠落させることにならないか。

(10) 同じく、原告の訴訟上の地位を著しく不安定ならしめ、不利益を強いることにならないか。

(11) 同じく、民事訴訟法にいう当事者公平の原則に反する、反社会的不正義ではないのか。

(12) 同じく、実質的には司法拒絶という状態が生み出されないか。

(13) 同じく、憲法第三十二条にいう裁判請求権の侵害がもたらされるのではないのか。

六　昭和四十二年改正土地収用法に補償金の支払請求権が導入されたところで、憲法第三十二条にいう裁判請求権の侵害は回復されず、土地収用法第七十一条による補償規定を合憲化しないということについて、次により理由を付して説明されたい。

(1) 憲法第二十九条第三項は、国民一人ひとりに公共のために正当な補償の下で収用されることに受忍する義務を課しているだけであって、収用される義務を課しているとはいえないのではないのか。

(2) 収用されることに受忍する義務を課しているということを前提として、収用の具体的、実務的手続を定めたのが、土地収用法ではなかったのか。

(3) 収用される義務を課していないのであれば、収用を拒否して収用の是非を法廷で争うことを現行憲法秩序は容認しているのではないのか。

(4) 収用の是非を法廷で争わんとする被収用者に対し、収用を促進すべく間接強制（ペナルティ）を課すのは、不適法であり、現行憲法秩序の容認するところではないのではないの

か。

(5) ペナルティは、もしそれを課するとすれば、法律上の要請など当然履行されて然るべき義務を行わない者に対してのみ加えられるのが、適法なのではないのか。

(6) 収用をあくまで否として法廷で争う被収用者にとつて、補償金の支払請求権は無意味であり、事実上無効ではないのか。

(7) 同じく法廷で争う被収用者をして、自ら進んで収用されたと同じ状態に、いいかえれば、訴訟に仮に敗訴したと同じ状態に身を置かせるのは、不適法であり、現行憲法秩序の容認するところではないのではないのか。

(8) 同じく法廷で争う被収用者が、収用の完成により既成事実が成熟し、定着するのに自ら加担し、そして事情判決（行政事件訴訟法第三十一条）により終局的に敗訴することを強いるのは、同法による行政チェックの機能を喪失させてしまうのではないのか。

(9) 建設大臣等による事業認定処分（収用権の付与）は、常に絶対に正しいといえるのか。

(10) 建設大臣の事業認定処分が、司法により取り消されたことはなかつたか。

(11) 以上要するに、補償金の支払請求権が創設されたところで、土地収用法第七十一条の補償規定を完全には合憲化し得ないのではないのか。

右質問する。

昭和五十四年四月二十七日

内閣総理大臣　大平　正芳

参議院議長　安井　謙殿

参議院議員秦豊君提出憲法第三十二条と昭和四十二年改正土地収用法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出憲法第三十二条と昭和四十二年改正土地収用法に関する質問に対する答弁書

一について

(1)から(3)まで及び(6)　現行憲法下における行政訴訟制度は、行政に関する具体的紛争についての司法裁判所の判断を通じて裁判による国民の権利の救済を図るものであるとともに、行政作用の法適合性を保障しようとするものである。

(4)　憲法第九十七条は、基本的人権の歴史的意義を明らかにするとともに、第十一条等と並んで基本的人権の本質を宣言した規定であつて、基本的人権は国政のあらゆる分野で尊重されるべきものであることは当然である。

(5)　憲法第十二条は、基本的人権が人類の多年にわたる努力の成果であることにかんがみ、国民が不断の努力によつてこれを保持すべきことを要請している。

(7)　行政事件訴訟に関する法令案の作成に関する事項は、法務省民事局の所管である。

なお、国の利害に関係のある行政事件訴訟について行政庁を指揮し、又は同訴訟を行うことに関する事務は、法務省訟務局（行政訟務第一課、行政訟務第二課及び租税訟務課）の所管である。

二について

(1)から(3)まで「当事者公平の原則」という原則が、訴訟手続において当事者双方が公平に扱われなければならないということを意味するのであれば、それは民事訴訟の基本原則であり、この原則は、行政事件訴訟手続においても妥当する。

行政事件訴訟の原告が訴訟上格別の不利益を強いられることはない。

(4)　訴えの主観的予備的併合は不適法である旨の主張をしたことはある。

右の主張は、訴えの主観的予備的併合による訴訟形式は、一般に予備的請求の被告とされた者の訴訟上の地位を著しく不安定にさせるものであり、民事訴訟法上許されない不適法なものであるとする当時の判例及び学説に従つたものである。

三について

(1)から(4)まで　昭和四十二年法律第七十四号による土地収用法の改正においては、土地等に対する補償金の額の算定の基準時を事業の認定の告示の時とし、事業の認定の告示があつた後、土地所有者等は、権利取得裁決前であつても、起業者に対し、補償金の支払を請求することができることとし、土地所有者等の利益の保護を図るための措置を講じたものである。改正後の土地収用法の体系の下で同法第七十一条の規定によつて算定される補償金の額は、憲法第二十九条第三項に規定する正当な補償である。

(5)及び(6)　補償金の支払請求の件数等の推移は次の表のとおりであり、相当の効果をあげているものと評価している。

年度	裁決の申請の件数	権利取得裁決の件数	補償金の支払請求の件数
昭和四十四年度	三百六十七件	百三十九件	三十六件
昭和四十五年度	四百三十四件	百五十九件	二十三件
昭和四十六年度	二百九十五件	百三十二件	十三件
昭和四十七年度	五百十件	百二十一件	百四件
昭和四十八年度	四百三件	百四十五件	四十件
昭和四十九年度	五百二十二件	百五十四件	二十一件
昭和五十年度	百九十一件	百六十件	四十六件
昭和五十一年度	百四十三件	九十八件	八件
昭和五十二年度	百八十一件	九十件	十件
昭和五十三年度	百七十六件	九十件	十七件

四について

(1)から(3)まで　収用又は使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立ての期限については、土地調書の作成等の手続に一定の期間を必要とすること、土地所有者等の権利関係を早期に安定させることが望ましいこと等を勘案して定められている。

(4)　都市計画事業は通常その規模が大きいこと、その執行に相当の長期間を要すること等を勘案して、都市計画法第七十一条第一項の規定により土地収用法の特例が設けられたものである。

(5)及び(6)　収用委員会は、土地収用法第四十七条の規定により申請を却下する場合を除き、収用又は使用の裁決をしなければならないものとされている。

五並びに六の(1)から(8)まで及び(10)について

土地等を収用される者が事業の認定又は収用の裁決に関し不服がある場合、行政事件訴訟法等の定めるところにより訴えを提起し、その違法性について争うことは可能であり、土地収用法第七十一条の規定が右の訴えの提起に何らの制約となるものではない。

また、事業の認定に関し訴えを提起している者であつても、起業者に対し、補償金の支払を請求することは可能であり、この請求をしたことが当該訴訟を維持するにつき格別の不利益となるものではないと考える。

土地収用法第七十一条が憲法に違反するとする理由は認められない。

六の(9)及び(10)について

土地収用法に基づく事業の認定は適正に行われているところであるが、昭和三十九年五月二十二日建設省告示第千三百五十四号により行つた事業の認定が取り消された例が一件ある。

成田空港建設に係る上下水道の整備に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年四月三日

秦　豊

参議院議長　安井　謙殿

成田空港建設に係る上下水道の整備に関する再質問主意書

成田空港建設に関連する上下水道の整備に伴い、運輸省・空港公団が犯した違法行為・脱法行為について、これを明らかにすべく、質問主意書を提出し、運輸大臣の御見解を問うたところ、大平正芳首相より答弁書(内閣参質八七第五号)の送付を受けた。しかし、答弁書には不明確・不十分な点が残されていると判断されたので、若干の問題点を追加して、これらにつき、再度、大平首相の責任において関係閣僚・長官の御見解を次により賜りたい。

一　成田空港建設に関連する水道事業及び下水道事業に係る空港公団内部の事務分掌について、運輸大臣の御見解を左により賜りたい。

(1)　空港公団の組織規程の変更により、右分掌事務が計画部総合計画課、建設管理部関連事業課そして工務部管理課と変遷して現在に至つているとのことであるが、空港公団設立時(昭和四十一年七月三十日)以降の右分掌事務の変遷を空港公団の組織規程の変更の年月日とともに再度明らかにされたい。

(2)　右において分掌して事務を担当した歴代各課の事務処理の具体的内容（千葉県との交渉の経過などを含め）および「担当する職務に応じて適した人材」として配置された歴代課長の姓名を示されたい。

(3)　御答弁にある「担当する職務に応じて適した人材」とは、担当する職務に必要な法令に精通していると解してよいのか。

二　たとえば、成田空港内に設置されている新東京国際空港署(以下「空港署」という)に係る上下水道について、警察庁長官の御見解を左により賜りたい。

(1)　空港署が開設された年月日を示されたい。

(2)　空港署に対する上下水道のサービスは、空港公団、千葉県、その他いかなる機関が行つているのか。

(3)　右において、サービスの代価はどのように処理されているのか。

三　成田空港に係る上水道計画（北総地区水道事業）について、厚生大臣の御見解を左により賜りたい。

(1)　千葉県が北総地区水道事業の経営について認可の申請をなした年月日はいつか。

(2)　北総地区水道事業の基本計画によれば、給水区域として千葉ニュータウン、成田ニュータウンおよび成田空港の三つが挙げられているが、昭和四十五年三月三十一日付で認可を受けた給水区域には、成田空港のみが欠けていたと解してよいのか。

(3)　成田空港を給水区域に含めるという事業の変更が、水道法第十条第一項により昭和五十三年三月二十九日に認可されたとしてよいのか。また右認可に係る申請の年月日を示されたい。

(4)　昭和四十六年四月と事業計画書に記載された給水開始の予定年月日は、成田空港以外の給水区域に対するものとしてよいのか。

(5)　現実に給水が開始された昭和四十七年一月十七日には、成田空港へも給水が開始されたとしてよいのか。

(6)　右において、水道料金の支払いはどのように処理されていたのか。

(7)　北総地区水道事業について、水道法第十三条第一項による届出および検査が行われた年月日をすべて、水道法第三条第八項各号の施

設ごとに示されたい。

(8) 水道法第六条第一項および同法第十条第一項の認可手続は、事前に行われるべきものではないのか。あわせて事前に行われるべきものと法定した理由を示されたい。

(9) 昭和四十五年三月二十五日に千葉県と空港公団との間で締結されたという上水に係る協定書では、成田空港への給水開始の年月日はどのようになつていたのか。

(10) 右において、協定書の締結に係る交渉が開始された年月日を示されたい。

(11) 昭和五十三年四月一日に千葉県と空港公団の間で成立したという給水契約は、その申込みが、千葉県より空港公団に対する指示に基づいたものか。

(12) 右において、空港公団が同日まで申込みを行わなかつた理由は何か。

(13) 成田給水場から空港受水槽までの送水は、水道法第五条第一項第五号にいう送水施設によつているとしてよいのか。そうでないのならば、同条項第何号の施設によるとすべきものなのか。

(14) 成田空港内の上水道は、空港公団による水道法第三条第六項にいう専用水道ではないのか。

(15) 右において、千葉県知事により水道法第三十二条の確認が行われた年月日を示されたい。

(16) 右において、工事着手および完了の予定年月日、同じく着手および完了の実際の年月日、並びに現実に給水が開始された年月日を示されたい。

(17) 右において、水道法第三十四条第一項で準用される同法第十三条第一項による届出および検査が行われた年月日を示されたい。

四　成田空港建設に関連する印旛沼流域下水道事業（以下「印旛下水」という）について、建設大臣の御見解を左により賜りたい。

(1) 印旛下水が都市計画事業として都市計画法第五十九条第二項に係る認可の申請がなされ、また認可を受けた年月日を示されたい。

(2) 右において、認可申請書に添付された事業施行に必要な行政機関の処分の存在を証明する書類について、どの行政機関のどのような処分が必要とされたのか。

(3) 印旛下水は現在すでに完成しているのか。未完成の部分があれば、それは何か。

(4) 印旛下水の供用開始の予定年月日は、当初いつとされていたのか。またそれが昭和四十九年四月一日と遅延した原因は何か。

(5) 下水道法第二条第四号の規定が基づいたという考えについての御答弁では、印旛下水が成田空港から排除される下水の受け入れを拒否し、もつぱら関係市町村が管理する下水道より排除される下水のみを受け入れると法定している理由が全く定かでない。何故、印旛下水が下水道法上成田空港から排除される下水の受け入れを拒否しなければならないのか。

五　空港公団の設置および管理に係る下水道（以下「公団下水」という）について、運輸大臣の御見解を左により賜りたい。

(1) 空港敷地外の公団下水に係る用地は、道路・河川等の公共用地を横断する以外は、すべて民有地である、または民有地であつたとしてよいのか。民有地は借地か、それとも所有権を取得したのか。

(2) 右において、空港敷地外の公団下水が横断する道路・河川等の公共用地の種類・名称・横断長・横断幅および道路法・河川法等による占使用許可を受けた年月日をそれぞれすべて示されたい。

(3) (1)において、民有地のうち必要な農地転用の許可を受けた年月日を筆ごとにすべて示されたい。

(4) 成田空港に係る都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するという目的のためには、公団下水（空港敷地内も含め）の施設が満たすべき技術上の基準が公法上存在しなければならないのではないのか。

(5) 右にいう目的を公団下水はどのようにして達成することにしていたのか。

(6) 右にいう目的の達成は、行政上どのような根拠法令に基づいてどのように監督するとしていたのか。

(7) それとも、公団下水はその施設の構造上の基準については「野放し」だつたのか。

(8) 公団下水については、答弁書の末尾で、「業務方法書に特段の規定を置いて運輸大臣の監督を受ける必要がなかつたものであると聞いている」と御答弁されているが、

(イ) 誰れから聞いたのか。

(ロ) 業務方法書で定めるべき内容は、誰れが規定するのか。

(ハ) 業務方法書は、そもそもいかなる目的・理由のために設けられるものなのか。

(ニ) 業務方法書は、成田空港建設に係りどのような効用を発揮したのか。

(9) 空港公団による航空燃料輸送パイプラインの設置については、消防法による規制があつたにもかかわらず、業務方法書で更に規制し、一方、公団下水については、公法上の規制がないにもかかわらず、業務方法書でさえ規制しようとしなかつた理由は何か。

(10) 印旛下水が千葉県により都市計画事業として計画され、設置されたからといつて、運輸大臣の監督を受ける必要がないとした理由は何か。

右質問する。

昭和五十四年五月十八日

内閣総理大臣　大平　正芳

参議院議長　安井　謙殿

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る上下水道の整備に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る上下水道の整備に関する再質問に対する答弁書

一について

(1)　新東京国際空港公団（以下「公団」という。）において新東京国際空港（以下「新空港」という。）の建設に関連する事業である水道事業及び下水道事業に係る事務を分掌していた組織の変遷は、次のとおりである。

昭和四十一年七月三十日から昭和四十二年六月三十日まで　計画部計画第一課

昭和四十二年七月一日から昭和四十四年九月三十日まで　計画部総合計画課

昭和四十四年十月一日から昭和四十八年四月三十日まで　建設管理部関連事業課

昭和四十八年五月一日から　工務部管理課

(2)及び(3)　御質問の事務の内容は、北総地区水道事業及び印旛沼流域下水道事業に関する千葉県との連絡に関すること、新空港からの下水を印旛沼流域下水道へ排除するための下水道（以下「新空港下水道」という。）の建設に関することなどであり、公団においては、職責を果たし得る者を担当課長として配置している。

二について

(1)　千葉県新東京空港警察署の開設は、昭和五十三年二月十八日であると聞いている。

(2)及び(3)　千葉県新東京空港警察署に係る上水及び下水については、千葉県が公団に所要の経費を支払って、上水は公団から給水を受け、下水は公団の下水道に排除していると聞いている。

三について

(1)から(4)まで　千葉県が北総地区水道事業の経営について認可申請をした日は、昭和四十五年三月二十八日である。当該認可の当時、新空港は当該水道事業の給水区域に含まれていなかった。

千葉県が、水道法第十条第一項の規定により、当該水道事業の給水区域を成田市三里塚の一部に拡張することについて認可申請をした日は昭和五十三年三月二十八日であり、厚生大臣が当該申請に対し、認可した日は同月二十九日である。

また、事業計画書に記載された給水開始の予定年月日は、当該水道事業の施設を使用しての給水に係るものと承知している。

(5)から(7)まで　千葉県は、水道法第十三条第一項に規定する手続を経た後、昭和四十七年一月十七日に、公団に対して給水を開始し、公団は、同県の請求に応じて料金を支払ったと聞いている。

(8)　水道事業の経営及び水道法第十条第一項に規定する事業の変更が認可を要するとされているのは、水道事業が国民の日常生活に必要な水を供給する公益事業であり、恒常的な施設を必要とするものであることにかんがみ、あらかじめ計画の段階からその内容を審査する必要があるからである。

(9)及び(10)　御指摘の交渉が開始されたのは、昭和四十三年秋頃であったと聞いており、また、協定書においては、新空港に上水が供給される時期は、昭和四十六年四月一日を目途としていたと聞いている。

(11)及び(12)　公団は、昭和五十三年四月一日、千葉県水道事業の設置等に関する条例が改正されたことに伴い、千葉県水道局長に対して給水契約の申込みを行ったと聞いている。

(13)　御指摘に係る施設は、水道法にいう送水施設である。

(14)から(17)まで　公団は、昭和四十六年八月五日、専用水道の布設工事に関し、水道法第三十二条の規定による確認を受けており、当該確認に係る工事設計書に記載された工事の着手及び完了の予定年月日は、それぞれ同年七月二十六日及び昭和五十一年三月三十一日であると聞いている。

また、御質問の届出は昭和四十七年九月二十六日に行われ、当該届出によれば給水開始予定時期は同年十月一日とされており、御質問の検査は給水開始前に行われたと聞いている。

四について

(1)及び(2)　印旛沼流域下水道事業については、建設大臣が旧都市計画法第三条第一項の規定に基づき、昭和四十三年十二月二十八日、印旛沼流域都市計画第一号下水道事業として都市計画事業の決定を行った。

当該都市計画事業は、都市計画法施行法第三条第一項の規定により現行の都市計画法の規定による都市計画事業とみなされている。したがって、同法第五十九条第二項の規定による認可は必要とされていない。

(3)　印旛沼流域下水道事業の進ちょく状況は、管きょについては計画延長のおおむね六割程度が完成しており、終末処理場については建設予定の二箇所のうち一箇所において下水処理を開始している。

(4)　印旛沼流域下水道事業については、当初、昭和四十三年度から昭和四十六年度までに執行すべき事業となっていたが、その後、事業規模を拡大したことにより工事の完成が延びたものである。

(5)　流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場等からの下水を流域下水道に流入させることは、下水道法第二十五条の九及び下水道法施行令第十七条の五の規定の予定す

るところである。

五について

(1)から(7)まで、(9)及び(10)　新空港下水道の建設は、公団の委託を受けて、当時の千葉県北総開発局が行つたものであると聞いている。

当時同局は、印旛沼流域下水道の建設を行つており、新空港下水道は、当該流域下水道に接続する下水道として建設されたものであると聞いている。

なお、御指摘の下水道の構造に関し、特段の問題は生じていないと聞いている。

(8)　公団は、その業務に関する基本的な規則として、新東京国際空港公団法第二十四条の規定により、業務方法書を作成しなければならないこととされている。

沖縄振興開発計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年四月二十三日　喜屋武眞榮

参議院議長　安井　謙殿

沖縄振興開発計画に関する質問主意書

沖縄県が長年にわたり祖国から隔絶されていたことなどによつて生じたいろいろな面での本土との格差を是正し、自立的発展の基礎条件を整備し、平和で明るい豊かな沖縄県を実現する目的で策定された沖縄振興開発計画が、昭和五十六年度で終了することになつている。ところでその終了を間近に控えた現在、本計画の目的が必ずしも達成されたとは言えないし、また達成する可能性も極めてうすいと思われてならない。

そこで以下の諸点について質問する。

政府の誠意ある納得のいく明確な答弁を要求する。

一　沖縄振興開発特別措置法を、更に延長する必要があると思うが、政府は延長の必要性を認めるか、また延長する考えがあるかどうか示されたい。

二　政府は国会において、沖縄振興開発に基づき本土との格差是正や自立的発展の基礎条件の整備のため大幅な投資を行い、その結果空港・道路・文教等の公共施設の整備はおおむね本土水準に達する見込みであると答弁しているが、格差の是正状況・自立的発展の基礎条件の整備状況（本土水準に達したものないし目標年次に達する見込みのもの及び達する見込みのないものはどういうものがあるか）を達成率を含めて具体的に示されたい。また本土水準に達しない場合の原因と達成見込みの時期及びそのための施策を示されたい。

右質問する。

昭和五十四年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　江崎　真澄

参議院議長　安井　謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄振興開発計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄振興開発計画に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄振興開発特別措置法を延長するかどうかについては、沖縄振興開発計画の目標達成状況、沖縄の経済社会情勢などを十分勘案して行う必要があるので、今後、そのための種々の調査を進めるとともに、沖縄振興開発審議会等において検討審議を願い、これらの結果を踏まえて結論を出したいと考えている。

二について

沖縄の復帰以来、社会資本の整備など本土との格差是正や自立的発展の基礎条件の整備については、沖縄振興開発計画に基づき大幅な投資を継続し、生活環境施設、産業基盤施設、教育施設等の公共施設全般について、おおむね本土水準に達するよう整備を進めているところである。

なお、最近の主要な公共施設の整備状況を示せば別表のとおりである。

今後は、過去七か年の沖縄振興開発計画の実績を踏まえて、残された三年間で何をなすべきかを検討し、現計画の終了時には十分実績をあげるべく、引き続き、住宅などの生活環境施設の整備、農業基盤整備などの産業基盤施設の整備、医療・福祉の充実、水資源の確保等に努め、住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に最善の努力を払う所存である。

別表

区分	沖縄	全国	格差（全国一〇〇）	備考
道路改良率（国道・県道市町村道合計）	三九・八	二九・三	一三五・八	「道路統計年報」五二・四・一
一世帯当たり住宅数（戸）	一・〇八	一・〇八	一〇〇・〇	「住宅統計調査」五三・一〇・一
下水道総合普及率	二八・〇	二六・〇	一〇七・七	「日本の下水道」五三・三・三一
上水道普及率	九六・七	八九・四	一〇八・二	「水道統計」五三・三・三一
ごみ処理率	九八・五	九五・四	一〇三・二	「公共施設状況調」五三・三・三一

し尿衛生処理率	五五・九	八一・一	六八・九	「公共施設状況調」五三・三・三一
一人当たり都市公園面積（平方メートル）	二・二	三・六	六一・一	建設省資料五三・三・三一
一〇万人当たり病床数	七三五・一	一〇五七・三	六九・五	全国は「医療施設調査」沖縄は県環境保健部資料五二・一二・三一
教育施設（全国を一〇〇とした場合の整備水準）小中学校校舎	九九・三	一〇〇・〇	九九・三	文部省調べ五三・五・一
小中学校屋内運動場	一〇九・九	一〇〇・〇	一〇九・九	

廃油による海岸汚染防止等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和五十四年四月二十四日　喜屋武眞榮

参議院議長　安井　謙殿

廃油による海岸汚染防止等に関する質問主意書

人類の生存に欠くことのできない要素の一つである酸素の八割は海水から発生し、残りの二割は陸上の樹木（緑）から発生するといわれている。ところでその海洋が年々汚染され、自然は乱開発によって破壊されつつあり、加えて自動車の排気ガス等による公害は年々増幅しつつある。最近海洋汚染の中でも沖縄の海岸汚染が地元では問題となっている。

そこで以下の諸点について質問する。

一　沖縄県八重山群島の各島々の海岸はタンカーによるたれ流し廃油によって著しく汚染され、自然破壊は年々増大している。そこで関係当局の取締りの強化と被害防止対策を早急に講じるべきものと思うがどうか。またこれまでいかなる対策を講じてきたか承りたい。

二　最近、沖縄県多良間村及び与那国町に石油備蓄基地建設の動きが出ているが、このことに関する政府のご見解を承りたい。

石油備蓄基地建設は、地域住民の生活環境や自然環境の保全に極めて重大な影響を及ぼす。したがって石油備蓄基地を建設する場合は、政府は地元住民の意思を十分に尊重して対処すべきものと思うが、石油備蓄を推進する場合の諸条件を示されたい。

また、石油備蓄を国策として推進するのであれば、全国均等に分散し公害や危険も分散すべきであるとの考えから、沖縄県においては石油備蓄の上限許容量を五百万キロリットルに設定していたが、政府はこの許容量を超えて備蓄を推進する考えをもっているか。もっているとしたらその理由は何か、またその上限はどれくらいか示されたい。

右質問する。

昭和五十四年五月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　江崎　真澄

参議院議長　安井　謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出廃油による海岸汚染防止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出廃油による海岸汚染防止等に関する質問に対する答弁書

一について

八重山列島を含む南西諸島周辺の海域においては、従来から、海洋汚染の防止のため、特別の監視・取締りを行ってきたところであるが、本年度からは、第十一管区海上保安本部に整備増強された航空機及び巡視船艇を効率的に運用することにより、更に監視・取締りを強化することとしている。

二について

御質問の二地点における石油備蓄基地建設に関する構想があることは聞いているが、その具体的な内容については承知していない。

なお、石油備蓄基地の建設に当たっては、地元の理解と協力を得るとともに、環境保全及び安全確保について万全の配慮が払われる必要があると考えている。

沖縄県の教育の諸問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和五十四年五月八日　喜屋武眞榮

参議院議長　安井　謙殿

沖縄県の教育の諸問題に関する質問主意書

沖縄県が祖国に復帰してから、既に満七年有余の年月が経過し、その間二十七年間にわたる行政分離による教育格差も次第に是正されてきた。しかし今日、依然として本土との教育諸条件の格差はなお大きいといわざるをえない。これはとりもなおさず沖縄のおかれてきた特殊事情から発生したものであり、当然のことながら復帰処理として解決されるべきであったのが、未解決のまま残されているものである。政治の空白は許されるとしても、教育の空白は瞬時も許されないのが教育の本質である。

施設の整備は未だに遅れており、危険老朽校舎が数多く残存し、戦前の学校敷地も軍用地に接収されたまま一向に開放されていないのが現状である。

過疎、過密化が急速に沖縄におしよせ、廃校を余儀なくされる反面、極度のマンモス校が生ずる現象ともなっている。

子供達をとりまく有害環境も浄化されるどころか、ますます悪化し、少年非行も低年齢へと広がりつつあり、災害事故も多発の傾向をたどっている。

基地周辺の学校では爆音に悩まされ、パイプラインや不発弾におびえている。基地あるが故に生じた混血児問題も基本的人権にかかわる問題として注目されつつある。また、高校への進学難のため全国で一番多い約二千人の中学浪人を生み出し、基礎学力の問題も大きな課題として浮かび上がってきている。

乱開発による文化財破壊が続き、教育の基礎資料がどんどん失われ、伝統文化も生活環境の荒廃で変容し、消滅の危険にさらされている。

さらに、障害児の教育と社会教育の分野で他府県に比べ大きく遅れ、新規学卒者の失業増加も深刻な問題となってきている。

これらの直面する教育問題は、その多くが沖縄戦や基地及び米軍施設に根ざす沖縄の特殊問題といえる。

今年は、国際児童年にあたり、児童の権利を守

り福祉を向上させる年となつていることからも、取り残されている沖縄の教育の諸問題の解決を国の緊急課題として急ぐべきものと考える。何となれば、前述のように沖縄におけるこれらの諸問題は、戦争に起因する犠牲であり、それは国の責任において解決されるべきものだからである。

よつて以下質問する。

一　戦災・老朽危険校舎の解消について

(1)　旧琉球政府時代に建てられたレンガ造りやへき体ブロック、コンクリート校舎は二十年余も経つて、そのほとんどがひび割れや鉄筋の腐食が目立ち、危険な状態となつている。沖縄県教育振興会の昨年六月の調査によると、約一千教室の危険老朽校舎が残存していることが判明している。また沖縄県教育庁の昨年五月の調査では、市町村立学校十八万平方メートル、県立学校四万平方メートル、合計二十二万平方メートルの不良鉄筋校舎が確認されている。それに昭和二十九年頃から三十一年頃に建築された校舎は、そのほとんどが損傷しており、柱やはりはコンクリートの中性化が主筋にまで達し、鉄筋がはく離状に腐食している。またブロック壁・スラブ等にも大きなすき間やひび割れが生じており、柱やはりも老朽化し、それがますます進みつつある。これまでにも、ブロックやコンクリート片が落下して、児童生徒が危険にさらされるという事故も発生している。応急措置をとつているとはいえ、台風や地震時にはブロック塊等が頭上に落下し、児童生徒に被害を及ぼす危険がある。

事故を未然に防止し、児童生徒の生命の安全を確保するためには、早急に危険校舎を全面的に撤去し、新築の校舎を割り当てるべきものと思うが、その計画及びいつまでにやるのか承りたい。

(2)　昭和五十四年度から沖縄県教育庁が、「第二次改築三か年計画事業」を実施して、昭和五十六年度までに約二十三万平方メートルの校舎建築を行う予定であるとされているが、この場合の国の補助率が新築の場合の十分の九と異なり四分の三であること及び撤去・解体費が補助されないことなどのため市町村の負担が大きく、早期に危険校舎の解消ができるかどうかが懸念されている。

そこで格差是正の面からも右の場合、新築と同様の国庫補助をすべきものと思うがどうか。また撤去・解体費の全額国庫負担を図るべきものと思うがどうか。

二　接収用地の買い上げと借地料補助について

終戦直後、沖縄県の内外から引揚者が殺到し、開放された土地に住民が収容され、米軍の一方的な基地建設計画に伴つて学校用地も二転三転して場所を変え、土地所有者と借地契約等が結ばれる状態にはなかつたと同時に米軍によつて接収された学校用地もかなり残つている。やがて社会が安定してくるに伴つて、地主側が借地料の増額や借地の買い上げの要求が強くなり、関係市町村では財政上到底対応できない状況にある。たとえば那覇市の場合、混乱期に占有した借用校地（五万七千七百八十七平方メートル）を買い上げるためには、数十億円の費用を要するといわれている。

現在、学校敷地の二十八・九パーセントが私有地の借用となつており、その面積は二十一万六千二百八十平方メートルで年間借地料総額は一億三千万円にものぼつている。

このように軍用地接収と類似した行為による土地占有は他府県に例がなく、沖縄復帰対策要綱の「公立学校用地の確保」に基づいて措置されるべきものと考える。すなわち「沖縄の学校用地の確保については、軍用地接収による公立義務教育諸学校の借用地等の沖縄の特殊事情を考慮し、所要の措置を講ずるものとする」との規定に基づき、提供施設代替借用校地購入補助と同様の特別措置を講ずべきものと思うがどうか。

三　学校用地の確保について

人口の都市集中化で、沖縄では短期間に極度の過密、過疎現象が生じ、離島の学校が廃校となる一方都市地域の学校では超マンモス校が生じている。かような学校では十分な教育効果を上げることは困難であり、都市の過密学校は分離し学校増設をする必要がある。しかし学校用地を民有地に求めることは実際上不可能であり、結局軍用地を開放しそれを学校用地に転用させる以外にその解決策はない状況である。全国の基地面積の約五十二パーセントが沖縄にあり、その軍用地内には戦前の学校敷地が十八校も接収されたままである。

そこで軍用地を開放し、それを学校用地に優先して転用する措置を講ずるべきであると思うがどうか。

四　学校周辺の危険施設の撤去について

(1)　米軍のパイプラインは敷設後二十余年を経過して老朽化しており、たびたび油もれ事故を起こしている。このパイプラインは、那覇及び中部地域にある主要基地に油を送るために敷設されたもので、総延長が約二百二十七キロメートルに及び、学校敷地を通つているものが小学校で十三校、中学校二校、高校四校となつており、これらの学校では児童生徒が常に危険にさらされていることになる。

そこで、国内法にてらしてその安全性を徹底的に調査し、最小限度学校周辺のパイプラインを早急に撤去すべきものと思うが、その計画及び撤去時期を承りたい。

(2)　今年の一月三十一日に首里高校の校舎建築現場で不発弾が発見されるなど各地で不発弾が発見されている。児童生徒の安全を確保するために、学校敷地やその周辺の不発弾発見のための専門家を編成し、その探索・発掘・処理をすべきものと思うがどうか。

五　爆音対策について

最近、基地周辺の学校では、米軍の演習や飛行場の離着陸による爆音で授業に大きな支障をきたしている。沖縄全体で爆音の被害を受けている学校は二十七校に及んでおり、主に嘉手納飛行場、普天間飛行場、伊江島射爆場、辺野古のハリヤー訓練場、渡名喜の射爆場等の周辺に所在する学校である。

これらの学校における爆音は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく音響の強度及びひん度の限度をはるかに超えていると考えるがどうか。

学校周辺の安全を確保するためには、根本的には演習場を撤去し、演習を中止する以外にはないが、とりあえず爆音発生源の監視、立入調査及び改善命令等を行つて、国内法に準じた改善策を講ずるべきであると思うがどうか。

六　高校進学難の解消について

沖縄の場合、昭和五十三年三月の中学卒についてみると、高校進学率が八十六・一パーセントにすぎず、その前年度の全国平均九十三・一パーセントより七パーセントも低い率であり全国最低である。いわゆる中学浪人も昭和五十三年三月の中学卒業者で一千七百四十八人となつており、その前年度の全国一県当り平均四百四十一人に比べて約四倍となつている。

教育の機会均等の精神から、進学志願率において全国の場合とほとんど変わらない沖縄において中学浪人をなくし、高校進学率を高めるためには、高校の新設を積極的に推進するとともに、既設校の充実を図り高校の収容能力を高めるべきものと考えるが、政府の考えを承りたい。

七　青少年の雇用拡大について

沖縄県の場合、昭和五十三年三月卒の就職状況をみると高校卒の就職希望者は六千九百六十二人で就職者が四千六百四十八人となつており、約二千人が希望する仕事についていないこ

とになる（沖縄県労働商工部調べ）。また文部省の昭和五十三年度の学校基本調査によると、沖縄県の高校生の大学進学率は二十・九パーセントと全国下位二番目であり、同じく就職率は三十三・五パーセントで全国下位四番目といずれも低い状況である。このことは、進学も就職もできないいわゆる浪人が多いことを示すものであり、この中で職業訓練を志望する者が年々増加している。

そこで若年層の雇用対策として、職業訓練施設を拡充し、県外就職による雇用増とその定着化を推進すべきものと思うが、政府の考えを承りたい。

八　天然記念物の保存について

沖縄には約三千種の植物があるといわれ、また国頭の原生林には世界的珍鳥のノグチゲラも生息している。そのため国頭の原生林はそのまま保存することが必要であり、したがつて国頭演習場における米軍の演習は規制すべきであると思うがどうか。

九　義務教育の無償について

(1)　憲法第二十六条は、義務教育の無償を定めているが、政府は無償の内容をどう考えているか承りたい。

(2)　民主教育の尊重、教育の機会均等の精神及び地域に即した教育を発展させるため自主編成によるいわゆる郷土読本や副読本を使用している場合、これらの郷土読本や副読本も無償にすべきであると思うがどうか。

十　幼稚園教育の振興について

復帰前、公立幼稚園職員の給与の半額を琉球政府が負担していたが復帰後はそれがなくなつたため、市町村の財政力の差によつて職員の給与がアンバランスとなつている。これを解消するために、公立幼稚園職員の給与の半額を国で負担すべきものと思うがどうか。

十一　学校給食の父母負担について

義務教育費の父母負担を少しでも軽減するために、学校給食の無償化を図るべきものと思うがどうか。

十二　学級編成基準について

アメリカやヨーロッパにおいては、生徒数は一学級三十人が常識となつている。国は教育効果を十分に上げるため、学級編成基準による一学級四十人以下を早急に実施し、それに伴う教員増は勿論、学級増に伴う教室や校舎の確保にも配慮すべきものと思うが、政府の考えを承りたい。

十三　養護教諭・事務職員・警備員の完全配置について

(1)　昭和五十三年度現在、沖縄における養護教諭の未配置校は九校ある。国は養護教諭の完全配置を図るとともに、大規模校には複数配置を図るべく措置すべきものと思うがどうか。また障害児学級設置の小中校や養護学校には一人の加配をすべきものと思うがどうか。なお現在配置されている養護教諭の産休、病休の補充教員を配置すべきものと思うがどうか。

(2)　沖縄の場合、学校事務職員の未配置校が四十四校あり、配置率は小学校七十一パーセント、中学校八十二パーセントとなつているが、いずれも複数の配置はされていない。そこで未配置校への完全配置をするとともに、大規模校における事務職員の加重負担を解消するため複数配置をすべきものと思うがどうか。

(3)　宿日直の廃止に伴い、学校に警備員を配置するようになつているが、実際には財政上の理由から警備員をおけず学校を無人化するか、教職員が宿日直を行うという状況も続いている。小・中・高校いずれにおいても警備員を配置すべく国としても措置すべきものと思うがどうか。

十四　退職教員の生活保障について

沖縄が、戦後長期にわたつて行政分離され、異民族の支配を受けていたため、退職教員の恩給・年金による実損を受けて来た、徐々に格差は是正されてはきたが、退職後安心して生活ができるためには次の事項を改善すべきものと思うがどうか。

すなわち

(イ)　年金・恩給額を大幅に引き上げ毎月支給制度を実施すること。

(ロ)　年金・恩給（遺族、廃疾を含む）は、公務員給与の上昇率にあわせた自動スライド制を実施すること。

(ハ)　遺族年金給付率を八十パーセントに引き上げ、遺族一時金、死亡一時金の新設を行うこと。

(ニ)　当面六十歳から年金特別控除の大幅引き上げを行うこと。

右質問する。

昭和五十四年五月十八日

内閣総理大臣　大平　正芳

参議院議長　安井　謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の教育の諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の教育の諸問題に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄県においては、不良鉄筋校舎の改築を計画的に進めており、政府としては、それに対応した助成を行うことによりその促進を図つている。

また、解体撤去費についても、沖縄県の特殊事情にかんがみ、昭和五十四年度から国庫補助の対象とすることとしている。

なお、改築事業の国庫補助については、他の都道府県の場合も新増築事業の国庫補助と異なる補助率によつており、沖縄県に係る現行の補助率の引上げを行うことは考えていない。

二について

沖縄県における提供施設に係る代替借用校地の購入費については、国庫補助を行つているが、その他の一般借用校地の購入費については、他の都道府県との均衡上からも国庫補助を行う考えはない。

三について

政府としては、沖縄県の教育の振興を含む振興開発の推進と日米安全保障条約の目的達成との調和を図りつつ、沖縄振興開発計画の趣旨に沿い、さきに日米安全保障協議委員会において了承された施設及び区域の整理統合計画の実施を図つているところであるが、今後とも、その推進に努めていく考えである。

四について

(1)　政府としては、米軍送油管が設置されていることによる周辺住民の不安を解消するため、米軍送油管区域の返還について米側と協議を行つた結果、第十六回日米安全保障協議委員会において陸軍貯油施設（送油管区域）の大半の部分につき、移設をしないで返還し、又は移設措置とその実施に係る合意の成立後返還するとの計画が、それぞれ了承され、現在、具体的な移設の条件等について米側との間で調整を行い、逐次移設工事を実施しているところであり、今後とも、その推進に努め、早期返還を図る考えである。

(2)　沖縄県における埋没不発弾等については、特に地元の関係機関の職員から成る沖縄不発弾等対策協議会を設けて、地元住民からの不発弾等の埋没状況についての情報収集を行い、これに基づいて計画的な探査・発掘・処理を実施している。そのうち学校関係では、最近、沖縄県立糸満高等学校敷地下の壕内の不発弾等の探査・発掘・処理を行つた。

今後は、広報活動を更に充実し、埋没不発

弾等の情報のは握に一層努力してまいりたい。

五について

政府としては、米軍の使用する飛行場等の周辺にある学校に係るその航空機の離陸、着陸等により生ずる音響が、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき定められている音響の強度及びひん度の限度を超える場合には、同法に基づき、その音響を防止し、又は軽減する工事を行う地方公共団体等に対し、その費用の全部又は一部を補助することとしている。

また、政府は米側に対し、米軍が飛行場等を使用するに当たつては、周辺住民に及ぼす騒音の軽減について配慮するよう申し入れているところであり、米軍もこの趣旨に沿つてできる限りの措置を講じているものと承知している。

六について

沖縄県においては、高等学校の計画的な整備を進めており、政府としては、従来から、これに対応して特別の助成措置を講じてきており、今後とも、その整備の促進を図つてまいりたい。

七について

沖縄県における学卒者に対する職業訓練については、昭和五十四年度は地域における訓練需要等を十分勘案し、定員六百人の規模で実施することとしている。

今後とも、訓練受講希望者数、希望訓練科等地域の職業訓練需要の的確なは握に努め、効率的に職業訓練を実施してまいりたい。

また、このような職業訓練生を含め、沖縄県の若年者の雇用の促進を図るため、積極的に本土への広域職業紹介を推進することとし、沖縄県向けの優良求人を確保するとともに、きめ細かい職業指導、職業紹介を実施してまいりたい。

八について

米軍は、日米合同委員会の合意により、北部訓練場の使用に当たつて、特別保護鳥及びその生息地に対し損害を与えないよう予防措置をとることとされており、これを遵守しているものと承知している。

九について

(1) 憲法第二十六条第二項後段に定める義務教育の無償の意義については、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、授業料を徴収しないことと解している。

(2) 副読本等の副教材については、その使用は市町村教育委員会等の判断に委ねられており、種類も多種多様のものがあるので、無償化を図ることは考えていない。

十について

公立幼稚園職員の給与費について国庫補助することは、公立高等学校職員の給与費の措置との関係を考慮しなければならないこと等の問題があり、考えていない。

十一について

学校給食の経費については、学校の設置者と保護者との間で責任を分担する考えの下に、施設設備費及び職員給与費は設置者が負担し、その残余(主として食材料費)は保護者が負担することを原則としている。

なお、このことは、一般の国民生活において食費が個人の負担となつていることからも妥当であると考える。

十二及び十三について

学級編制及び教職員定数の基準については、これまで、数次にわたる年次計画によりその改善を図つてきたところである。今後の学級編制及び教職員定数の基準については、昭和五十三年五月一日現在で行つた悉皆調査の集計結果、財政状況その他諸般の事情を踏まえ、慎重に検討しているところである。

また、教職員の宿日直に代えて学校に警備員を配置するかどうかについては、当該学校を設置・管理する地方公共団体の判断によるものであり、政府としては、教職員の宿日直が廃止される場合の措置として、昭和四十三年度から市町村を対象にして学校の施設設備の管理のための防犯用及び防火用の設備の整備に要する経費の一部を国庫補助している。

十四について

(イ)及び(ロ) 共済年金及び恩給については、毎年その改善に努め、昭和四十八年度からは現職公務員の給与の改定を指標として増額改定を行つているところであるので、増額改定の確保という点からみれば、御指摘のような改定の方式をあえて法律上規定する必要性はないと考えられる。

共済年金及び恩給の支給について現行の年四回支給を毎月支給に改めることは、事務処理能力のほか、他の公的年金制度との均衡等種々の問題があり、現段階で実施することは極めて困難である。

(ハ) 遺族年金の給付水準の実質的改善については、公的年金制度共通の問題であり、また、財源に対する影響も大きいので、今後における遺族年金の在り方のひとつの問題として、今後、なお慎重に検討してまいりたい。

なお、現行制度では、組合員期間一年以上の者が在職中に死亡した場合には遺族年金を支給することとしており、御指摘のような制度を新設することはできない。

(ニ) 老年者年金特別控除が適用される老年者の年齢の引下げについては、現行の年齢(六十五歳以上)は、老人福祉法の適用年齢等との均衡からみて妥当なものと考えられ、また、老年者年金特別控除の額(現行七十八万円)は、この特別控除が適用される者の所得税の課されない限度額(例えば、公的年金等以外の所得のない老年者夫婦の場合には、その収入金額が約二百二十万円以下)の水準等を勘案すれば、これを引き上げる必要性は認められない。

硫黄島戦時疎開者の地権と帰島に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年五月十一日

上田耕一郎

参議院議長　安井　謙殿

硫黄島戦時疎開者の地権と帰島に関する質問主意書

戦後三十四年、小笠原復帰以来十一年目をむかえようとしている今日、依然として、硫黄島戦時疎開者とその親族が父祖の地である硫黄島へ帰島できないまま放置されていることは、政治的にも、人道的にもきわめて重大な問題である。

周知のように、本土では、第二次大戦中に幾百万の国民が強制疎開させられたものの、終戦とともに戦時疎開はとかれ、基本的に原状回復がおこなわれた。しかるに、硫黄島にかんしては、一九四四年に軍命令によつて戦時疎開させられて以来、一九六八年に小笠原返還協定が締結され、父島、母島への疎開者の帰島が実施されて以後も、政府が自衛隊と米軍の基地建設のため多くの金と労力を費やしてきたのと対照的に、疎開島民に対しては、ひきつづき帰島のための具体的措置はなんらとられてこなかつた。

これは、旧島民にとつて死活の問題であるというだけにとどまらず、三十四年たつてもわが国の戦後処理が事実上終わつていないことを意味するものであり、いささかの猶予もなく政府の責任ですぐ解決にとりかかるべき重大問題である。しかも、硫黄島戦時疎開者の多くが、本土各地の疎開地で、帰島の日が一日も早くくることを熱烈に待ちのぞんできたのであつて、それがいまだに実現

されないことは、憲法の基本的人権が政府の手でふみにじられている問題として、国政上も人道上も絶対許されないことである。

国連加盟国すべてにとつて「達成すべき共通の基準」とされる「人権にかんする世界宣言」が「移転及び居住の自由」（第十三条第一項）を侵すことのできない基本的人権としていることに照らしても、日本政府が硫黄島疎開関係者を放置している今日の事態は、国際世論からもきびしく批判されざるをえないであろう。

もともと、硫黄島での戦時疎開が軍命令によつておこなわれた以上、疎開者の帰島条件の整備や、その間の困難な生活への配慮は、政府の手によつていち早くおこなわれるべきであつた。にもかかわらず、政府は、この問わが党などの国会質問にたいする答弁で、帰島促進などについての努力を一般論として約束するにとどまつている。

現実には、政府は、火山活動などを口実に帰島促進のためなんら前向きの措置をとつていない。政府のこのような消極姿勢について、アメリカ軍のロランC基地の存在および、自衛隊基地とその拡張意図を優先させ、そのために旧島民の帰島を意図的にさまたげているのではないか、との疑念がでているのも当然であろう。

戦時疎開以来、三十五年という旧硫黄島民の永い年月の苦痛を思えば、現在の事態は、一日も早く抜本的に改善されなければならない。もし、政府が責任と約束を誠実に履行するというのなら、旧島民の帰島実現のための積極策と三十五年にわたる疎開状態の継続にたいする慰謝など、具体的措置が緊急につよく求められよう。このことについて、去る三月二十二日の参院建設委員会でも、全会一致の附帯決議で、政府の措置を求めたところである。

ついては、以下の点について政府に伺いたい。

一　硫黄島問題の解決にあたり、もつとも重要なことは、主人公である旧島民の意思が最大限に反映されることである。政府がもし旧島民の生活経験にもとづく意見や希望を十分にきくこともせずに、事態を放置しているとすれば事は重大である。

ついては、政府はこの間、旧島民からどのような形で帰島問題などでの意見聴取をおこなつたか。具体的に明らかにされたい。

二　戦時疎開以前の硫黄島においては、硫黄島産業株式会社などごく一部の地主が土地の相当部分を所有していた。硫黄島産業については、耕作者の土地の所有権を詐取した疑惑をもたれているところであるが、そのもとで多数の耕作者は小作人組合をつくり、昭和十七年に地主側と賃借に係る契約を締結し、耕作に従事してきた。昭和十九年の戦時疎開後も、この契約の有効性は継続しており、小作者に耕作権があることは法律上もまちがいないものと考えるがどうか。

三　第二次大戦中に、土地公図が焼失したとされる硫黄島について、これまで「準公図」による土地境界の確認がおこなわれていない。こうした状況は、土地権利者の権利保護の点でも放置できない問題である。

政府は、みずからの責任において、土地権利者の同行、立合いのもとに、すべての土地境界の確認作業をただちにおこなうべきであると考えるがどうか。

四　政府は、旧島民と親族の硫黄島への帰島について、火山活動など自然条件を理由に帰島を困難視する見解をしめしている。硫黄島における火山活動や土地隆起は、島民が同島に住みついた明治以来のことであり、別にいまはじまつたことではない。現に、軍事基地や測候の関係者が安全に生活しているほか、火山に関するわが国の権威者たちも、硫黄島でまじかに危険な事態がおこるというような予測はしていないはずである。にもかかわらず、政府が、旧島民にたいしてだけ、帰島できない理由に火山活動をあげるのは、一体どのような理由にもとづくものなのか、明示されたい。

五　帰島を希望する土地権利者の土地については、帰島後ただちに安心して生活をおこなえるよう、優先的に、弾片、不発弾等の処理や遺骨の収集など必要な整地作業をおこなうのは政府の当然の責任である。政府は、いつまでにこれを終了するつもりか具体的に明らかにされたい。

六　旧島民が硫黄島で生活していくためには、当然ながら政府による生活基盤確立のための具体的援助が必要とされる。政府は、帰島者のために、当面、住宅、貯水施設、発電施設、港湾施設などの建設をおこなうべきであると考えるがどうか。

七　永く住みなれた土地から引き離され、全国各地で不安な毎日を余儀なくされてきた硫黄島戦時疎開者の、三十五年にわたる物質的、精神的苦痛ははかりしれないものがある。ところが、これら旧島民にたいしては、小笠原返還時に米政府から六百万ドルの補償金が支払われたのみで、日本政府は、これまで旧島民にたいして補償金、見舞金などみるべき援助をおこなつたことがない。政府は、戦時強制疎開のまま、帰島できないことから多くの物質的、精神的苦痛をうけてきた旧島民にたいし、均等に、しかるべき見舞金をだすべきだと考えるがどうか。

八　政府が、硫黄島への帰島について消極的な態度をとつてきた背景には、硫黄島の自衛隊基地を強化、拡大する意図があるからではないかということがいわれている。また、米軍は、原子力潜水艦の作戦上重要なロランC基地をおき、その上さらに、最近、ミッドウェー艦載機の新訓練基地にしようという動きも強まつている。「毎日新聞」四月十六日付報道によれば、東京都知事の交替を機に、防衛庁には、硫黄島を陸、海、空自衛隊の大規模な共同訓練場として整備しようという構想が浮かび上がつているという。第二次大戦で多数の兵士の生命が犠牲とされた硫黄島の悲劇をけつしてくりかえさず、同島を平和な島として復興するためには、むしろ基地の縮少、撤去が必要であると考える。これらの点について政府はどのように考えるか。伝えられるような基地の強化、拡大の計画、構想の有無について明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十四年五月二十二日

内閣総理大臣　大平　正芳

参議院議長　安井　謙殿

参議院議員上田耕一郎君提出硫黄島戦時疎開者の地権と帰島に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出硫黄島戦時疎開者の地権と帰島に関する質問に対する答弁書

一について

硫黄島への帰島等に関する旧島民の意向については、東京都及び小笠原村を通じて聞いているところであるが、直接的に旧島民から意見聴取を行つたことはない。

二について

小笠原諸島内の旧小作地に係る賃借権で小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第十三条第七項の特別賃借権に該当するものについては、同条の規定により、その保護を図ることとしている。

三について

現在、硫黄島の土地については、土地の位置及び境界を一応明らかにする地図として、防衛施設庁が同島復帰後作製した地図があるので、これを東京法務局において管理し、不動産登記事務処理に使用しているところであるが、土地の客観的な境界が明らかでない場合には、本土の場合と同様に、関係所有者間において境界を確定すべきものである。

なお、確定された境界と右の地図の表示が異なる場合に関係所有者の申出があれば、右の地図を訂正すべきことは当然である。

四について

硫黄島においては、過去に火山活動が活発化した例があり、また、近年、異常な地盤隆起の現象が生じており、このような自然条件の下においては、安全性の確認も得られないことから、現時点における帰島については、慎重に対処すべきものと考えている。

五について

遺骨収集については、従来から実施してきたところである。同島における残存遺骨は、地下埋没壕にあるものと推定され、これらの埋没壕の壕口の発見とその掘開等収集作業に種々の困難を伴っているが、今後とも、残存遺骨について、その実態をは握し、できる限り、その収集の推進を図ってまいりたい。

不発弾処理については、従来から遺骨収集等に際して発見される都度実施してきたところであり、今後とも、引き続き実施してまいりたい。

なお、不発弾の実態のは握についても努めてまいりたい。

六について

硫黄島への帰島可能性についてその目途を得るに至っていない現段階においては、御質問に係る施設の建設については、当面、考えていない。

七について

硫黄島の開発及び旧島民の帰島については、その可能性について検討を進めているところである。見舞金については、考えていない。

八について

現在、硫黄島においては、海上自衛隊が飛行場を維持管理し、航空機に対する支援業務を行っている。硫黄島の今後の在り方については、各般の見地から、総合的に検討したいと考えている。

なお、ミッドウェー艦載機の新訓練基地にしようとする動きが強まっているとの御指摘であるが、現在、具体的にそのような動きがあるとは承知していない。

〔参照〕

五月十九日　午後一時　本会議

会議を開くに至らなかった。

第十号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二七	四	一〇	地方税法等の一部を改正する法律案	日程第一〇地方税法等の一部を改正する法律案

第十二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三〇〇	三	終わりから四	人員	人事
〃	四	一	教員	教育

第十三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三三	三	六	週辺	周辺
三三	四	末	亡くなった	なくなった

昭和五十四年五月二十三日　参議院会議録第十四号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価　一部二二〇円

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四四一一（大代）
〒107